

第3次佐渡市人権教育・啓発推進計画

差別や偏見のない明るい地域社会の実現をめざして



令和2年3月
佐渡市

はじめに

「人権」は、基本的人権を保障している日本国憲法のもと、すべての人々が生まれながらに持っている権利で、人間が人間らしく生きていくために誰からも侵害されることのない基本的な権利です。

21世紀は「人権の世紀」と謳われています。しかしながら、いまだに生命・心身の安全安心にかかわる脅威や不当な差別などの人権侵害は後を絶ちません。特に児童虐待やいじめなど子どもへの人権侵害はますますエスカレートし、今年には新型コロナウイルスの感染が拡大する中、インターネットやSNS上において、感染した人に対する誹謗中傷や心ない書込みが広がっています。

すべての人々が尊重しあい、共に生きる社会を実現するためには、私たち一人ひとりが人権を正しく理解し、人権尊重の高い意識を持つことが大変重要です。

佐渡市では、あらゆる差別の解消に向けた諸施策を全行政分野で推進し、人権教育と啓発に努めています。このたび、2015年（平成27年）3月に策定した計画を基に、これまでの人権施策の成果と課題、2019年（平成31年）1月に実施した「人権に関する意識調査」を踏まえて見直しを行い、「第3次佐渡市人権教育・啓発推進計画」を策定いたしました。

今後も策定した計画を基に、市民、関係団体、行政が協働し施策を進めながら、より一層、人権教育・啓発を推進していきたいと考えております。

皆様方のご理解、ご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご助言をいただきました「佐渡市人権教育・啓発推進計画策定懇談会」委員の皆様をはじめ、関係者の皆様、アンケート調査で貴重なご意見をいただきました多くの皆様に心より厚く感謝申し上げます。

2020年（令和2年）3月

佐渡市長 三浦基裕

目次

第 1 章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 市民の意見の反映	3
第 2 章 佐渡市の人権をめぐる現状	4
1 人権に関する市民の意識	4
第 3 章 計画の基本的な考え方	12
1 基本理念	12
2 重点目標	12
3 分野別の課題	13
第 4 章 分野別人権施策の推進	15
1 子どもの人権	15
(1) いじめや不登校、体罰等への対策	17
(2) 児童虐待の防止	19
(3) 子どもの安全な居場所づくり	20
2 同和問題	26
(1) 学校教育での人権・同和教育の推進	29
(2) 社会教育での人権・同和教育の推進	29
3 障がい者の人権	34
(1) 社会参画の推進と就労の確保	37
(2) 社会福祉の充実	39
(3) 障がいのある子どもの保育・教育	39
4 女性の人権	48
(1) 男女の平等が確保される労働環境づくり	50
(2) 男女共同参画社会の実現に向けて	51
5 高齢者の人権	57
(1) 高齢者の健康づくりと介護予防の推進	59
(2) 高齢者の自立支援と社会参画の推進	60
(3) 虐待の防止と権利擁護	62

6	外国籍の人の人権	70
7	北朝鮮当局によって拉致された被害者等	75
8	インターネットによる人権侵害	78
9	個人情報の保護	82
10	様々な人権問題	86
第5章 人権教育・啓発の取組		90
1	様々な場面での人権教育・啓発	90
	（1）保育園・幼稚園・認定こども園	91
	（2）学校	91
	（3）地域	91
	（4）家庭	91
	（5）企業・職場	92
2	人権教育・啓発を推進する人材の育成	92
	（1）市職員	92
	（2）教職員・社会教育関係者	92
	（3）医療・保健・福祉関係者	93
	（4）マスメディア関係者	93
	（5）消防職員	93
3	計画の推進体制	94
	（1）庁内の推進体制	94
	（2）市民・地域との連携	94
	（3）国・県など関係機関との連携	94
4	計画の進行管理	95
資料編		96
1	佐渡市人権教育・啓発推進計画策定懇談会の審議経過	96
2	佐渡市人権教育・啓発推進計画策定懇談会委員名簿	97
3	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	98
4	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	99
5	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 ..	104
6	部落差別の解消の推進に関する法律	106

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

1948年（昭和23年）12月10日、国連第3回総会において、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として「世界人権宣言」が採択されました。

わが国では、1947年（昭和22年）に施行された日本国憲法において、基本的人権は「侵すことのできない永久の権利として、現在および将来の国民に与えられる」と規定し、すべての人々の人権の享有を保証しています。また、憲法第14条の法の下での平等について「人権、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定し、一切の差別を禁止しています。

2000年（平成12年）には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（人権教育・啓発推進法）が制定され、2002年（平成14年）には同法に基づき「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

2015年（平成27年）の国連総会で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」は、人や国の不平等の是正といった人権に大きく関わるものを含めた目標等が掲げられ、「誰一人取り残さない」社会をめざし、平和に暮らせる持続可能な世界の実現に向けた取組が展開されています。

2016年（平成28年）には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）、「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が相次いで施行されるなど、人権に関する個別の法律の整備により、女性、子ども、障がい者、同和問題等、様々な人権課題について、その改善に向けた施策等が推進されています。

新潟県においては、2004年（平成16年）に、「人権教育・啓発推進法」に基づき「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」を策定し、「県民一人ひとりがすべての人々に対して開かれた心で互いの人権を認め、尊重しあう」社会の実現をめざし、各種の人権施策に取り組んできましたが、社会情勢の変化等を踏まえて、2020年（令和2年）に改定が予定されています。

佐渡市では、2008年（平成20年）に、差別や偏見のない明るい地域社会の実現に向けて、「佐渡市人権教育・啓発推進計画」を策定し、人権施策を推進してきました。2014年（平成26年）には「人権問題に関する意識調査」を実施し、2015年度（平成27年度）から2019年度（令和元年度）を計画期間とする「佐渡市人権教育・啓発推進計画（改訂版）」を策定し、同和問題、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国籍の住民、拉致被害者など、市の現状に応じた人権施策を総合的に展開してきました。

しかし、2019年（平成31年）に、これまでの人権施策に対する市民の意識の変

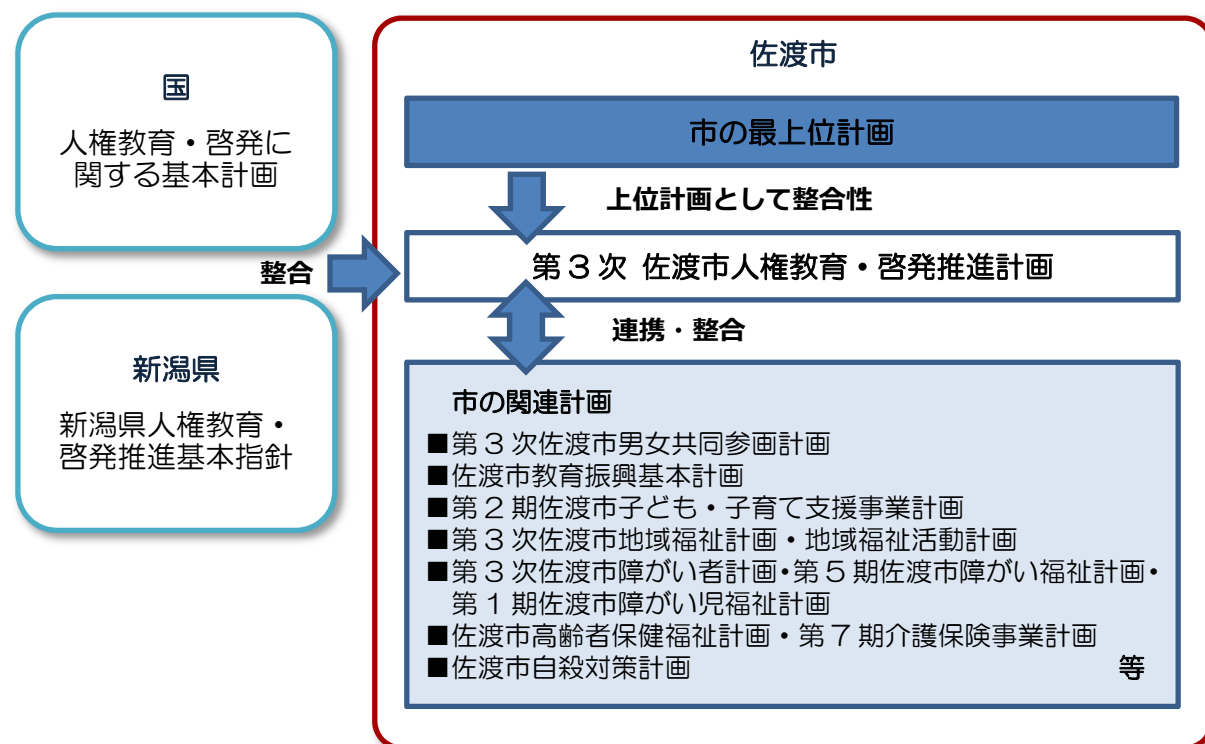
化を改めて把握するために実施した「人権問題に関する意識調査」においては、基本的人権に関わる問題についての関心はあるとしつつも、今の日本は人権が尊重されている社会だと「思わない」、または「あまり思わない」市民の割合が増加しており、課題が解決されているとはいえない状況となっています。

これらを踏まえ、本計画は2019年度（令和元年度）をもって推進期間を終了する「佐渡市人権教育・啓発推進計画（改訂版）」を見直し、あらゆる差別をなくすための人権教育・人権啓発の諸施策を効率的、効果的に推進することを目的として策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、「人権教育・啓発推進法」第5条に基づき、地方公共団体の責務として本市の実情に即した人権教育・人権啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

本市の最上位計画と整合性を図り、市民生活の安定と福祉の向上を図るとともに、市民の基本的人権の尊重をはじめ、あらゆる差別の解消をめざします。



3 計画の期間

本計画は、2020 年度（令和 2 年度）から 2024 年度（令和 6 年度）までの 5 年間とし、国や県の動向、社会情勢や環境の変化および施策の進捗状況に応じ、見直しを行います。

平成 27 年度 ～令和元年度	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)
佐渡市人権教育・ 啓発推進計画 (改訂版)	第 3 次 佐渡市人権教育・啓発推進計画				
ニーズ調査の実施 評価・見直し					評価・見直し

4 市民の意見の反映

本計画の策定にあたり、市民の人権に関する意識状況を明らかにし、本計画の基礎資料とするため市民を対象に「人権に関する意識調査」を実施しました。

また、幅広く市民の意見を反映するため、パブリックコメントを実施しました。

【人権に関する意識調査概要】

- 調査月：2019 年（平成 31）年 1 月
 - 調査対象者：市民 16 歳以上～80 歳未満 1,000 名（無作為抽出）
 - 配布・回収方法：郵送による配布回収
 - 配布部数：1,000 部 回収部数：441 部 有効回答数：440 部 回収率：44.1%
- ※グラフ中の（n）は回答者数を表します。

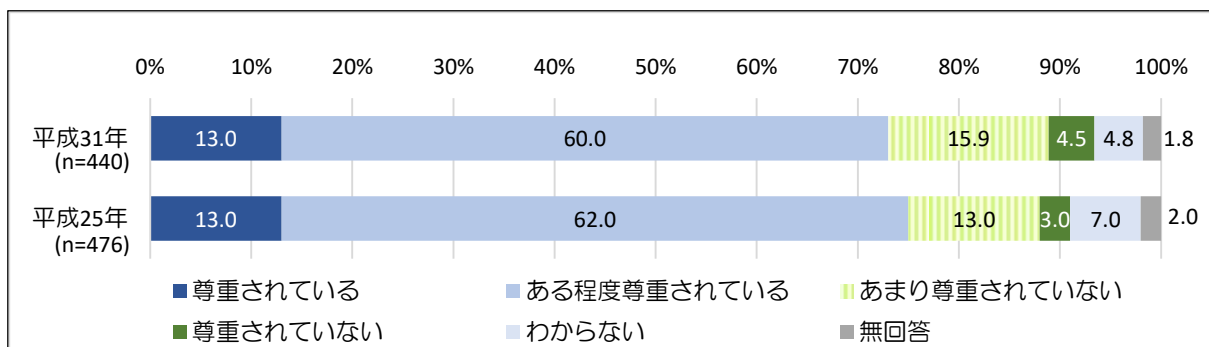
第2章 佐渡市の人権をめぐる現状

1 人権に関する市民の意識

平成31年1月に無作為抽出した市民を対象に「人権に関する意識調査」を行いました。その調査結果を平成25年に行った前回調査、平成19年に行った調査の結果を比較すると、市民の意識の変化がうかがえます。

問 あなたは、今の日本は人権が尊重されている社会だと思いますか。

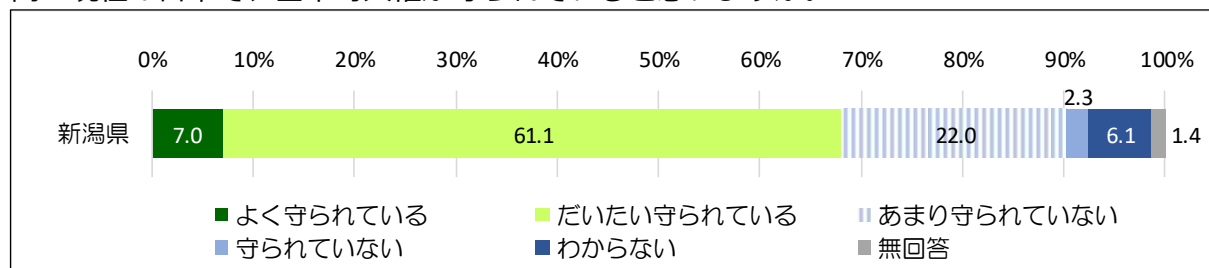
「ある程度尊重されている」が60.0%と最も高くなっていますが、前回調査と比べて「尊重されていない」と「あまり尊重されていない」の合計が4.4ポイント増加し、20.4%となっています。



*平成19年の調査は選択肢が異なるため比較していません。

●参考 新潟県「県民アンケート調査」(平成30年度)

問 現在の日本で、基本的人権が守られていると思いますか。

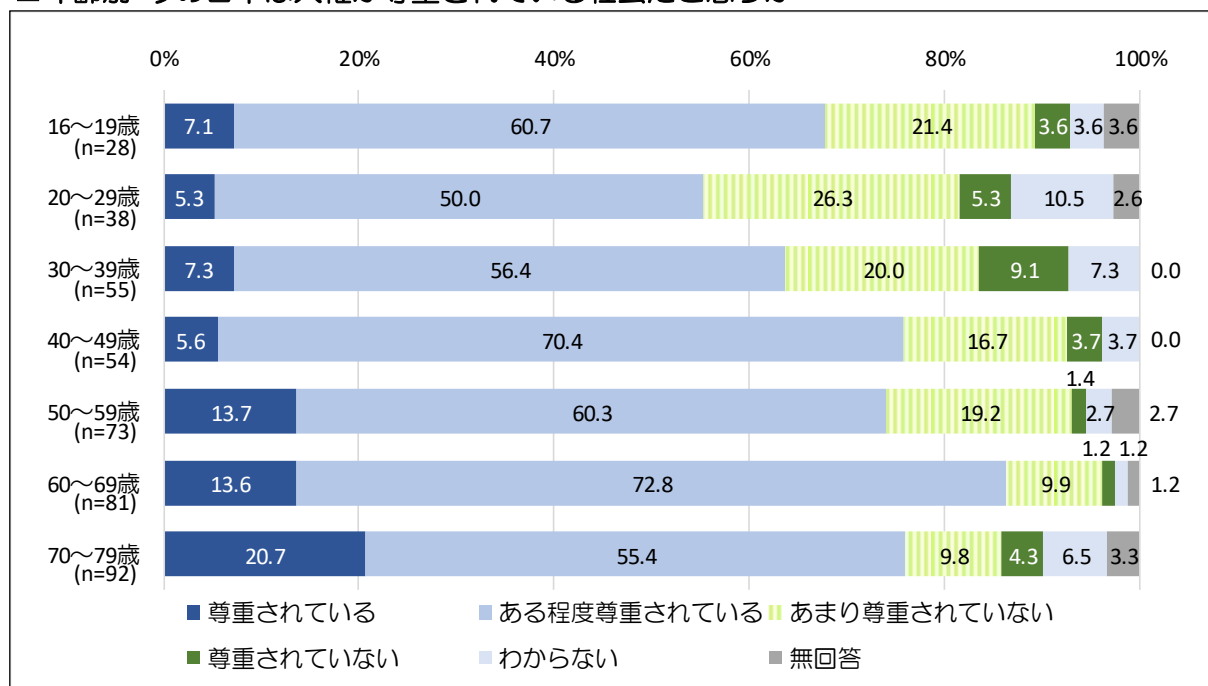


年齢別にみると、「尊重されている」という割合が最も高かったのは「70～79歳」で20.7%、次いで「50～59歳」が13.7%、「60～69歳」が13.6%となっています。49歳以下ではいずれの年代も10%未満となっています。

一方で「尊重されていない」と「あまり尊重されていない」の合計は、「20～29歳」が31.6%と最も高く、次いで「30～39歳」が29.1%、「16～19歳」が25.0%と若い世代で高くなっています。

人権が尊重されていると感じている割合は高齢者が高く、若くなるにつれ尊重されていないと感じている傾向にあります。どの年代においても人権が尊重されていると感じることができる社会の実現が必要です。

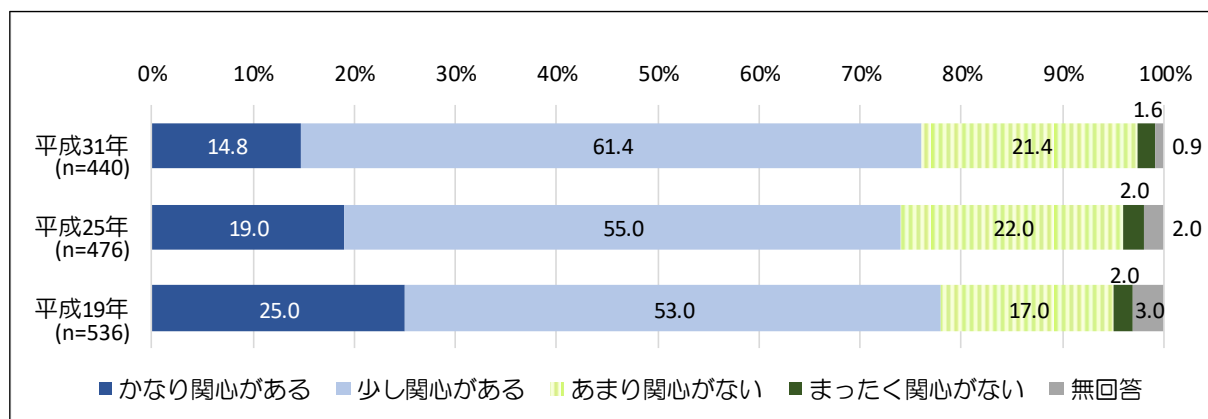
■年齢別 今の日本は人権が尊重されている社会だと思うか



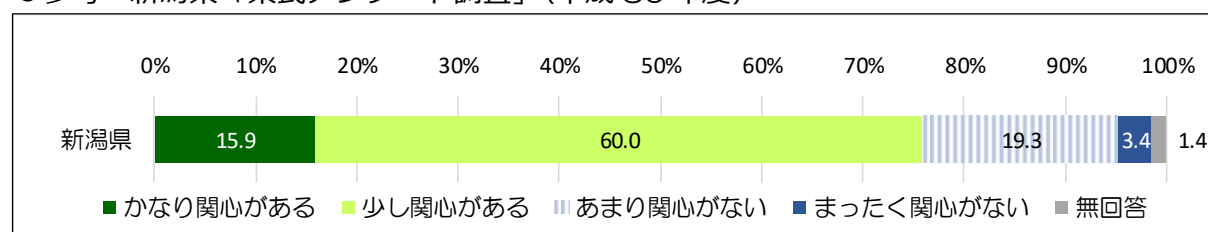
問 あなたは、人権や差別問題にどの程度関心を持っていますか。

「かなり関心がある」は前回調査より 4.2 ポイント減少して 14.8% となっています。平成 19 年の調査と比較すると 10.2 ポイントも減少しています。

積極的な関心度が低くなっており、人権意識への関心を高め、理解を深めることが必要です。



●参考 新潟県「県民アンケート調査」(平成 30 年度)

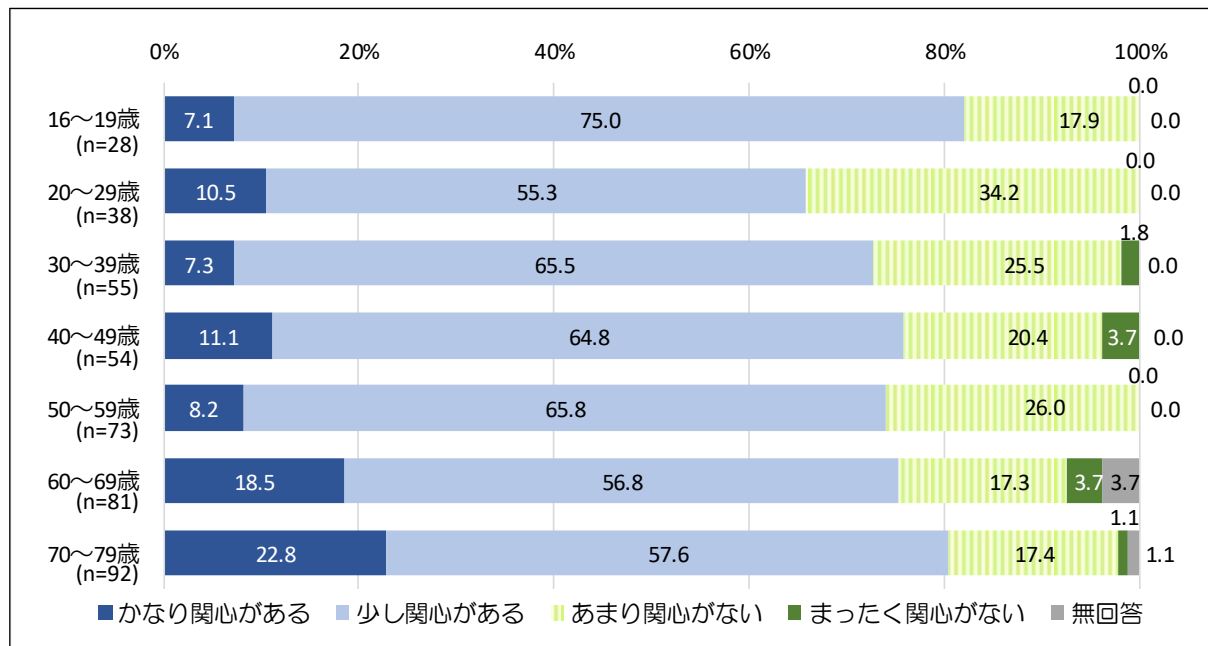


第2章 佐渡市の人権をめぐる現状

年齢別にみると、「かなり関心がある」という回答は60歳以上に多く、60歳未満、特に20～29歳で「関心がない（「まったく関心がない」と「あまり関心がない」の合計）」割合が多くなっています。

16～19歳では「少し関心がある」が75.0%となっており、「かなり関心がある」割合は少ないものの「関心がない（「まったく関心がない」と「あまり関心がない」の合計）」割合も少なくなっています。

■年齢別 人権や差別問題への関心度



問 基本的人権に関わる次の問題のうち、あなたが関心のあるものすべてを選んでください（複数回答）。

「子どもの人権問題（いじめ・虐待）」が76.8%と最も高く、次いで「障がいのある人の差別問題」が55.7%となっています。

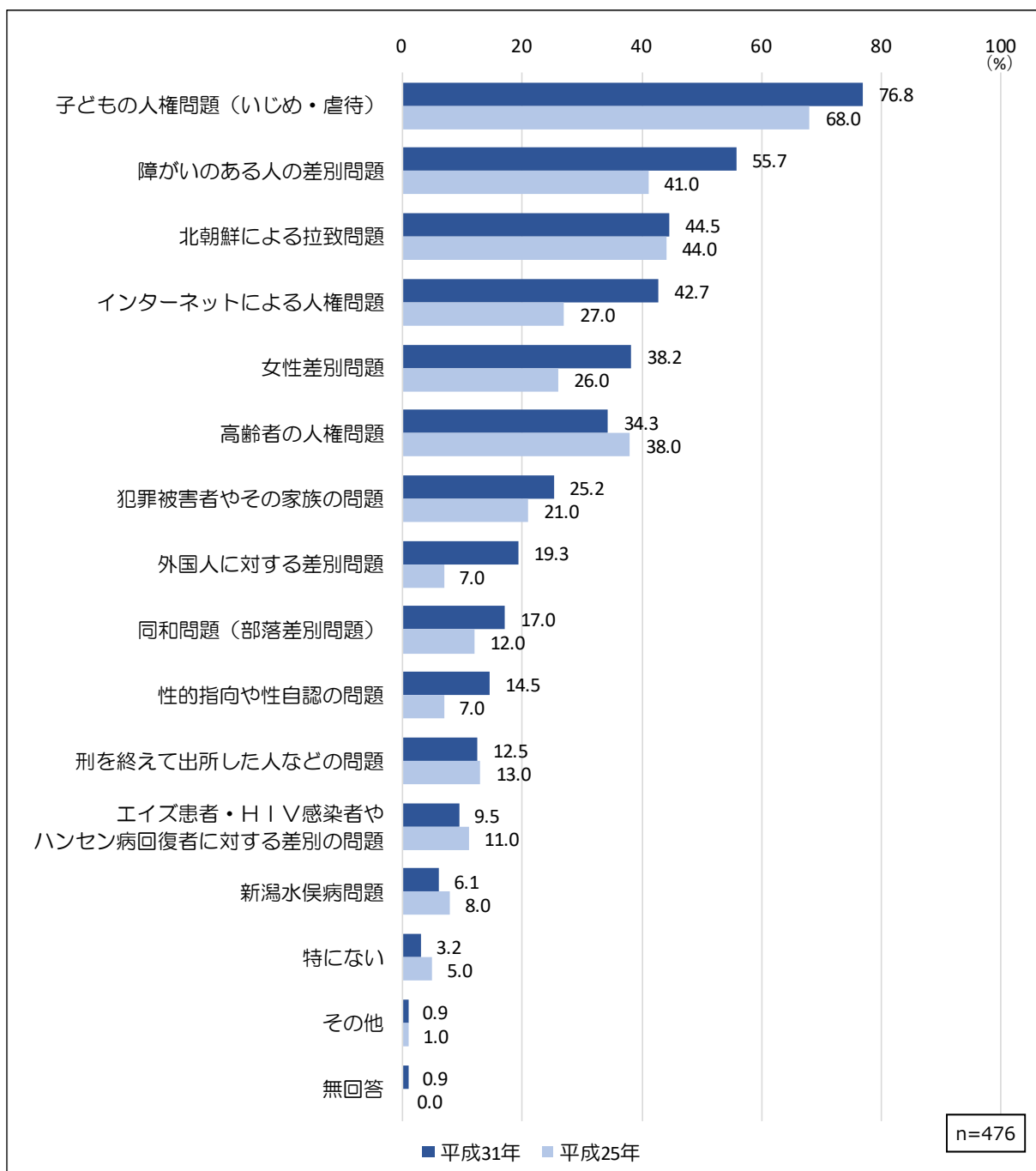
前回調査より関心度が大きく増加したのは、

「インターネットによる人権問題」…15.7ポイント増加

「障がいのある人の差別問題」……………14.7ポイント増加

「外国人に対する差別問題」……………12.3ポイント増加

「女性差別問題」……………12.2ポイント増加となっています。

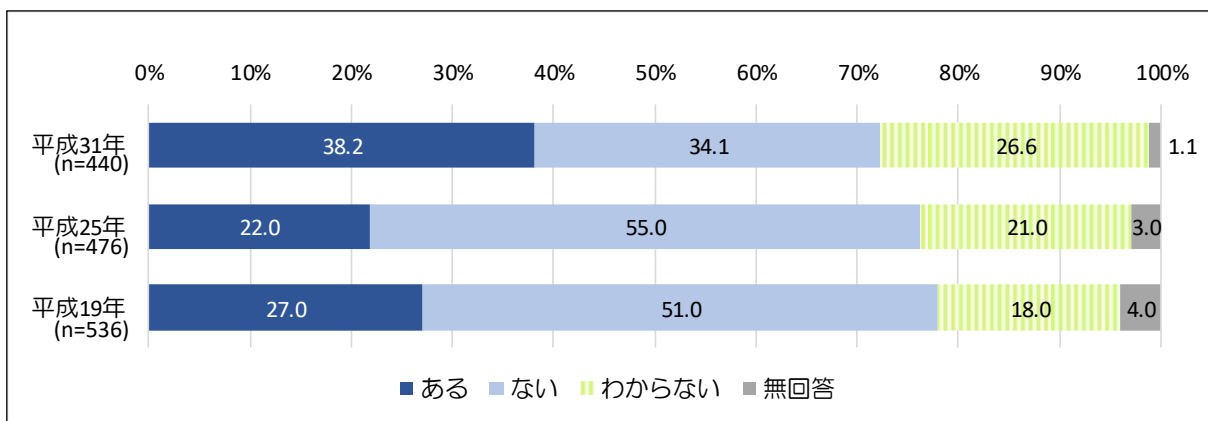


問 あなたやあなたの周りで、人権の侵害を受けたことがあると感じたことがありますか。

「ある」が38.2%で、前回調査より16.2ポイント増加しています。特に「20～29歳・女性」と「30～39歳・女性」では50%を超えています。

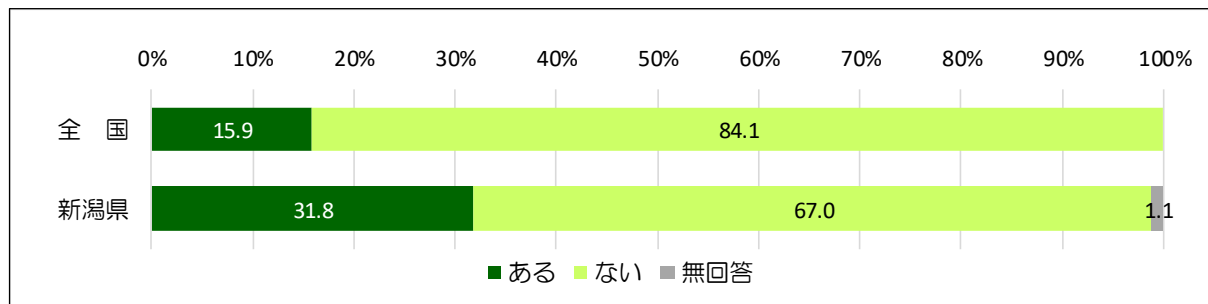
具体的な内容は「あらぬ噂、悪口、かげ口」が70.8%と最も高くなっています。国、新潟県の調査では一部選択肢が異なりますが、「あらぬ噂、悪口、かげ口」が最も高く、それぞれ51.6%、56.4%となっています。

年齢別では明らかな傾向はみられませんが、全体的に女性のほうが「ある」という回答が多くなっています。

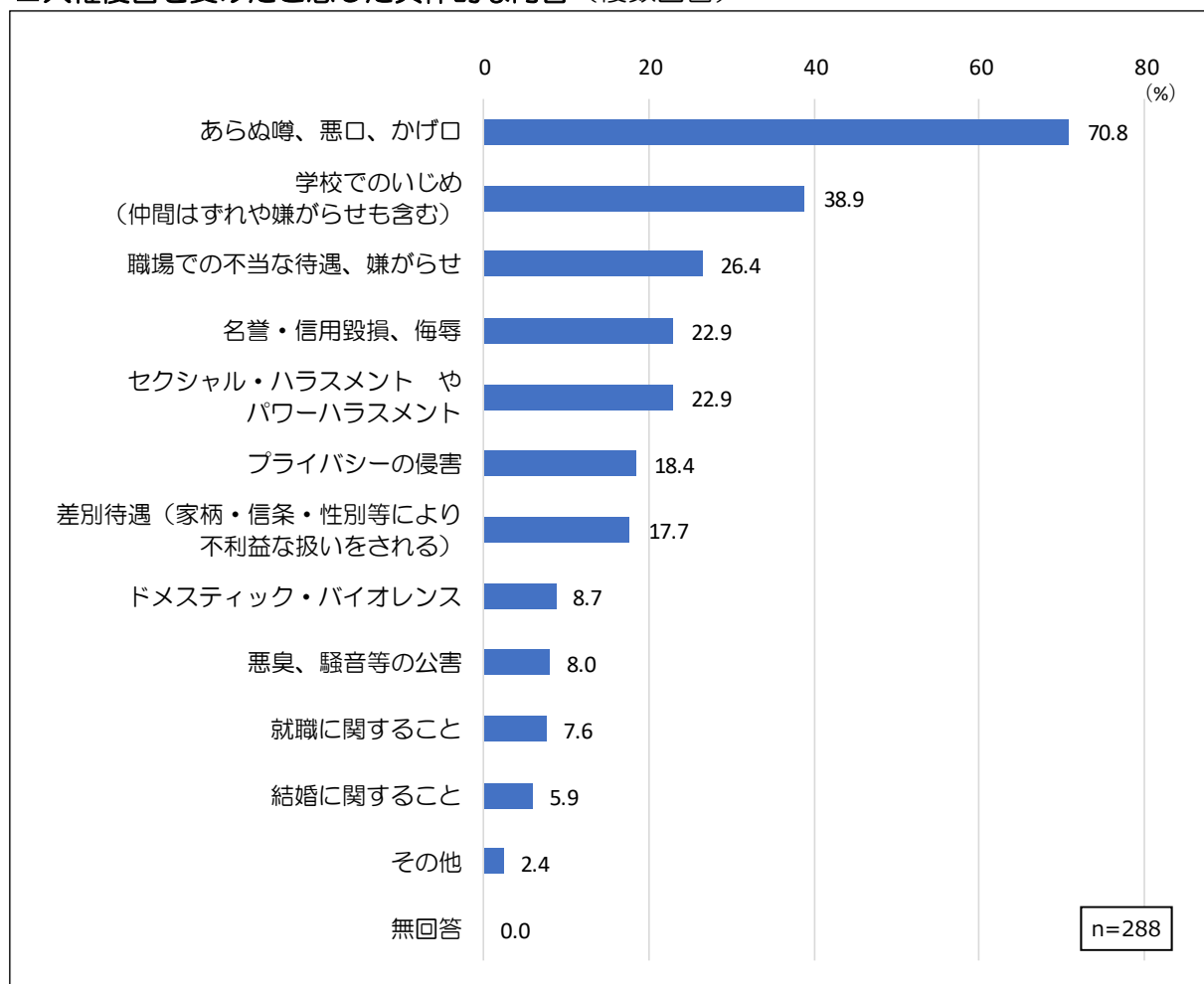


- 参考 内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成29年10月)
新潟県「県民アンケート調査」(平成30年度)

問 これまでに自分の人権が侵害されたと感じたことがありますか。

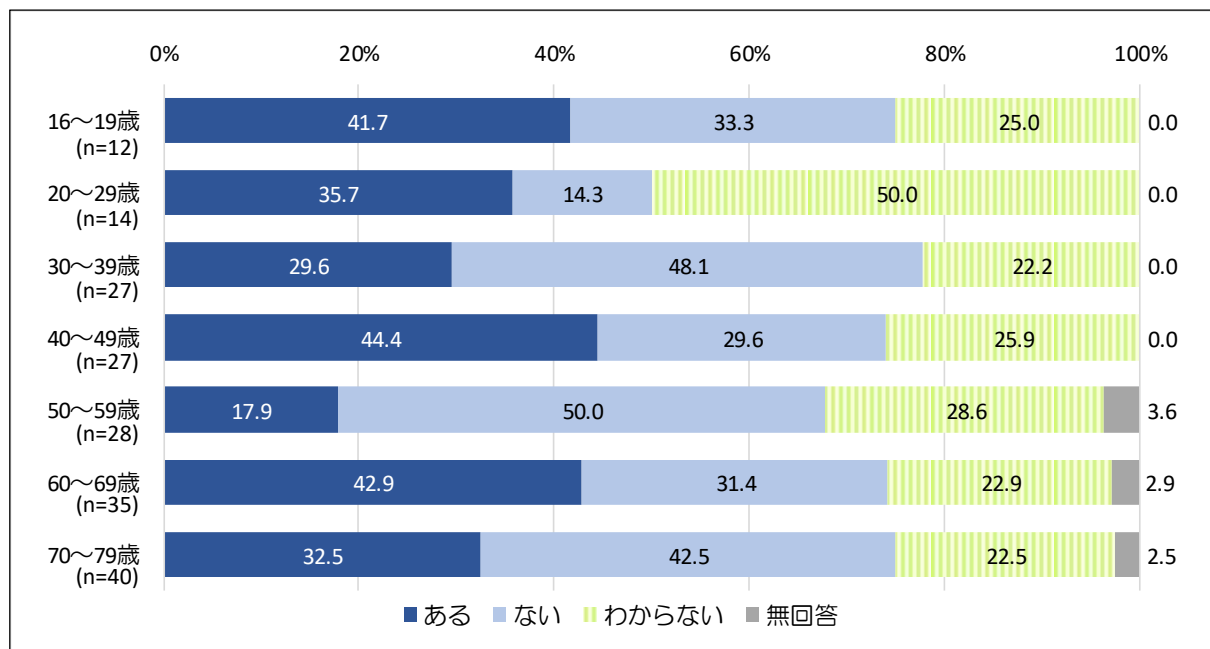


■人権侵害を受けたと感じた具体的な内容（複数回答）

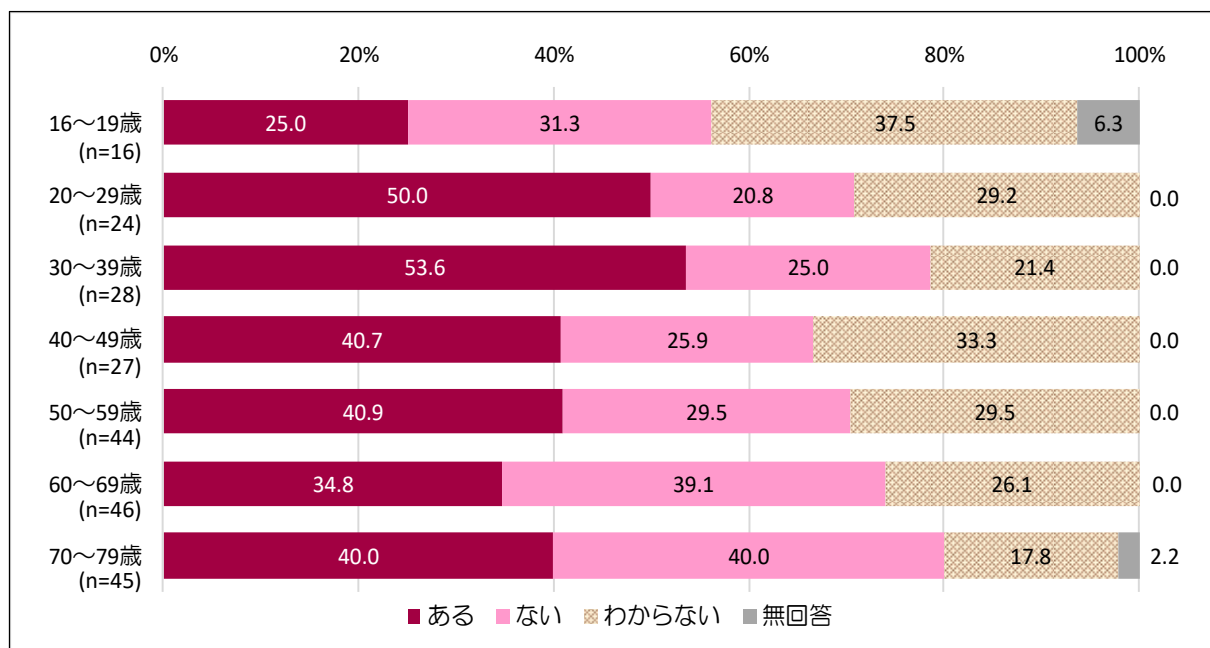


第2章 佐渡市の人権をめぐる現状

■男性 年齢別 人権の侵害を受けたことがあると感じたことがあるか

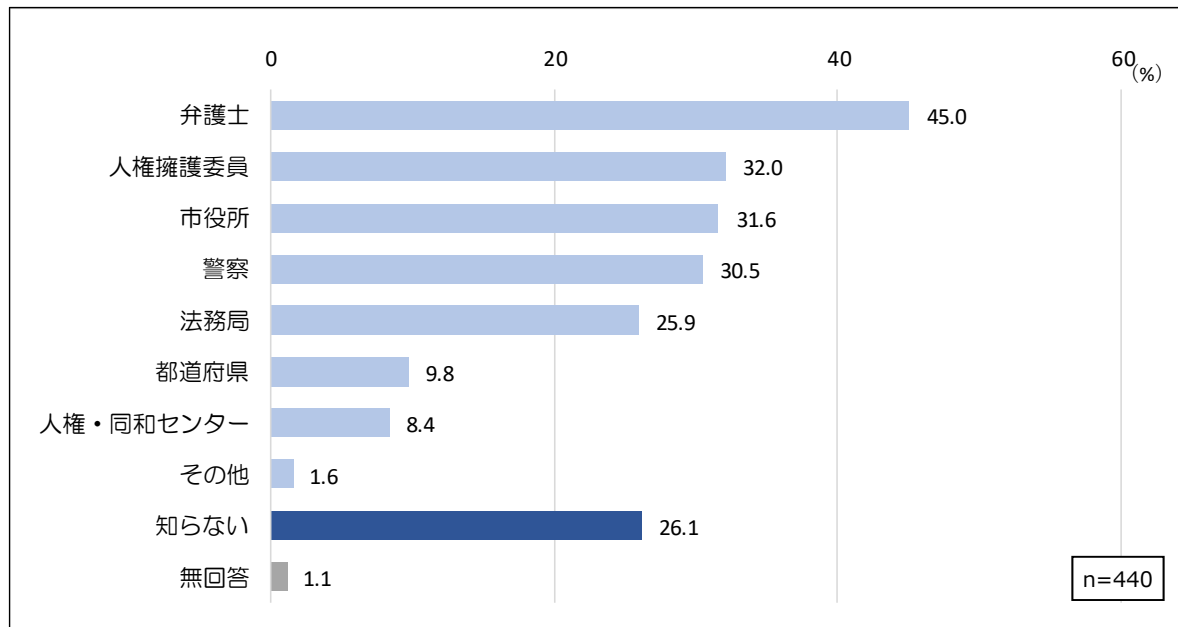


■女性 年齢別 人権の侵害を受けたことがあると感じたことがあるか



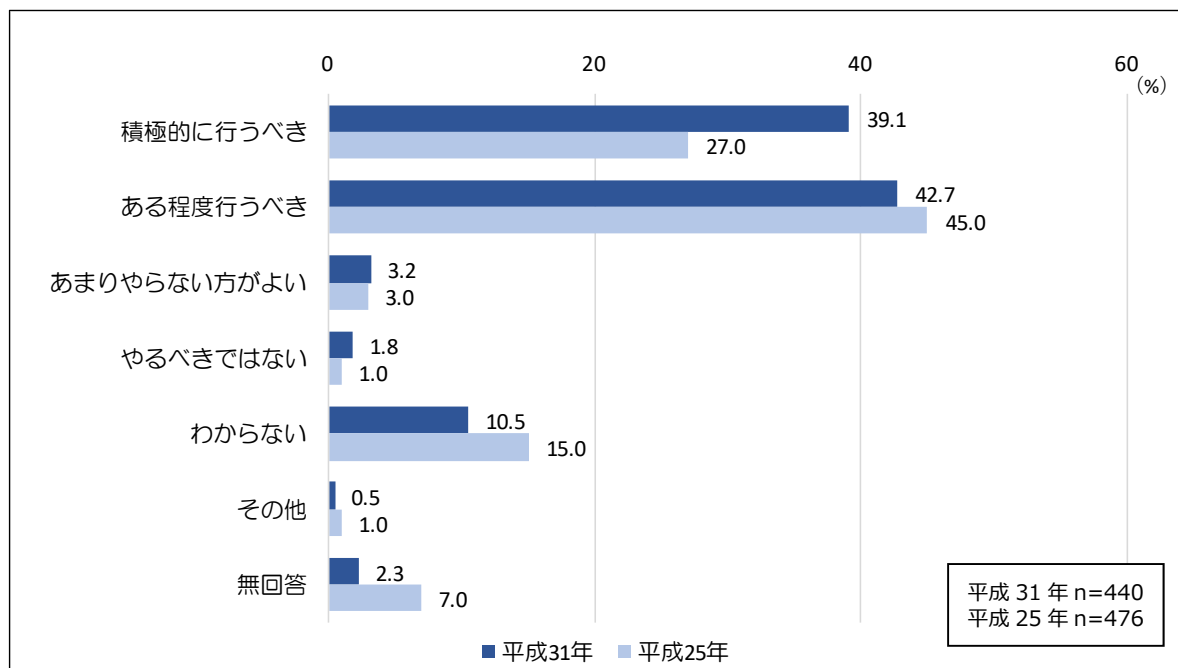
問 あなたは、人権擁護機関としてどのようなものを知っていますか。次の中からすべて選んでください（複数回答）。

最も認知度の高かった「弁護士」でも45.0%となっています。一方で「知らない」が26.1%となっており、専門機関の認知度が低いことがわかります。



問 小・中学校、高等学校で人権・同和教育を行うことについてどのように思いますか。

「ある程度行うべき」が42.7%と最も高く、次いで「積極的に行うべき」が39.1%で、前回調査より12.1ポイント増加しています。学校教育での継続的な推進が求められています。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

差別や偏見のない明るい地域社会の実現をめざして

21世紀は、「人権の世紀」といわれています。「人権」は難しいものではなく、すべての人々が生まれながらに持っている権利で、人間が人間らしく生きていくため、誰からも侵害されることのない基本的な権利です。

しかしながら、現実の社会では、保護者からの虐待によって子どもの命が奪われたり、パートナーからの暴力によって心や身体に深い傷を受けることがあります。高齢だから、障がいがあるから、同和地区出身者だから、あるいはもっと些細なことで差別を受けることもあります。

すべての市民が、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、あらゆる教育、啓発、研修等の場を通じて、相互の理解を深めるとともに、人権を身近なものとして思いやりの心で尊重し守り支えあう、差別や偏見のない明るい地域社会の実現をめざします。

2 重点目標

市民を対象に行った「人権に関する意識調査」では、人権や差別問題に「かなり関心がある」割合は年々減少しており*1、特に20歳代、30歳代で関心がないとする割合が多くなっています*2。

本計画の最終年度に行う「人権に関する意識調査」において、すべての年齢層で「かなり関心がある」割合が25%以上、「まったく関心がない」割合が0%となることを重点目標とします。

市民一人ひとりが人権について自らの課題として関心を持ち、自身も他者も尊重されるべき存在であり、差別や偏見を許さないと認識し、実践する地域づくりのためには、人権教育・啓発の果たす役割が大変重要です。

学校教育、社会教育における人権教育・啓発を推進するとともに、事業の実施主体である市の職員に対する人権教育・啓発に積極的に取り組みます。

*1：第2章、p.5 グラフ参照

*2：第2章、p.6 グラフ参照

3 分野別の課題

本計画では、多岐にわたる人権問題について、以下の分野別課題ごとに施策の方向性と具体的な事業を明らかにします。

本計画に基づき諸施策を実施することにより、市民生活の安定と福祉の向上を図るとともに、市民の基本的人権の尊重をはじめ、あらゆる差別の解消に向け、施策に取り組んでいくものとします。

(1) 子どもの人権

核家族化・少子化の進行、また価値観の多様化や SNS の普及等、子どもを取り巻く社会環境は大きく変化しているものの、現在も児童虐待、いじめ・体罰、貧困など、子どもの人権侵害は大きな課題となっています。

(2) 同和問題

佐渡市では、1993 年（平成 5 年）の全国同和地区実態等把握調査で、同和地区は 4 地区と報告されています。2016 年（平成 28 年）に「部落差別解消推進法」が施行されましたが、生活環境、就労、婚姻での差別など、未だ同和問題が解消したとはいえない現状にあります。

(3) 障がい者の人権

2016 年（平成 28 年）、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として「障害者差別解消法」が施行されました。物理的にも意識的にもバリアフリーな地域づくりに取り組みます。

(4) 女性の人権

女性の社会進出が進む中、長い歴史の中で培われてきた「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担の意識により、就労や地域社会などあらゆる活動に制約がもたらされています。男女の共同参画の促進を含む女性の人権擁護を推進します。

(5) 高齢者の人権

佐渡市の高齢化率は、2015 年（平成 27 年）の国勢調査で 40%を超えています。高齢者が疾病や加齢によって心身の機能が低下しても、尊厳を持って生活を続けていくことができるよう、今後さらに地域社会全体で支えるしくみを構築していきます。

(6) 外国籍の人の人権

外国籍の人への理解が不十分であるために生じる偏見や差別意識による発言、行動を解消し、お互いの文化や価値観を尊重し、相互理解の増進等に取り組みます。また、情報提供の充実を図り、共に生活していくことができる社会の実現を推進します。

(7) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

国は拉致問題を日朝間の最優先課題と位置づけていますが、拉致被害者のうち帰国が実現したのはわずか5人で、それ以外の人は正確な情報がないまま安否確認すらなされていない状況です。市民の人権を侵害された重大な問題であることについて意識啓発を図るとともに、国に対して早期解決に向けた働きかけを続けていきます。

(8) インターネットによる人権侵害

近年、インターネットやSNSの急速な普及により、自由なコミュニケーションが可能であること、膨大な量の情報を簡単に利用できることなどの利便性をもたらす一方で、差別的な書き込みや個人情報の不正な取扱い、信用情報等の流出など、人権侵害にまつわるトラブルが発生し、子どもが被害者となるケースも増えています。

(9) 個人情報の保護

社会の情報化が進み、個人情報を利用した様々なサービスが提供され、私たちの生活はとても便利になっています。しかし、個人情報は不適正に取り扱われると、取り返しのつかない被害を及ぼすおそれがあります。

(10) 様々な人権問題

上記にあげた主要な分野以外にも、現在の日本社会には、HIV感染者やエイズ患者、水俣病患者、ハンセン病回復者やその家族、犯罪被害者や刑を終えて出所した人とその家族、人種に対する差別や偏見、最近では性的マイノリティ（LGBT）など、様々な人権問題があります。

第4章 分野別人権施策の推進

1 子どもの人権

1989年（平成元年）に国連は、子どもの人権のために「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）を採択しました。日本は、1994年（平成6年）に批准しています。この条約では、「原則として大人と同様の権利の保障」「親の社会的地位・財産、人種などによる不平等の排除」「考えをまとめる力のある子どもが、自分に影響があることに意見を表明することができること」などを定めています。

しかしながら、家族の形態の多様化、近隣とのつきあいの希薄化などの社会状況の変化の中で、児童虐待やいじめ、不登校、少年非行の凶悪化や低年齢化、児童ポルノ、貧困など、様々な問題が生じています。

国においては、「児童虐待防止法」や「児童ポルノ禁止法」などの制定、改定をはじめ、2013年（平成25年）には「いじめ防止対策推進法」を、2014年（平成26年）には「子どもの貧困対策推進法」などを施行してきました。2017年（平成29年）3月には初めて不登校に関する法律「教育機会確保法」が策定されました。

また、世界的に人の移動や国際結婚が増加するなか、その関係の破綻から一方の親が他方の親の合意なく子どもを自国に連れ帰るケースに対して、子どもを返還させるために国際的な協力関係を約束しあう「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」（ハーグ条約）が1980年（昭和55年）に採択されていましたが、日本では2013年（平成25年）、条約の締結が承認され、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」の成立を経て、2014年（平成26年）に発効しました。

子どもの問題は、単に問題行動の発生の有無に限ることなく、子どもの成長過程に家庭、保育園、幼稚園、学校、地域や行政等関係機関がいかに連携し、サポート体制を構築していくかが求められます。今後も、子どもの人権擁護のために協働した取組を推進していかなければなりません。

特に、子どもが生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期に、生活時間の大半を過ごす場である保育園・幼稚園の役割は極めて重要であり、家庭・地域との密接な連携のもと、すべての子どもの発達を保障し、思いやりの心や生命を大切にしようとする心を育み、人権尊重の意識と行動の基礎を培う保育・幼児教育の充実が求められます。

小学校、中学校においても学習指導要領による「生きる力」、自ら学び自ら考える、豊かな人間性の育成をめざし、「学校における人権教育の在り方等に関する調査研究」等を踏まえ、自他の存在を大切にし、ともに生きる社会をつくる人権教育を、学年に応じて推進します。

また、犯罪やいじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽

減し、立ち直りを支援するため、スクールカウンセラー等の専門家によるカウンセリングや、保護者に対する助言・支援体制の充実に努めます。

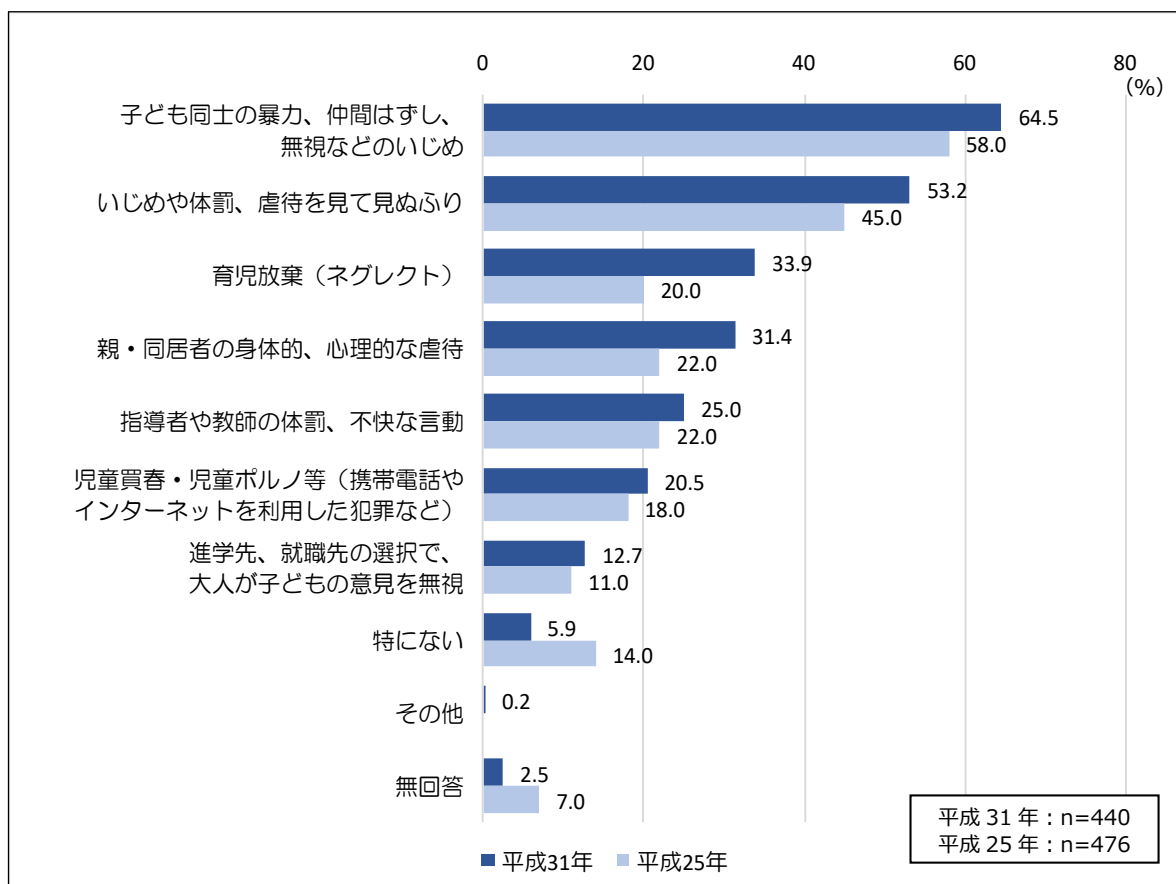
子どもを単に保護・指導の対象としてとらえるのではなく、基本的人権の権利主体であることを理解し、人格を持った一人の人間として尊重したうえで、未来を担う子どもが、健やかに育つ環境づくりを大人の責務として果たしていく理念を社会全体が一体となって推進していくことが必要です。

市民を対象として行った「人権に関する意識調査」では、子どもの人権が守られていないと思うこと（複数回答）として、「子ども同士の暴力、仲間はずし、無視などのいじめ」が64.5%と最も高く、次いで「いじめや体罰、虐待を見て見ぬふり」が53.2%となっており、平成25年の調査時と比較してそれぞれ6.5ポイント、8.2ポイント増加しています。

また、「育児放棄（ネグレクト）」と「親・同居者の身体的、心理的な虐待」を合わせると65.3%となり、幼児虐待が子どもの人権を侵害しているとの認識が、前回調査より23.3ポイント増加しています。

一方で、「特にない」という回答は8.1ポイント減少して5.9%となっています。

問 子どもの人権が守られていないと思うことを、次の中から3つ以内選んでください。



※平成25年の調査時は「その他」という選択肢はなく、「親・同居者のしつけでの体罰」「わからない」という選択肢があり、それぞれ14.0%、7.0%となっていました。

(1) いじめや不登校、体罰等への対策

本市では、2013年（平成25年）の「いじめ防止対策推進法」の制定を受け、いじめ防止等のための対策を、総合的かつ効果的に推進することを目的として、「佐渡市いじめ防止基本方針」を定めました。

学校においては、各学校の実情に応じた「学校いじめ防止方針」を定め、子どものいじめや不登校、問題行動等に鋭意対応し、その解消に向けて指導の継続に努めています。しかしながら、学校における暴力行為の発生件数、いじめの認知件数は上昇傾向にあり、暴力行為の発生件数は全国、新潟県を上回っています。一方で、いじめの解消率は2015年（平成27年）に大きく低下し、その後上昇傾向にあるものの、依然として全国、新潟県を下回っている状況です。

いじめは日常生活の延長上で生じ、当該行為がいじめか否かの客観的判定が難しいうえ、インターネットやソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の普及により、さらに内容がみえにくくなり複雑化しています。保護者や教職員が気づかないところで誹謗中傷を受けるいじめなどを防止するため、SNSの取扱い等、情報モラルや利用マナーの普及・啓発を図るとともに、事象が発生した場合には関係機関・団体と連携した問題解決を進めます。

不登校については、その原因は様々です。2016年（平成28年）12月に公布された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（教育機会確保法）では、「個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること」と定め、従来の「学校復帰」をゴールとした対策から個人に寄り添う方向へ転換を図っています。

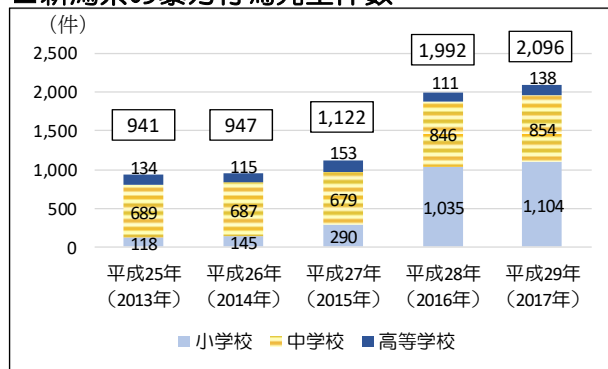
本市では、2015年（平成27年）まで、100人あたりの不登校児童・生徒数の割合は、全国、新潟県より多いものの減少傾向にありましたが、その後増加に転じ、全国、新潟県を大きく上回っています。不登校がきっかけとなりニートや引きこもりになる事例は少なくありません。家族だけで問題を抱えているケースもあることから、専門家も含めた周囲の支援が得られるということを広く周知します。

いじめや不登校、非行等に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家による子どもや保護者の相談体制の強化に努めるとともに、佐渡市いじめ問題対策連絡協議会やいじめ等対策委員会等において、学校・地域・関係機関等のネットワーク強化に取り組みます。

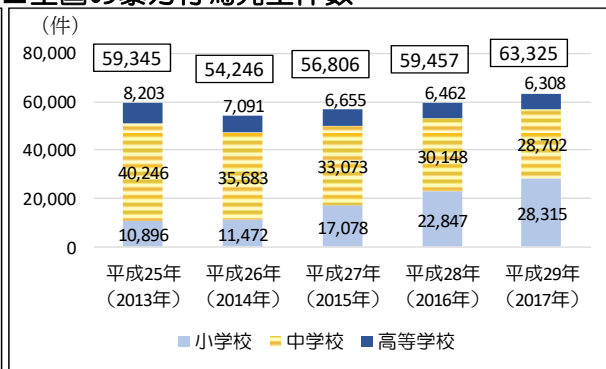
また、児童・生徒の実態に応じ適切な指導・援助ができるように、教職員・相談員の資質向上をめざした研修の充実を図ります。

第4章 分野別人権施策の推進 1 子どもの人権

■新潟県の暴力行為発生件数

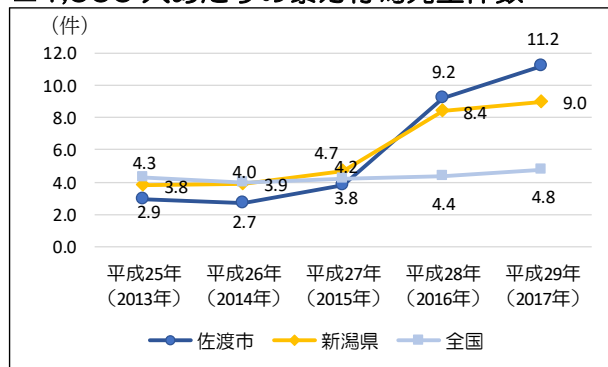


■全国の暴力行為発生件数



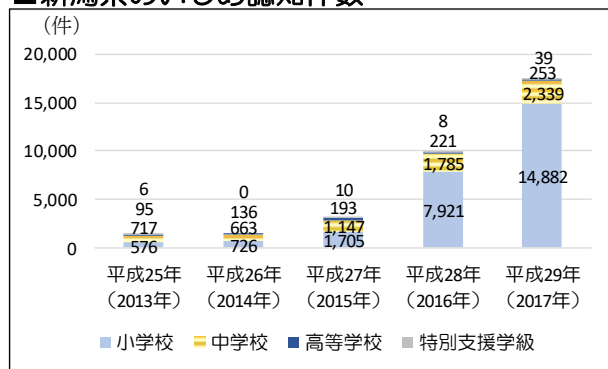
資料：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

■1,000人あたりの暴力行為発生件数

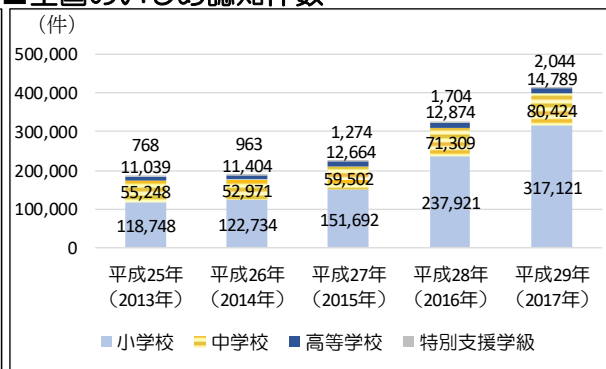


資料：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

■新潟県のいじめ認知件数

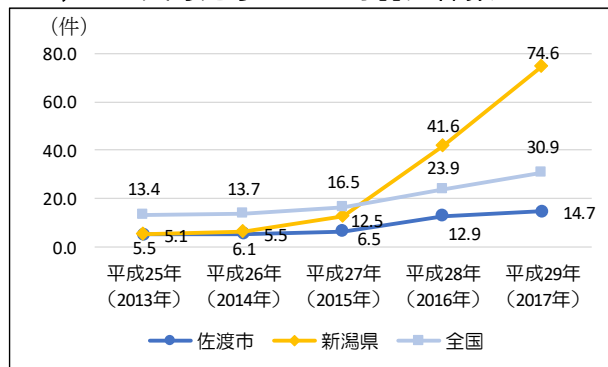


■全国のいじめ認知件数

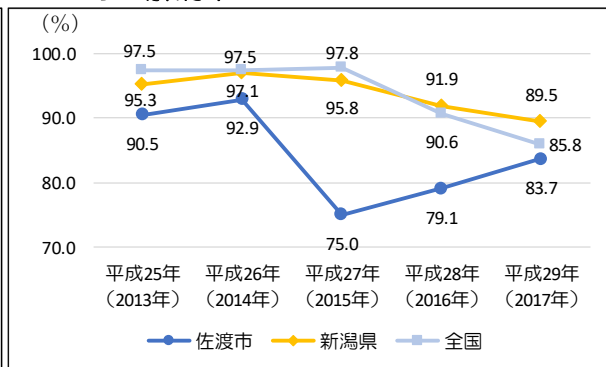


資料：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

■1,000人あたりのいじめ認知件数

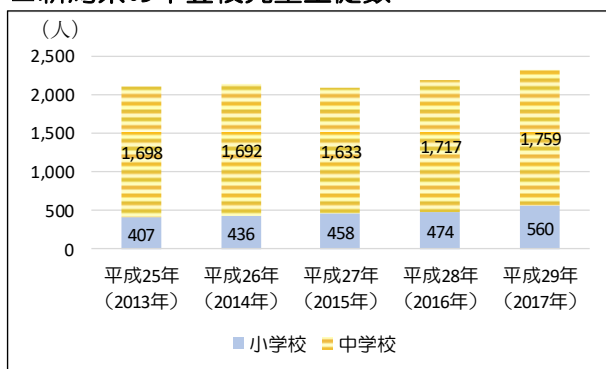


■いじめの解消率

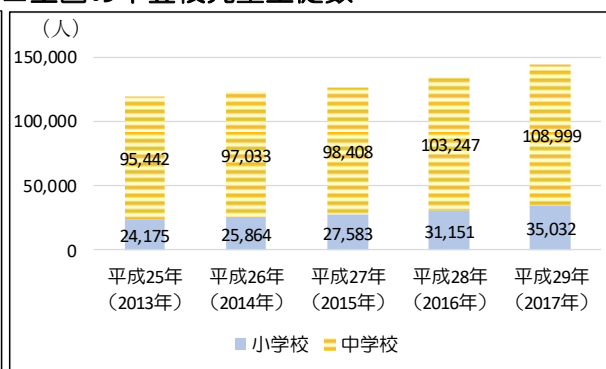


資料：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

■新潟県の不登校児童生徒数

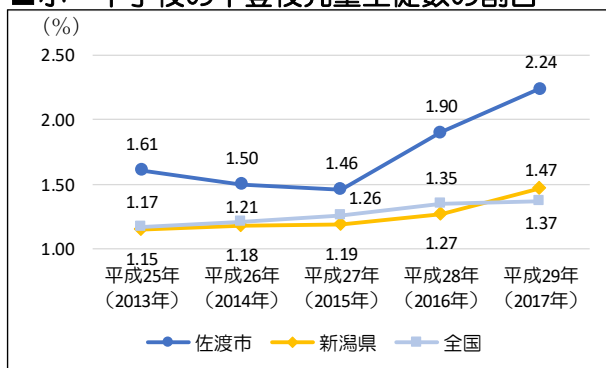


■全国の不登校児童生徒数



資料：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

■小・中学校の不登校児童生徒数の割合



資料：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

(2) 児童虐待の防止

児童虐待防止法第6条では、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない」としています。市民に対して児童虐待防止についての知識の普及を図るとともに、虐待の早期発見のための協力を働きかけ、社会全体で子どもの成長を見守る支えあいの地域づくりに取り組みます。

子どもへの虐待やDVの未然防止、虐待を受けた子どもへの迅速かつ適切な保護および心理的ケア、社会的自立や親子関係の再構築の支援など、子どもが安全・安心に暮らすための取組を推進するとともに、佐渡市要保護児童対策協議会を設置し、関係機関との連携を強化するなど子どもの人権を守る体制の充実を図るほか、相談体制の充実に取り組みます。

また、子育て家庭の孤立化や子育ての負担感が、児童虐待の要因の一つであることから、出産前から養育に支援が必要と思われる妊婦などに対して、保健師等が関わり、妊娠期、出産、子育てなど、ライフステージに応じた支援を図るとともに、地域子育て支援センター事業を強化し、乳幼児を持つ保護者を対象とした講習会など子育て家庭の相互交流の場を提供します。

(3) 子どもの安全な居場所づくり

子どもの健全な育成のためには、家庭、学校、地域社会が連携をとり、それぞれの役割を果たしていく必要があります。子どもの成長においては、貧困などにより子どもの生まれ育った環境で人生が左右されることがないように周囲の環境を整えることが重要です。子どもの意思が尊重され、権利が保障された状況の中で、豊かな人権感覚を備えた人間として成長していける環境づくりを推進します。

また、家庭が子どもの発達の段階に応じた適切な対応がとれるよう家庭教育の充実を支援するとともに、子どもが個性を発揮し、主体性や創造性を育みながら成長できる環境を整えるため、地域のスポーツ・文化活動・社会活動等の活性化や国際交流の促進を図り、遊びなどを通じた仲間づくりを進めます。

子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るため、家庭や地域、保育施設や学校、警察等との連携・協働体制の強化を図り、総合的な交通安全事故防止対策の推進に努めるとともに、家庭や学校、地域、警察等と連携して、犯罪情報の共有や、子どもを犯罪等から守るパトロールやボランティア活動を促進します。

■具体的な事業

(1) 子ども若者課

①

事業名	放課後児童健全育成事業	担当課：子ども若者課
事業内容	昼間帰宅しても保護者のいない留守家庭の小学生を対象に、支援員を配置し、遊びや生活の場を与えます。	
主な取組・現状	平成30年度末実績	
平成31年4月に金井第2児童クラブを新設。現在、13か所で放課後児童クラブを運営しています。	<ul style="list-style-type: none"> 放課後児童クラブ：12か所 登録数：550人 	
今後の方向性	令和6年度目標	
各地域のニーズを的確に把握し、必要に応じた事業の充実を図ります。	待機児童：0人	

②

事業名	児童館運営事業	担当課：子ども若者課
事業内容	児童福祉法の規定に基づき、18歳までの児童に遊びを提供し、健全育成を図ります。	
主な取組・現状	平成30年度末実績	
両津・畑野の2地区で児童館を運営しています。	延べ利用人数 <ul style="list-style-type: none"> ちのわの家：8,203人 畑野児童館：10,040人 	
今後の方向性	令和6年度目標	
放課後児童クラブへの転換に向けて検討します。	—	

③

事業名	支援者や一般市民向け児童虐待防止に関する研修会開催	担当課：子ども若者課
事業内容	①子ども若者支援研修会の実施。 ②子ども家庭相談の実施。 ③要保護児童対策協議会の運営。	
主な取組・現状	平成30年度末実績	
①発達支援、虐待予防、ひきこもり等のテーマで年4回研修会実施 ②訪問、面談、電話等個別相談、関係者による支援会議実施 ③要保護児童対策協議会開催	①発達支援：1回 60人 ひきこもり：1回 30人 虐待予防：2回 71人 ②相談件数：306件（延べ1,923件） ③要保護児童対策協議会 代表者会議：2回 実務者会議：2回 個別支援会議：22回	
今後の方向性	令和6年度目標	
①児童発達支援、子ども家庭相談、若者相談の各分野で地域の状況に合った研修を企画実施します。 ②虐待等緊急事案等にタイムリーに対応することで安全安心を確保します。 ③地域の状況と課題を共有することで、虐待予防のための関係者の連携強化を図ります。	①研修会実施回数：4回 ②相談等件数：（数値目標なし） ③要保護児童対策協議会 ・代表者会議実施回数：2回 ・実務会議・個別支援会議：（数値目標なし）	

④

事業名	地域子育て支援センター事業	担当課：子ども若者課
事業内容	乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。	
主な取組・現状	平成30年度末実績	
・公設：5か所 ・民営：4か所	・利用人数：16,885人 ・開設日数：2,135日	
今後の方向性	令和6年度目標	
令和2年度に佐和田児童クラブが改修移転することに伴い、さわた子育て支援センターもあわせて移転します。環境整備を行うことにより支援センター利用増を図ります。	利用者延べ人数：18,000人	

第4章 分野別人権施策の推進 1 子どもの人権

⑤

事業名	子ども若者相談センター実施事業		担当課：子ども若者課
事業内容	①園等巡回支援事業 ②ペアレント・トレーニング ③NP プログラム ④いのちの授業 ⑤養育支援事業 ⑥学習等支援事業 ⑦■新規■子どもへの暴力防止プログラム「CAP」		
主な取組・現状		平成 30 年度末実績	
①各保育園等巡回による早期療育と保育士等への支援。保護者との面談を行い養育の不安を取り除きます。 ②親が特性を持った子どもの成長に合わせた対応ができる力をつけるトレーニングを実施します。 ③問題解決手法や体験学習サイクルを活用した子育て教室を実施します。 ④6歳～18歳までの子どもと保護者、子育て支援センター利用者（母、祖母等）に、いのちの大切さを伝える性の健康教育を実施します。 ⑤養育支援が必要な家庭に入り、養育が適切に行われるよう相談、指導、助言等の支援を実施します。 ⑥基本的な生活習慣の習得や学習支援を実施します。		① 園等巡回支援：199 園 ・対象児数：360 人（延べ 850 人） ・保育士研修会：3 回 ②学童版ペアレント・トレーニング：16 回 ・参加者数：8 人（延べ 57 人） 幼児版ペアレント・トレーニング：15 回 ・参加者数：11 人（延べ 51 人） ③4 会場：28 回 ・参加者数：36 人（延べ 204 人） ④小学生：2 回 51 人 中学生：9 回 374 人 高校生：2 回 240 人 保護者、教員等：5 回 65 人 ⑤支援家庭数：6 世帯（延べ 27 回） ⑥対象者数：19 人（延べ 298 回）	
今後の方向性		令和 6 年度目標	
①巡回後のカンファレンスや報告書でより適切な支援方法を園や保護者と共有します。 ②参加しやすい時間や回数を工夫し、参加の増加を図ります。 ③開催回数を増やし、通年で受講できるようにします。 ④実施施設数を増やします。2 分の 1 成人式等で実施できるよう、学校教育課と連携を図ります。 ⑤関係機関と連携を図り、養育支援が必要な家庭を把握し適切な支援を行います。 ⑥子ども家庭相談や学校との連携で支援を充実します。 ⑦子ども達がいじめ、虐待といった様々な暴力から自分を守るための人権教育プログラムを実施します。子ども、保護者、教職員で実施することで効果を上げます。		① 園等巡回支援：180 園 ・対象児数：300 人 ②学童版ペアレント・トレーニング：16 回 ・参加者数：10 人 幼児版ペアレント・トレーニング：15 回 ・参加者数：15 人 ③通年開催（6 会場） ④小学校：10 校 中学校：5 校 高校：4 校 中等教育学校：1 校 子育て支援センター：7 か所 ⑤支援家庭数：15 世帯（延べ 350 回） ⑥対象者数：30 人（延べ 1,000 回） ⑦全小学校（22 校）：各 1 回	

(2) 学校教育課

①

事業名	メディアリテラシー教育の推進	担当課：学校教育課
事業内容	ICT 機器導入の推進とあわせた活用研修を実施	
主な取組・現状	平成 30 年度末実績	
研修講座の中で、リテラシー、モラル指導に関する内容にも触れます。	外部講師を招聘した ICT 活用研修講座：1 回	
今後の方向性	令和 6 年度目標	
佐渡市 ICT 整備計画に基づいた機器整備とあわせ、各校の情報教育指導計画の中にリテラシー、モラルに係る内容が位置づくよう指導、支援していきます。	ICT 教育に関する研修講座を年 1 回以上位置づけ、リテラシーやモラル指導に関する内容も盛り込んでいきます。	

②

事業名	たよりによる啓発	担当課：学校教育課
事業内容	佐渡市の教育に関する様々な情報を提供する広報誌「きょういく・さど」の発行	
主な取組・現状	平成 30 年度末実績	
「きょういく・さど」に、人権教育、同和教育に関わる内容を掲載しています。	・年 1 回掲載	
今後の方向性	令和 6 年度目標	
今後も「きょういく・さど」に、人権教育、同和教育に関わる内容を掲載します。	・年 1 回以上掲載	

③

事業名	教職員研修の機会確保と充実	担当課：学校教育課
事業内容	「人権教育、同和教育」の各種研修会の周知および実施	
主な取組・現状	平成 30 年度末実績	
県および関係機関の研修会および佐渡市教育委員会独自の現地学習を取り入れた「人権教育、同和教育主任等研修会」を実施しています。	・実施回数：7 回/年	
今後の方向性	令和 6 年度目標	
県教育委員会、関係機関と連携した研修を今後も継続的に行います。	・実施回数：7 回/年	

④

事業名	「いじめ防止基本方針」に沿ったいじめ未然防止及び対応	担当課：学校教育課
事業内容	各校の実態に応じた「いじめ防止基本方針」の年度ごとの見直しと確実な実践	
主な取組・現状	平成 30 年度末実績	
各校「いじめ防止基本方針」の年度ごとの見直しを行い、ホームページでの公開をしています。	<ul style="list-style-type: none"> ・見直し 小学校：100% 中学校：100% ・ホームページでの公開 小学校：64% 中学校：62% 	
今後の方向性	令和 6 年度目標	
<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ基本方針」の未然防止策の充実を図ります。 ・ホームページでの公開を確実にいきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・未然防止の具体策の見直し：100% ・ホームページでの公開：100% 	

第4章 分野別人権施策の推進 1 子どもの人権

⑤

事業名	悩みを抱える児童生徒への早期および組織的支援として「子どもとともに1・2・3運動」の確実な実施	担当課：学校教育課
事業内容	不登校の未然防止に向けて実施している「子どもとともに1・2・3運動」 ・欠席1日目：欠席家庭に連絡し、保護者または本人から状況を聞く ・欠席2日目：児童生徒の具体的な状況を電話等により把握する ・欠席3日目：家庭訪問を実施し、保護者または本人と面談する を確実に実施するため、教員対象の研修会を実施し、悩みに寄り添う対応力の向上を図ります。	
主な取組・現状		平成30年度末実績
教員対象の研修会を確実に実施します。		・研修会：4回 （新着任者、生徒指導、特別支援、問題行動対応）
今後の方向性		令和6年度目標
・研修会4回の実施を継続するとともに内容の充実を図ります。 ・各学期初めにリスクのある児童生徒の把握、見守り、1・2・3運動を確実に実施します。		・100%の実施 ・リストに基づく把握、見守り、1日目からの100%の実施

⑥

事業名	心の教室相談員・不登校児童生徒訪問指導員の配置	担当課：学校教育課
事業内容	いろいろな悩みをもつ児童生徒が増えている現状を踏まえ、教育相談や心の居場所づくりの実施。	
主な取組・現状		平成30年度末実績
「心の教室相談員」を中学校6校に配置。 「不登校訪問指導員」を5名配置。家庭での訪問支援だけでなく、学校での支援も行っています。		心の教室相談員 ・対応率：100% 相談依頼があったものに対してすべてに対応できました。 ・相談件数：3,321回 不登校訪問指導員 ・実施率：100% 希望者への訪問指導をすべて実施できました。 ・訪問指導：142回
今後の方向性		令和6年度目標
・心の教室相談員 誰もが気軽に立ち寄れる「相談室」運営をします。相談員と学校職員との情報共有や連携の仕方を工夫し、相談機能を高めます。設置が必要な小学校への設置をめざします。 ・不登校訪問指導員 登校しづらい状態、別室登校の段階など、初期段階での支援に力を入れます。		心の教室相談員 ・対応率：100% 相談依頼があったものに対してすべてに対応します。 不登校訪問指導員 ・実施率：100% 希望者への訪問指導をすべて実施します。

(3) 市民生活課

①

事業名	広報周知啓発活動	担当課：市民生活課
事業内容	子どもの人権擁護に関する啓発や人権相談の方法等の紹介	
主な取組・現状		平成30年度末実績
<ul style="list-style-type: none"> ・法務局および人権擁護委員連合会で行う子どもの人権110番の周知 ・特設人権相談のPR 		<ul style="list-style-type: none"> ・8月10日市報さどに「子どもの人権110番」の記事掲載 ・特設人権相談所開催日のPR
今後の方向性		令和6年度目標
いじめやSNSによる誹謗中傷数増加が顕著であり、継続した啓発が必要です。		<ul style="list-style-type: none"> ・市報等広報による一般周知：年数回

②

事業名	助産師や保健師、栄養士による子育ての相談受付・保健指導	担当課：市民生活課
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 保健師や栄養士による子育て相談を定例健康相談日、その他随時来所および電話等で実施。 ② 助産師や保健師の訪問による母子の健康観察および保健指導の実施。 	
主な取組・現状		平成30年度末実績
<ul style="list-style-type: none"> ① 乳幼児健診や離乳食講習会などを通じ、子育てに関する相談支援 ② 妊産婦訪問の実施。新生児家庭の全戸訪問を実施しています。 		<ul style="list-style-type: none"> ① 離乳食講習会：年12回 参加者数：123人 ② 妊産婦・新生児訪問：延べ964人
今後の方向性		令和6年度目標
保健師、栄養士、助産師による相談・支援、保健指導体制を確保していきます。		<ul style="list-style-type: none"> ① 離乳食講習会：年12回 ② 新生児全戸訪問

2 同和問題

同和問題とは、長い歴史の中でつくられた被差別部落に対する差別がもたらす様々な問題のことです。被差別部落はそれぞれの時代の社会の中に自然に溶け込み、皮革生産、警察、山番・水番、芸能など重要な役割を社会に対して果たしてきましたが、それらの役割は忘れ去られ、被差別部落に対する厳しい差別だけが現在も続いています。

1960年（昭和35年）、総理府に同和問題解決に資するための同和对策審議会が設置され、1965年（昭和40年）に同審議会は「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題である」とし、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」との認識に立って、環境改善、社会福祉等の広い分野における総合的な施策の方向を示しました。これを受けて1969年（昭和44年）に「同和对策事業特別措置法」が制定され、その後、「地域改善対策特別措置法」、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が施行され、各種同和对策事業が実施されてきましたが、国は生活環境の改善をはじめとした物的な基盤整備は、概ねその目的を達成したとして、2002年（平成14年）3月をもって終了しました。

新潟県内の多くの自治体において取組が遅れるなか、佐渡市も同和对策事業の活用に積極的でなかったため、同和地区環境改善の取組が不十分なままでの法の終了となり、他の県内自治体と同じく生活環境整備や学力保障、進路保障の取り組みが遅れることになりました。

2016年（平成28年）12月に施行された「部落差別解消推進法」において、現在もなお部落差別が存在することを国が初めて認め、その上で、情報化の進展にともなってインターネットによる部落差別が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識のもとでこれを解消することが重要な課題であるとしています。また、国や地方公共団体の責務を明らかにし、教育や啓発、相談体制の充実・強化を行政の責務として、部落差別の解消を推進することとしています。

同和地区の果たしてきた歴史を正しく理解し、これらの地区が起源とされる門付芸^{*}であった「春駒」などの伝統芸能の伝承・保存に努めるとともに、これら同和地区で継承されてきた芸能に対する偏見を取り除く啓発を進めることが必要です。

本市においては、1993年（平成5年）の全国同和地区実態等把握調査で、同和地区は4地区と報告されていますが、実際はもっと多いとの指摘もあります。

本市では、6歳以上の男女の就学を義務付けた明治の学制以降も被差別部落の子ども達は公立小学校から排除されていました。1900年（明治33年）に相川町長が「明治学校」を設立、次いで浄土真宗大谷派の僧侶により「興仁学舎（こうにんがくしゃ）」が誕生し、被差別部落の子ども達に学びの場が提供されたことは、佐渡における部落

*門付芸（かどづけげい）：新年などに芸人たちが一軒ずつ家々を回り、豊作（豊漁）や一家の繁栄などを願って門口で踊った芸

差別解放運動の画期となりました。しかしながら、卒業生の公学校高等科への編入は拒まれるなど、学校教育においてさえ明らかな差別が存在していました。

このような歴史を正しく理解したうえで、差別や偏見を許さない地域づくりの実現のため、就学前からの人権保育・同和保育、また学校教育における人権教育・同和教育を推進するとともに、その重要性を踏まえ、関係機関等の職員研修の強化と家庭、地域へさらなる啓発を進めます。

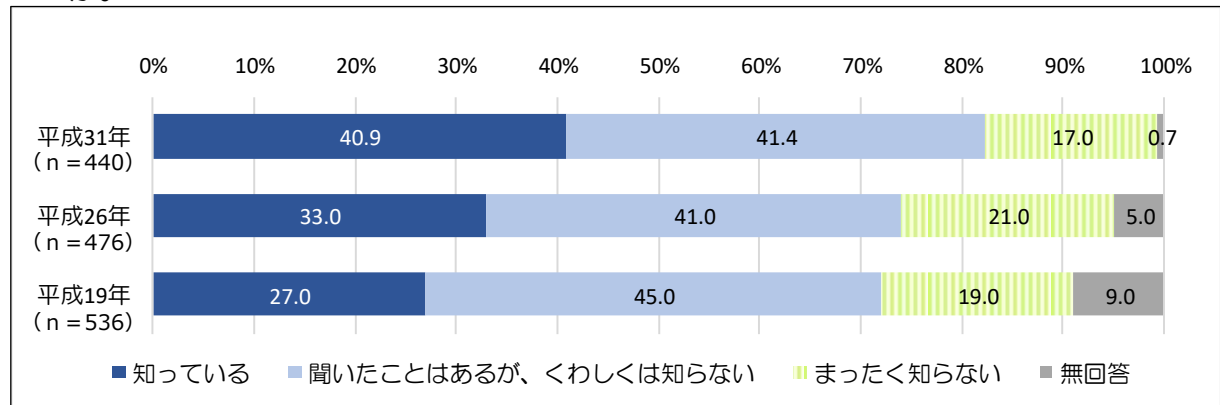
市民を対象として行った「人権に関する意識調査」では、日本に同和問題があることを知っているかという問いに対し、「まったく知らない」という回答が17.0%だったのに対し、佐渡市に被差別部落があることを知っているかという問いでは「知らない」が56.6%となっています。

また、同和問題（部落差別問題）に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思うかという問いに対して、「わからない」という回答が42.5%となっており、2017年（平成29年）の内閣府「人権擁護に関する世論調査」における13.1%を大幅に上回っています。

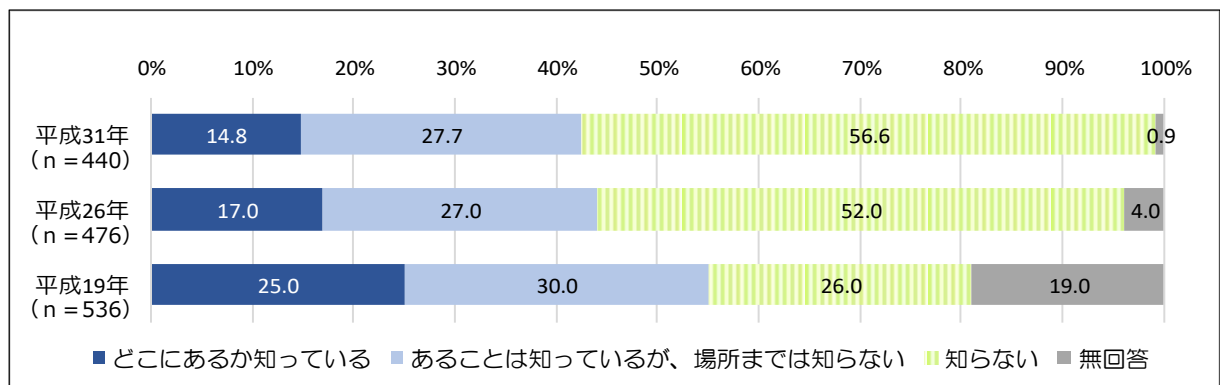
これらのことから、同和問題について、知識としては知っていても、身近な問題として認識していない実態がうかがえます。

しかし、そっとしておけば差別がなくなるという認識は誤りです。部落差別の解消には、同和問題について正しく理解し、すべての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される社会をめざすことが必要です。

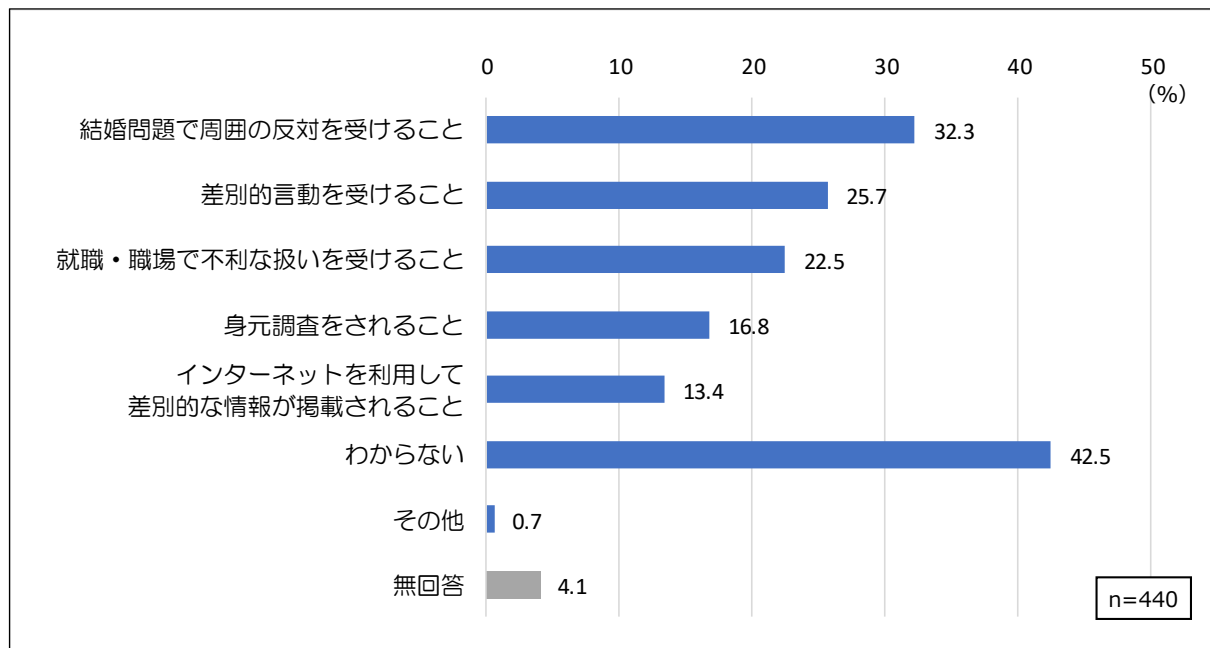
問 日本の社会に同和問題（部落差別問題）などといわれる問題があることを知っていますか。



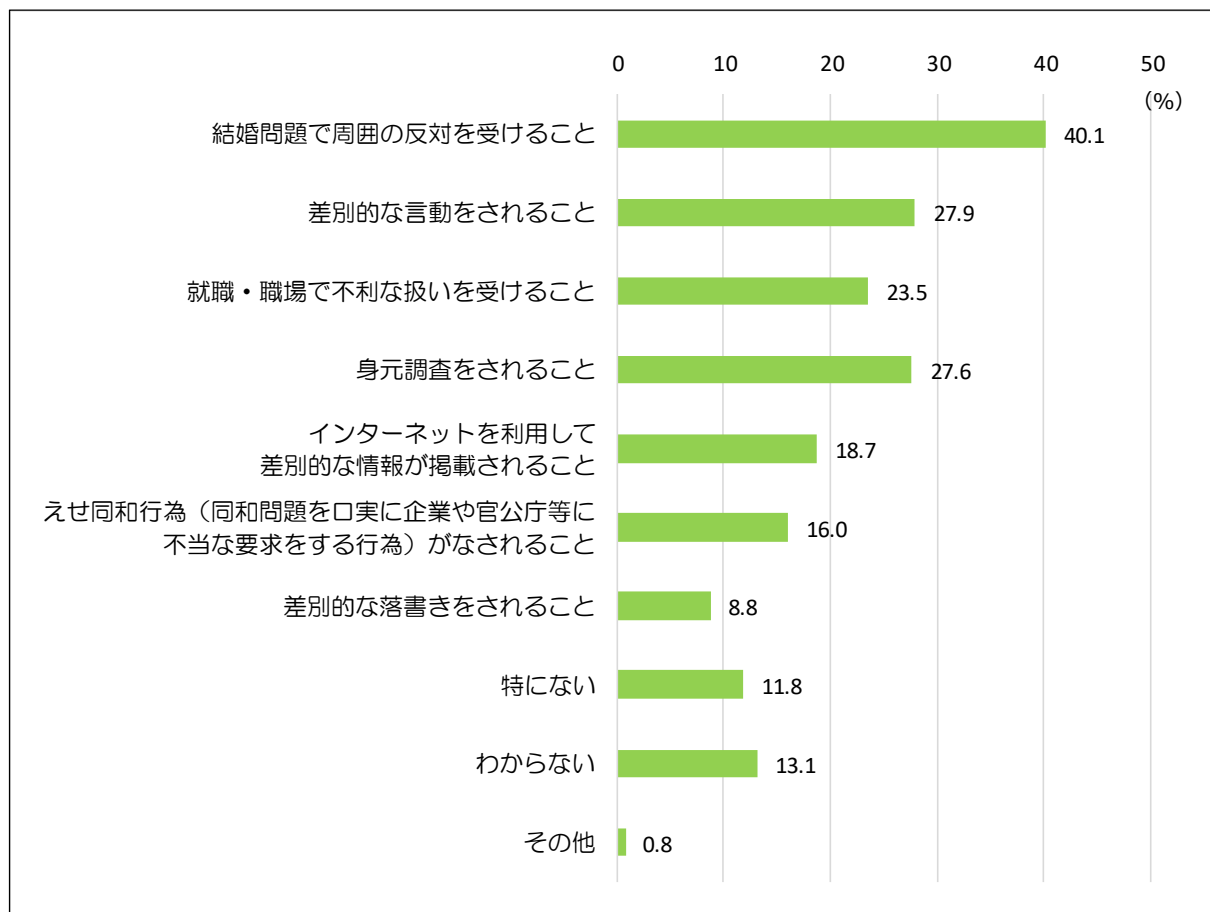
問 佐渡市に被差別部落があることを知っていますか。



問 同和問題（部落差別問題）に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか（複数回答）。



●参考 内閣府「人権擁護に関する世論調査」（平成29年10月）



(1) 学校教育での人権・同和教育の推進

理不尽な差別を受けてきた被差別部落について学び、その苦しみを共感することを通じて、いじめが子どものところと身体を傷つける暴力であること、それぞれの個性を尊重し認めあえる友人関係の大切さ等について認識を深め、いじめや差別をやめさせる行動力を身につけることも同和教育の意義の一つです。

佐渡市では、2014年(平成26年)「部落解放第31回新潟県研究集会」、2016年(平成28年)、2017年(平成29年)文部科学省指定「人権教育研究推進事業」、2018年(平成30年)「新潟県同和教育研究集会佐渡大会」、2019年(令和元年)「社会同和教育市町村巡回研修会」といった指定研究を受けてきました。

また、教育委員会独自に「人権教育指定研究推進事業」に取り組みました。これらの実践は、教職員の人権意識を磨くとともに、児童・生徒への指導力向上に一定の成果を収めました。

この成果と課題を共有し、市内の保育園・幼稚園・小学校・中学校ならびに県立学校が連携して同和教育を中核にした人権教育を推進するため、各学校における年2回の校内研修の確実な実施と同和問題学習実践をはじめ、総合教育センター主催研修会の充実など、情報交換と指導者のスキルアップに努めます。

(2) 社会教育での人権・同和教育の推進

差別が行われている場において、それが不当な差別であると見極める目を持ち、差別をやめさせるような行動ができる市民を育てるため、佐渡人権展やその他の研修会、講演会を開催して、佐渡市における同和問題の歴史と課題、人権の大切さについて考える機会を設けるとともに、公民館活動はじめ市報や市のホームページなどを通して人権についての啓発を行います。

また、行政職員自身が差別を見抜く力、適切に対応できる力を身につけるために各種研修会や講演会などを実施し、研鑽を積んでスキルアップに努めていきます。

■具体的な事業

(1) 市民生活課

①

事業名	国、県等関係機関や団体の活動への積極的支援	担当課：市民生活課
事業内容	関係機関や団体が実施する啓発活動や研修会への支援	
主な取組・現状	平成30年度末実績	
<ul style="list-style-type: none"> 県が行う研修会のポスターやチラシを掲示する 県や各種人権団体が行う研修会のポスターやチラシを掲示する 	<ul style="list-style-type: none"> 講演会や研修会のポスターやチラシの掲示 団体主催の研修会等への後援とPR、各大会運営援助 	
今後の方向性	令和6年度目標	
国・県主催の活動への運営協力を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 国県主催の活動に対する援助(事業のPRや協力支援) 	

第4章 分野別人権施策の推進 2 同和問題

②

事業名	佐渡人権展・人権講演会の実施	担当課：市民生活課
事業内容	同和問題に関する認識・理解を深めるため、佐渡人権展や人権講演会を開催します。	
主な取組・現状	平成30年度末実績	
<ul style="list-style-type: none"> 佐渡人権展を開催し、様々な人権課題についての資料やパネル展示及び講演会を実施する。 市内各小中高等学校へ参加協力依頼をする。 一般企業へ協力や参加要請をする。 	<ul style="list-style-type: none"> 佐和田中央会館にて第6回佐渡人権展実施（平成30年7月6・7日） 	
今後の方向性	令和6年度目標	
市民への啓発の手立てとして有効であるため、内容を改善しながら継続していきます。	佐渡人権展：年1回実施	

③

事業名	関係機関や人権団体との連携強化	担当課：市民生活課
事業内容	人権侵害問題の解決に向け人権擁護関係機関や関係団体との協力と連携	
主な取組・現状	平成30年度末実績	
<ul style="list-style-type: none"> 佐渡人権展運営に関する連携と協力依頼 佐渡人権啓発活動地域ネットワーク協議会としての研修会実施と啓発活動の実施 佐渡扉の会と協力して被差別地域住民への見守りと地域の茶の間などの援助 	<ul style="list-style-type: none"> 佐渡人権展の実施 人権・同和研修会の実施 災害時や現況確認のために当事者宅への訪問 	
今後の方向性	令和6年度目標	
継続、さらに強化を図り、積極的関わりを持つようにします。	<ul style="list-style-type: none"> 佐渡人権展の開催・運営 人権・同和研修会の実施 定期的な情報共有の場の設定と訪問体制の連携（相談事業も兼ねる） 	

④

事業名	研修会・講演会等への実施による職員の資質向上	担当課：市民生活課
事業内容	同和問題に関する知識習得と市民へ指導的役割が果たせるような職員資質向上のために研修会や講演会を実施します。	
主な取組・現状	平成30年度末実績	
<ul style="list-style-type: none"> 新採用職員を対象とした人権研修を実施（総務課企画の新採用研修時に実施） 一般職員を対象とした人権教育・同和教育研修会を実施 職員へ人権教育・啓発推進計画の周知徹底 佐渡人権展への積極的な参加呼びかけ強化 	<ul style="list-style-type: none"> 新採用職員研修（4月3日） ※一般研修は同和関係でなく別内容で実施 関係課へ人権展参加の要請 県同教佐渡大会への参加協力 人権啓発研究集会への参加 	
今後の方向性	令和6年度目標	
現在の実施している研修会は継続します。	<ul style="list-style-type: none"> 新採用研修：年1回 人権・同和研修：年1回 階層別研修：年1回 	

(2) 学校教育課

①

事業名	指導主事による「計画訪問」「支援訪問」の実施	担当課：学校教育課
事業内容	指導改善に向けた指導主事による指導や助言の実施	
主な取組・現状	平成30年度末実績	
指導主事が支援訪問や要請訪問等の学校訪問を行っています。その際、授業参観や公開授業を通して授業改善に向けた指導、助言を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・担当指導主事が各校1回以上の支援訪問を実施 ・各校からの要請に応じ全9回の要請訪問を実施（内1回は人権教育、同和教育に関する内容） 	
今後の方向性	令和6年度目標	
学習指導要領の趣旨に沿った授業づくりに向けた指導、助言を行い、児童生徒の学びの質を高めます。	各校1回以上の支援訪問と各校からの要請に応じた要請訪問を実施。	

②

事業名	研修会・講演会等への参加による職員の資質向上	担当課：学校教育課
事業内容	各種「人権教育、同和教育研修会」の周知と実施	
主な取組・現状	平成30年度末実績	
県および関係機関の研修会および佐渡市教委独自の現地学習を取り入れた「人権教育、同和教育主任等研修会」を実施しています。（悉皆研修とする。）	「人権教育、同和教育主任研修会」：年1回 その他研修：年6回 未研修教員を積極的に参加	
今後の方向性	令和6年度目標	
県教育委員会、関係機関と連携した研修を今後も継続的に行います。	年7回以上実施 各教員の年間1回以上の研修参加を促す	

③

事業名	人権を扱った道徳事業の公開等	担当課：学校教育課
事業内容	豊かな心、倫理観、規範意識を育む道徳教育の推進。	
主な取組・現状	平成30年度末実績	
人権教育、同和教育に関する公開授業や指導案づくりに取り組んでいます。	すべての小・中学校で実施	
今後の方向性	令和6年度目標	
すべての小・中学校、学級で「人権教育、同和教育」に関する公開授業を実施します。	すべての小・中学校で実施	

第4章 分野別人権施策の推進 2 同和問題

④

事業名	各学校で具体的事例による校内職員研修会の実施	担当課：学校教育課
事業内容	児童生徒の発達段階や地域の実態に即した適切な指導計画の作成・実施の推進。	
主な取組・現状	平成30年度末実績	
同和教育を中核にした人権教育を推進するために、授業改善、研修の充実、環境づくりに取り組んでいます。	各学校とも、年2回以上の研修会を実施しました。	
今後の方向性	令和6年度目標	
新潟県人権教育基本方針実践のための「教職員研修の手引き」を積極的に活用します。	各学校とも、年2回以上の研修会を実施します。	

⑤

事業名	人権教育を盛り込んだ学校評価の実施	担当課：学校教育課
事業内容	人権教育を盛り込んだ学校評価を実施します。	
主な取組・現状	平成30年度末実績	
人権教育、同和教育研修会の年間2回以上の実施に取り組んでいます。	すべての小・中学校で年間2回以上実施しました。	
今後の方向性	令和6年度目標	
すべての小・中学校で年間2回以上実施します。	すべての小・中学校で年間2回以上実施します。	

(3) 子ども若者課

①

事業名	人権啓発に関する保育園内研修の実施	担当課：子ども若者課
事業内容	人権啓発に関する研修を実施します。	
主な取組・現状	平成30年度末実績	
子ども、保護者、保育者が差別、偏見を持たないように機会をとらえて研修会を行っています。	園長研修および佐渡地区保育事業研究会等で差別、偏見をなくす内容の研修を実施 ・実施回数：3回 ・参加者数：延べ375人	
今後の方向性	令和6年度目標	
引き続き、差別、偏見を持たないように研修を行います。	年1回実施	

(4) 社会教育課

①

事業名	各種研修会・講演会等への参加による公民館職員の資質向上	担当課：社会教育課
事業内容	各種研修会等へ積極的に参加します。	
主な取組・現状		平成30年度末実績
人権教育行政担当者会議や社会同和教育教育市町村巡回研修会、人権啓発研究集会、等に参加する。		人権教育行政担当者会議参加：1名 社会同和教育市町村巡回研修会参加 人権啓発研究集会等参加：4名
今後の方向性		令和6年度目標
今後も積極的に参加し職員の質の向上に努めます。		各研修会参加者数：5名

②

事業名	電子版「家庭教育手帳」の活用	担当課：社会教育課
事業内容	各地区青少年健全育成協議会等と連携して、電子版「家庭教育手帳」の周知を図り、活用を促進します。	
主な取組・現状		平成30年度末実績
会議等で「家庭教育手帳」の周知を行っています。		会議等で周知しました。
今後の方向性		令和6年度目標
会議等で積極的に周知します。		会議等で周知します。

③

事業名	伝統芸能の伝承・保存	担当課：社会教育課
事業内容	公民館講座の実施、公民館自主講座登録団体（春駒）への支援を行います。	
主な取組・現状		平成30年度末実績
公民館講座で春駒等の歴史や言い伝え、芸能と文化を学習し、自主講座では、春駒の上演を積極的に行い保存・継承に取り組んでいます。平成29年には、新穂の自主講座団体に新規2人が加入し、保存・継承に努めています。		<ul style="list-style-type: none"> ●旭地区公民館講座（春駒等） 実施回数：3回 延べ参加者数：48人 ●公民館自主講座（春駒）の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・新穂 山王まつり門付け 7・8月（土・日） ・郷土芸能上演会：6回
今後の方向性		令和6年度目標
公民館講座で学習したことを発表する場の提供および支援を行います。		伝統芸能の伝承・保存に努めるとともに、学習したことを発表する場を設け啓発に努めます。

3 障がい者の人権

我が国は、2007年（平成19年）9月に「障害者の権利に関する条約」に署名し、それ以降、様々な国内法令の整備を経て、2014年（平成26年）1月に条約を批准、同年2月に効力が発生しました。この条約は、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とし、障がい者の権利を実現するための措置などについて定めています。

2016年（平成28年）、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されました。

本市においても、障がい者が自らの意思により、地域で安心した生活を送ることができる社会をつくるために、2018年（平成30年）3月、「障がい者の健やかな生活と自立を、思いやりで支える安全安心な島（まち）づくり」を基本理念とした「第3次佐渡市障がい者計画」および「第5期佐渡市障がい福祉計画」ならびに、児童福祉法改正により新たに規定された「第1期佐渡市障がい児福祉計画」を策定し、新たな法律に対応するよう国や県の動向に留意しつつ、障がい者の実態やニーズの把握に努め、各サービスの充実、社会参加の促進等、様々な施策を推進し、障がい者福祉の向上を図ってきました。

また、障がい者および障がい児が、地域で安心して生活できるよう支援し、自立と参加を図るため、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として2007年（平成19年）に設置された佐渡市地域自立支援協議会内に、弁護士会や警察、社会福祉協議会、家族連合会等の関連機関と連携した権利擁護部会を設け、障がいの理解、人権教育の啓発活動に取り組んでいます。

障がいのある人が安心して地域の中で生活できる社会は、誰もが安心して暮らせる社会であり、その実現のために市民それぞれが障がいのある人たちへの偏見をなくし、人権が尊重された福祉のまちづくりへ向けて取り組むことが重要です。

そのために、まず市の職員が「障害者差別解消法」の趣旨や内容を理解して、その遵守を徹底することに努めるとともに、障がいがあることにより差別を受けることや、虐待を受ける等の人権侵害に対し、専門職の配置により被害者に対する相談体制の充実を図っていきます。また、社会的障壁を除去するため必要かつ合理的配慮をし、それを事業者にも広げていきます。

佐渡市の障害者手帳所持者数は、2019年（平成31年）4月1日現在で、身体障がい者（身体障害者手帳所持者数）2,852人、知的障がい者（療育手帳所持者数）594人、精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）549人（重複所持あり）、計3,995人で総人口の7.5%となっています。人口が減少する中、身体障がい者数は減少していますが、知的障がい者数・精神障がい者数は微増傾向で、構成比は県平均よりやや高い水準でほぼ横ばいに推移しています。

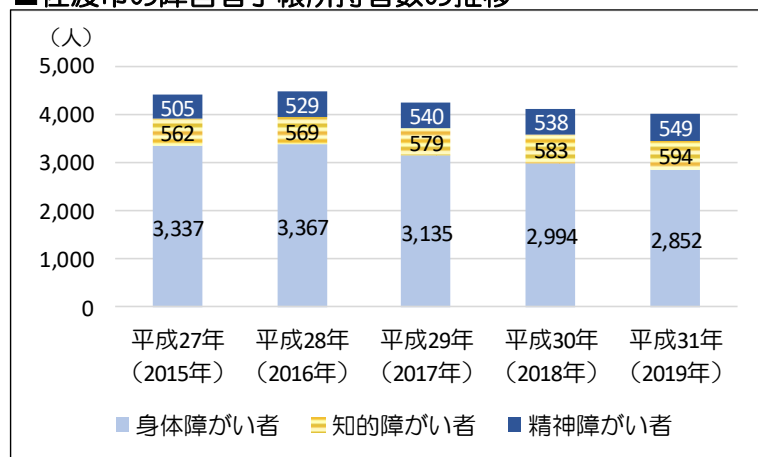
■障害者手帳所持者数

（単位：人）

佐渡市（平成31年4月1日現在）				新潟県（平成29年4月1日現在）		
人口	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者
54,656	2,852 (5.2%)	594 (1.1%)	549 (1.0%)	93,782 (4.1%)	18,136 (0.8%)	17,123 (0.7%)

資料：社会福祉課

■佐渡市の障害者手帳所持者数の推移

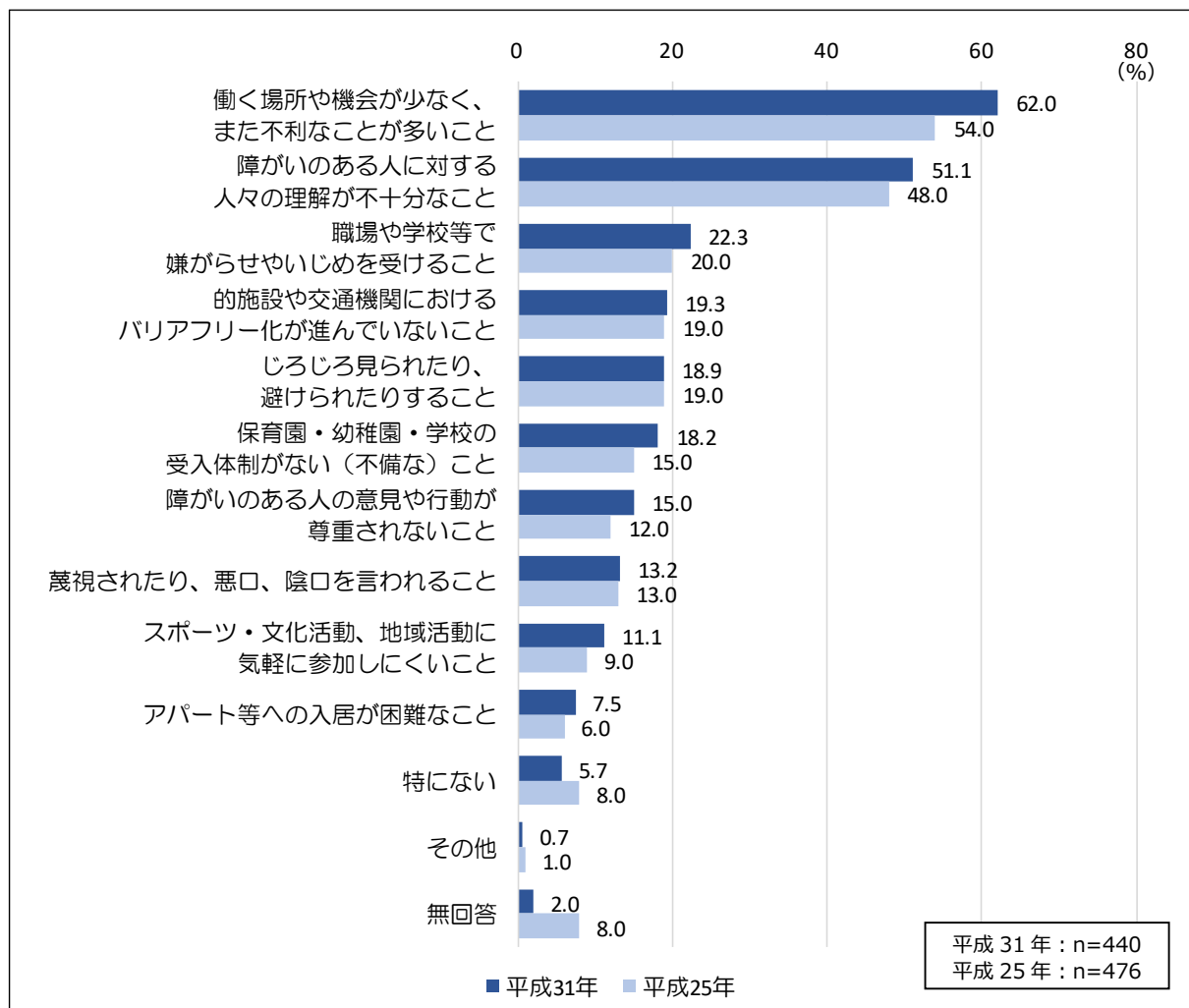


資料：社会福祉課

第4章 分野別人権施策の推進 3 障がい者の人権

市民を対象として行った「人権に関する意識調査」では、障がいのある人の人権が尊重されていないと思うこととして、「働く場所や機会が少なく、また不利なことが多いこと」が62.0%と最も高く、次いで「障がいのある人に対する人々の理解が不十分なこと」が51.1%となっています。

問 障がいのある人の人権が尊重されていないと思うことを、次の中から3つ以内選んでください（複数回答）。



(1) 社会参画の推進と就労の確保

障がいのある人の社会参加を推進するには、今後も公共施設や地域の生活環境など、ハード面でのバリアフリー化を推進することは不可欠ですが、「人権に関する意識調査」や、「障がい福祉に関するアンケート調査」の結果からも、障がい特性等に関する市民の理解が不十分であることなどに起因する障がい者の就労（働く場所や機会の確保）等に関しては今なお課題となっていることがわかります。

障がいのある人の一般就労を促進するためには、障がいのある人の就労支援体制を充実し、障がい者雇用率の向上を図る必要があります。障がいがあっても、様々な福祉サービス等を利用し、地域の中で人間の基本的な人権を享有する個人としての尊厳が尊重され、その人らしく生きていける社会のあり方が求められています。

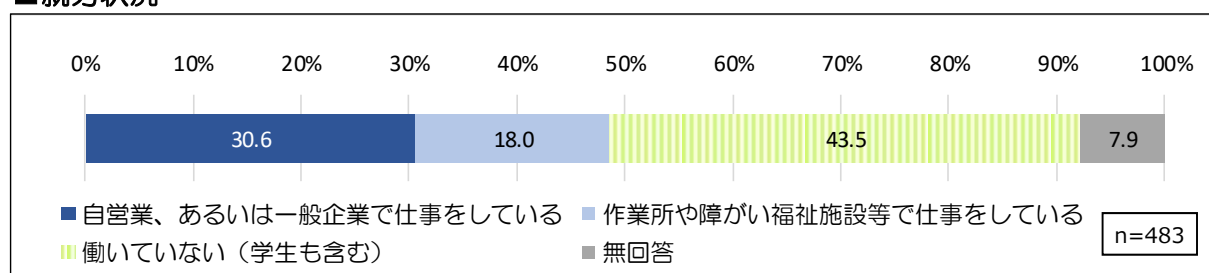
障がいのある人の雇用の安定を実現するための方策を定めた「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）は、民間企業や国、地方公共団体などの事業主に対し、雇用する労働者のうちの障がいのある人の割合が一定の率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています。この法定雇用率は2018年（平成30年）4月1日に引き上げられ、民間企業は2.2%、国・地方団体等は2.5%、都道府県等の教育委員会は2.4%となり、これに伴って、対象となる事業主の範囲も従業員45.5人以上となりました。2021年（令和3年）4月までにさらに0.1%引き上げとなります。

また、「障害者雇用促進法」は、国や地方公共団体に対しては、障がいのある人の雇用について、事業主や国民一般の理解を高めることを責務とし、障がいのある人の雇用を促し、職業の安定を実現するために必要な施策を進める責務も定めています。

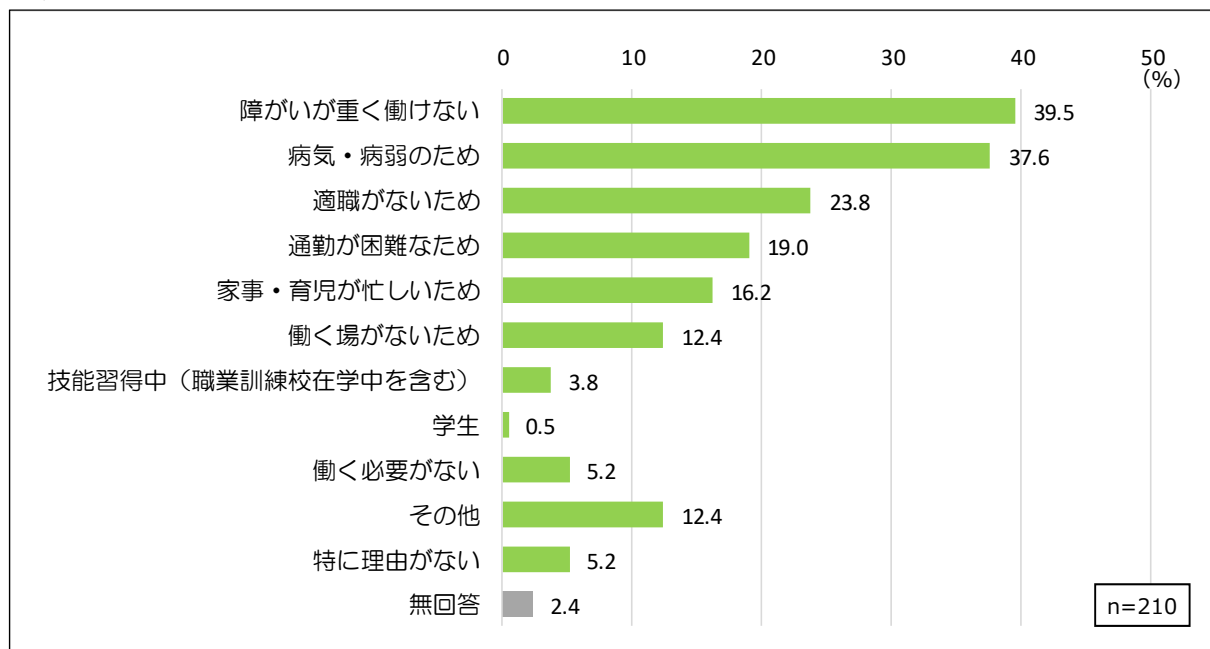
障がいのある人を雇用するにあたり、はじめに職場における社会的障壁の除去が前提となります。まず、市が率先して合理的配慮の措置を講じるとともに、民間事業者に対し法改正についての周知と順守の徹底を図るため、ハローワークおよび関係機関と連携して取り組みます。

また、障がいのある人自身が、自分の生き方を考えることが、本人の自立と社会参加につながる第一歩と言えます。そのためには、障がいのある人もない人も地域の中で共に支え合いながら暮らせる社会の実現をめざす「ノーマライゼーション」、「心のバリアフリー」に関する一層の啓発が求められています。

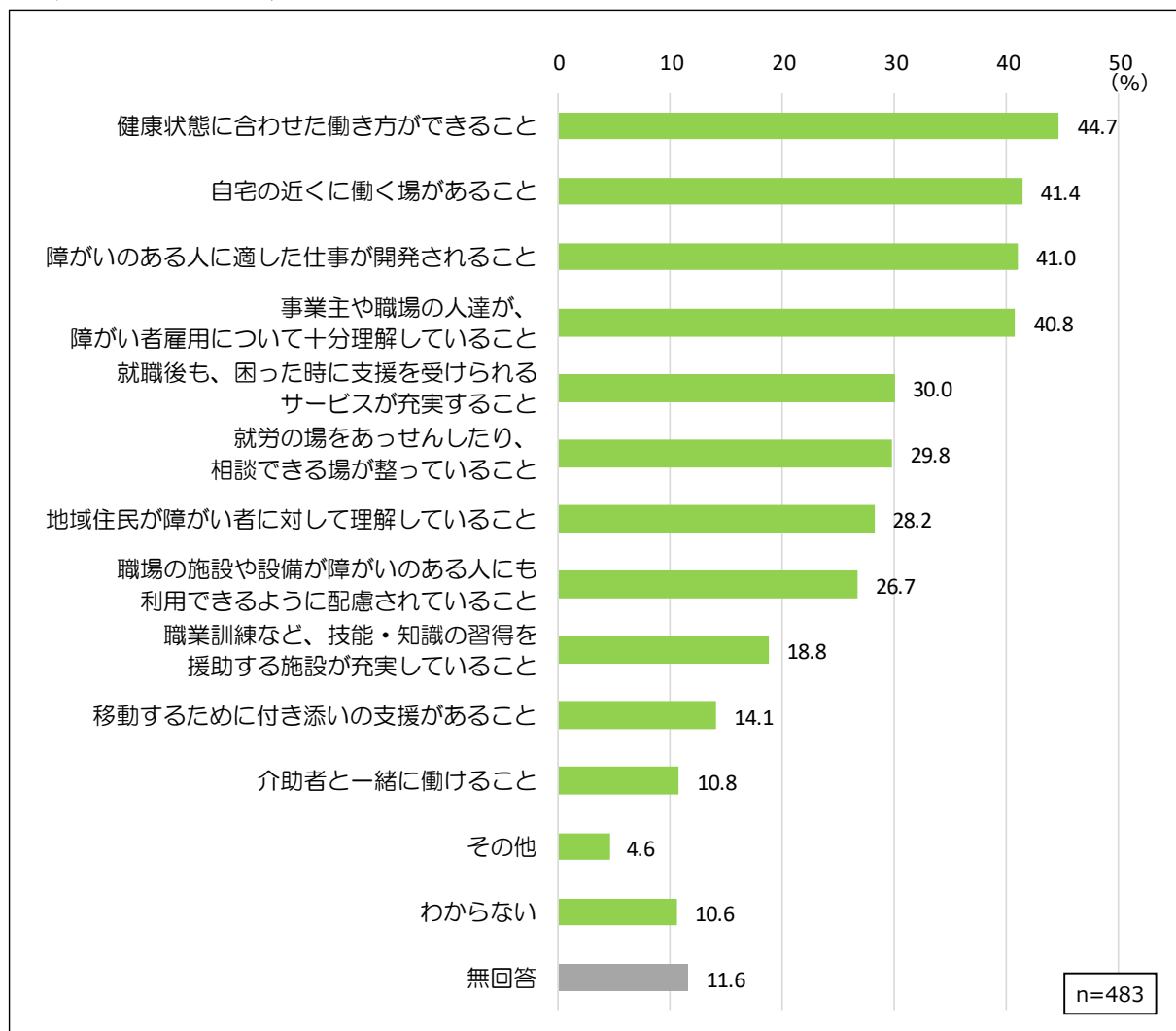
■就労状況



■働いていない理由



■障がいのある人が働くために必要なこと



資料：佐渡市 平成 29 年 障がい福祉に関するアンケート調査（18 歳～65 歳未満）

(2) 社会福祉の充実

障がいのある人は、その障がいのために社会生活の様々な場面で、多くの制約を受けている現状があります。そのため、障がいのある人が家族や地域住民とともに生活できるための整備を図っていきます。2018年（平成30年）3月に策定した「第3次佐渡市障がい者計画」に基づき、すべてのライフステージにおける理解、交流、支援、社会参加などの施策の充実に取り組みます。

また、障がいのある人の地域生活、社会参加を促進するためには、行政の制度に加えて、地域住民や当事者団体、サービス提供事業者、ボランティア、自治会などが協力して行う地域の支え合いが必要です。そのためにも、障がいのある人への偏見や差別意識が生じることのないよう、障がいのある人についての正しい理解と認識を深める必要があります。

今後、障がいの早期発見や早期治療の充実と障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実をめざします。さらにリハビリによる障がいの軽減や生活習慣病による障がいの予防に取り組み、在宅福祉サービスの充実を図ります。

(3) 障がいのある子どもの保育・教育

障がいのある・なしに関わらず、乳幼児期・義務教育時期の保育・教育は、基本的な生活習慣を身につけ、知的好奇心や社会で生きていく力の基礎を培うものであり、子どもの成長に大きな影響を与えます。

このため、障がいの種類や程度に応じた、適切な保育・教育が重要です。特に、早期療育の重要性が高いことから、乳幼児期、義務教育時期において、保健・医療・福祉が連携し、教育環境づくりを進めていく必要があります。

佐渡市では、保育園・認定こども園の入園者数は減少傾向にありますが、障がい児保育の受け入れ数は、ほぼ横ばいで、入園者数に占める割合は増加しています。

小・中学校における特別支援学級については、学級数、在籍児童・生徒数ともに増加傾向にあります。また、通常学級在籍者の中にも、特別な支援を必要とする児童・生徒が年々増加しています。それに伴い、通級指導教室で学ぶ児童・生徒数も増えていきます。

身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者、ならびに障害児福祉手当、特別児童扶養手当（手帳所持者除く）の受給者を対象として、平成29年に実施したアンケート調査で、未就学児の保護者の希望する就学先は、「小学校の通常学級」が66.7%と最も高くなっています。

同じアンケート調査で小学生～18歳未満の子どもの保護者のうち、就学先を選択する上での悩みごとがある割合は51.7%で、悩んでいる理由として最も高かったのが「障がいを理由にいじめなどが起きないか心配だから」で73.3%となっており、次いで「現在と同じ療育や教育の支援を受けることができないと思うから」と「環境が変わるから」が53.3%となっています。

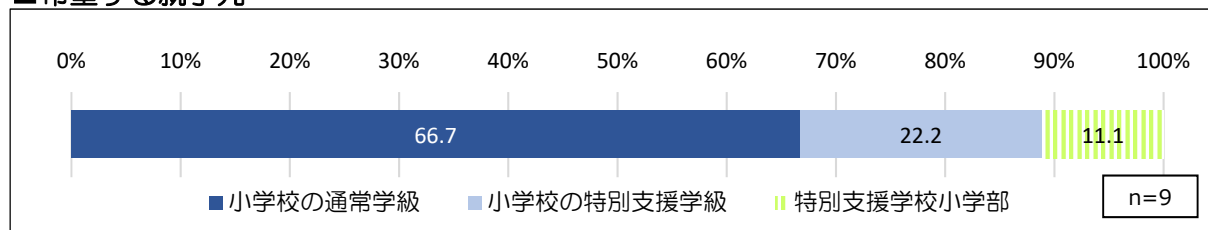
■障がい児保育の状況

(単位：か所、人)

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立
施設数	26	6	22	6	16	7	12	6	12	6
障がい児数	95	25	66	28	69	27	66	34	68	16

資料：子ども若者課

■希望する就学先



■特別支援学級の状況

(単位：学級、人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
学級数	42	46	51	50	50
児童・生徒数	125	135	148	147	168

資料：学校教育課

「第1期佐渡市障がい児福祉計画」および「佐渡市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、ノーマライゼーションの理念のもと、障がいのある子どもに対する教育環境の整備や合理的配慮に努めるとともに、幼児期からの特別支援教育の充実を図ります。

■具体的な事業

(1) 社会福祉課

①

事業名	関係機関と相談対応等の連携 (「障がい者虐待防止センター」の設置)	担当課：社会福祉課
事業内容	佐渡市障がい者基幹相談支援センターで関係機関と連携し、虐待防止の啓発・早期発見から適切な対応に繋がります。	
主な取組・現状	平成30年度末実績	
<ul style="list-style-type: none"> 虐待防止など人権に関する啓発の推進 虐待等への的確な対応のための体制整備 相談体制の強化 障がい者に対する権利擁護 成年後見制度普及推進・利用支援 	虐待案件相談件数：10件	
今後の方向性	令和6年度目標	
障がい者も市民の一人として、平等で、自由に暮らせるよう、障がい者の差別解消に向けた取組をさらに推進します。	障がい者の差別解消に向けた環境を整えていきます。	

②

事業名	「あったかフォーラム」の開催	担当課：社会福祉課
事業内容	「国際障害者デー」である12月3日から「障害者の日」である12月9日までの障害者週間期間中において、障がい者が自らの自立と社会参加への意欲を高め、地域住民が障がい者に対する理解と認識を深めることを目的に集会を実施します。	
主な取組・現状		平成30年度末実績
①アールブリュットについて ②精神障害者家族会による寸劇 ③意見発表会 ④施設利用者による活動（音楽発表・芸能発表）紹介 ⑤市内障がい福祉施設等利用者による作品展示・即売会		実施日：平成30年12月16日 会場：アミューズメント佐渡 参加者数：約200人
今後の方向性		令和6年度目標
障がい者が自らの自立と社会参加への意欲を高め、地域住民が障がい者に対する理解と認識を深めることを目的に実施を継続します。		障がい者が自らの自立と社会参加しやすい環境を整えます。

③

事業名	成年後見シンポジウム等各種大会を支援	担当課：社会福祉課
事業内容	成年後見セミナーを開催します。	
主な取組・現状		平成30年度末実績
高齢・障がい等で判断能力が不十分な人の権利・利益の擁護のため、成年後見制度の普及啓発を目的に、市民対象のセミナーを開催（社協委託事業）します。		成年後見セミナーの開催 ・参加者数：59人
今後の方向性		令和6年度目標
成年後見制度の利用促進と地域共生社会の観点から、成年後見制度について理解を促す機会として、継続して開催していきます。		成年後見制度について理解を促すための環境を整えます。

④

事業名	障がい福祉に関する情報提供等による普及	担当課：社会福祉課
事業内容	授産品を紹介	
主な取組・現状		平成30年度末実績
市報やケーブルテレビによる授産品を紹介します。		・月1回の市報掲載 ・ケーブルテレビ出演
今後の方向性		令和6年度目標
チラシなど作成について検討していきます。		授産品を販売しやすい環境を整えます。

第4章 分野別人権施策の推進 3 障がい者の人権

⑤

事業名	身体障がい者体育大会等の開催	担当課：社会福祉課
事業内容	身体障がい者が大会に参加することにより、スポーツを通じて仲間との親睦を図り、積極的な性格と協調精神を養うとともに、会を通じて市民の理解を深めることにより、身体障がい者の社会参加の促進に寄与することを目的とします。	
主な取組・現状	平成30年度末実績	
①スプーンレース ②パン食い競走 ③フライングディスク ④輪投げ ⑤じゃんけん競走 ⑥借り物競走	実施日：平成30年6月24日 会場：南佐渡中学校 参加者数：約100人（うち障がい者63人）	
今後の方向性	令和6年度目標	
身体障がい者がスポーツを通じて仲間との親睦を図り、積極性と協調精神を養うとともに、大会を通じて市民の理解を深めることにより、身体障がい者の社会参加の促進に寄与することを目的とします。	身体障がい者の社会参加の促進に寄与しやすい環境を整えます。	

⑥

事業名	ボランティア、障がい者団体等の育成支援や組織強化	担当課：社会福祉課
事業内容	障がい者および障がい児の福祉の増進を図るため、障がい者等の自立および社会参加を促進し、障がい者等の福祉の向上を図ることを目的とする活動を行う障がい者団体に対して、予算の範囲内において補助金を交付します。	
主な取組・現状	平成30年度末実績	
各家族会への運営費補助金を支給しています。	補助団体：6団体	
今後の方向性	令和6年度目標	
障がい者団体等の育成支援や組織強化を行います。	障がい者団体等の活動しやすい環境を整えます。	

⑦

事業名	佐渡市地域自立支援協議会を開催	担当課：社会福祉課
事業内容	地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として開催します。	
主な取組・現状	平成30年度末実績	
・障がい者等のニーズの把握 ・サービス調整およびネットワークの構築 ・各種計画の作成 など	開催回数：年2回	
今後の方向性	令和6年度目標	
今後も定期的を開催します。	地域の障害福祉に関するシステムづくりの関し、中核的な役割を果たす環境を整えます。	

⑧

事業名	事業主へ障がい者雇用の理解促進	担当課：社会福祉課
事業内容	障がい者の一般就労の推進に向けて事業主の理解を促進します。	
主な取組・現状	平成30年度末実績	
障がい者就業・生活支援センターおよび佐渡市雇用促進協議会と連携しながら事業主の理解促進の取組を行っています。	一般就労件数：12人	
今後の方向性	令和6年度目標	
引き続き、事業主へ障がい者雇用の理解促進を図ります。	障がい者雇用しやすい環境を整えます。	

⑨

事業名	就労移行支援事業所の充実や支援等	担当課：社会福祉課
事業内容	障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービスを提供します。	
主な取組・現状	平成30年度末実績	
障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービスを提供しています。	就労移行支援事業利用者数：32人	
今後の方向性	令和6年度目標	
障がい福祉サービスの充実を図ります。	就労移行支援しやすい環境を整えます。	

⑩

事業名	市施設の新設および改修等におけるバリアフリー化の推進	担当課：社会福祉課
事業内容	新潟県のまちづくり条例に基づき、新規建築・整備の受付および認定証の交付を行います。	
主な取組・現状	平成30年度末実績	
新潟県のまちづくり条例に基づき、新規建築・整備の受付および認定証を交付します。	<ul style="list-style-type: none"> ・受付件数：5件 ・適合件数：0件 	
今後の方向性	令和6年度目標	
まちづくり条例の周知および適合化の徹底。	適合化しやすい環境を整えます。	

⑪

事業名	保健、医療、福祉、教育等の連携強化による相談機能の充実	担当課：社会福祉課
事業内容	佐渡市基幹相談支援センターを設置し保健、医療、福祉、教育等の相談業務を行います。	
主な取組・現状	平成30年度末実績	
佐渡市基幹相談支援センターを設置し保健、医療、福祉、教育等の相談業務を行っています。	佐渡市基幹相談支援センター相談件数：687件	
今後の方向性	令和6年度目標	
相談機能の充実を図ります。	相談しやすい環境整備	

第4章 分野別人権施策の推進 3 障がい者の人権

⑫

事業名	障がい福祉サービスの充実	担当課：社会福祉課
事業内容	障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービスを提供します。	
主な取組・現状	平成30年度末実績	
障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービスを提供。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費：5,161件 ・訓練等給付費：3,339件 ・計画相談支援：1,517件 ・特定障害者特別給付費：1,863件 	
今後の方向性	令和6年度目標	
障がい福祉サービスの充実を図ります。	利用しやすい環境を整えます。	

⑬

事業名	障がい者相談支援事業所等の充実（市内4か所）	担当課：社会福祉課
事業内容	市内4か所の民間事業者に相談業務を委託しています。	
主な取組・現状	平成30年度末実績	
市内4か所の民間事業者に相談業務を委託しています。	委託相談件数：16,515件	
今後の方向性	令和6年度目標	
継続して委託していきます。	相談しやすい環境を整えます。	

⑭

事業名	各障がい者団体事業の促進および社会参加の機会の提供	担当課：社会福祉課
事業内容	障がい者関係団体と連携しながら障がいに対するスキル向上を図るため佐渡福祉フォーラムを開催します。	
主な取組・現状	平成30年度末実績	
佐渡福祉フォーラムへ参画しています。	フォーラムの開催：平成30年7月	
今後の方向性	令和6年度目標	
継続して参画します。	福祉従事者のスキル向上に繋がる環境整備をします。	

⑮

事業名	佐渡保健所等関係機関の連携による精神保健福祉施策の推進	担当課：社会福祉課
事業内容	精神科医師、心理士や精神保健福祉相談員による精神保健福祉相談を実施することにより、精神疾患の早期発見および適切な治療への繋ぎを行い、住民の精神的健康の保持、増進を図ります。	
主な取組・現状	平成30年度末実績	
こころの健康相談会を実施しています。	<ul style="list-style-type: none"> ・こころの健康相談会：年11回（うち市主催3回） ・相談件数：6件 	
今後の方向性	令和6年度目標	
保健所と連携し、精神疾患に関する相談機会の充実を図ります。	相談しやすい環境を整備します。	

(2) 子ども若者課

①

事業名	早期発見体制の確立（園等巡回支援事業）	担当課：子ども若者課
事業内容	保育園等を巡回専門員が巡回し、支援の必要な児の早期発見、早期療育に向けて保育士等への支援を行います。また、保護者との面談により養育の不安を取り除いていくための支援を行います。	
主な取組・現状		平成30年度末実績
園等巡回支援事業を継続して実施します。		<ul style="list-style-type: none"> 園等巡回支援：199園 実人数：360人 延べ850人
今後の方向性		令和6年度目標
巡回後のカンファレンスや報告書で、より適切な支援方法を園や保護者と共有していきます。		<ul style="list-style-type: none"> 園等巡回支援：180園 実人数：300人

②

事業名	療育教室の開催	担当課：子ども若者課
事業内容	療育に必要な乳幼児に対し、アセスメントから適切な療育を実施します。	
主な取組・現状		平成30年度末実績
早期発見から早期療育へスムーズにつなぎ、個々に合わせた適切な療育ができるように取り組みます。また、保護者が乳幼児の特性に理解を深めることで、子育てしやすいよう環境づくりにも取り組みます。		<ul style="list-style-type: none"> 幼児療育支援教室：220回 実人数：70人 延べ人数：985人 幼児ことばこころの教室：98回 実人数：33人 延べ料金人数：175人
今後の方向性		令和6年度目標
引き続き丁寧な保護者支援を行います。		<ul style="list-style-type: none"> 幼児療育支援教室：220回 実人数：50人 延べ人数：900人 幼児ことばこころの教室：220回 実人数：30人 延べ人数：550人

③

事業名	保育現場での療育的関わりの研修会実施	担当課：子ども若者課
事業内容	支援が必要な児童のサポートを行うため、保育士の資質向上を図ります。	
主な取り組み・現状		平成30年度末実績
各種研修、日々の取り組みの中で、理解を深めています。		<ul style="list-style-type: none"> 加配保育士対象研修会：7回 延人数：53人 園内研修：8回 延人数：195人
今後の方向性		令和6年度目標
引き続き、療育的かわりについて理解を深めていきます。		<ul style="list-style-type: none"> 加配保育士対象研修会：7回 園内研修：全園開催

第4章 分野別人権施策の推進 3 障がい者の人権

(3) 学校教育課

①

事業名	適正な就学への支援	担当課：学校教育課
事業内容	① 幼稚園保育園訪問実施 ② 就学前の保護者相談の実施 ③ 教育支援委員会の開催	
主な取組・現状	平成 30 年度末実績	
①子ども若者相談センターとの連携 ②就学前保護者相談の実施 ③教育支援委員会の開催	①年 31 回訪問実施 ②年 34 回実施 ③年 3 回開催	
今後の方向性	令和 6 年度目標	
①子ども若者相談センターとの連携 ②就学前保護者相談の実施 ③教育支援委員会の開催	必要な回数を実施します。	

②

事業名	児童生徒へ「思いやり」「命の大切さ」に関する授業等の実施	担当課：学校教育課
事業内容	総合教育センター事業における道徳教育研修講座を実施しています。	
主な取組・現状	平成 30 年度末実績	
道徳教育研修講座を実施し、「考え、議論する道徳」の実現に向けた授業づくりの視点で研修を行っています。	外部指導者を招聘して研修講座を 1 回実施しました。	
今後の方向性	令和 6 年度目標	
研修講座を継続し、児童生徒の道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度の育成を図る授業づくりについて研修を行います。	道徳教育研修講座の実施：1 回/年	

③

事業名	特別支援教育に関する整備の充実	担当課：学校教育課
事業内容	支援が必要な児童生徒への支援体制の充実。	
主な取組・現状	平成 30 年度末実績	
介助員の適正配置に取り組んでいます。	介助員配置基準を作成しました。	
今後の方向性	令和 6 年度目標	
介助員配置基準に基づいた介助員の配置を継続します。	介助員配置基準による適正な配置の 100%実施に取り組みます。	

④

事業名	保健、医療、福祉、教育等の連携強化による相談機能の充実	担当課：学校教育課
事業内容	「福祉」「ことば・こころの教室」「教育」連携会議の開催。	
主な取組・現状	平成 30 年度末実績	
「福祉」「ことば・こころの教室」「教育」連携会議を開催しています。	開催回数：3 回/年	
今後の方向性	令和 6 年度目標	
従来の上関係機関に新たに保健、医療関係者を加え連携強化を図ります。	保健、医療、福祉、教育の関係機関との連携推進	

(4) 防災管財課

①

事業名	防災に対する普及啓発活動	担当課：防災管財課
事業内容	障がい者を対象とした防災研修会等を開催します。	
主な取組・現状	平成30年度末実績	
防災研修会のニーズの把握。	未実施	
今後の方向性	令和6年度目標	
防災に関する啓発活動については、講演会や各地区の防災訓練などの機会に、障がい者、高齢者、女性などを含め広く一般の方を対象として実施しています。 また、障がい者の状況はそれぞれ異なるため、個別に相談があった場合に対応します。	—	

(5) 市民生活課

①

事業名	保健、医療、福祉、教育等の連携強化による相談機能の充実	担当課：市民生活課
事業内容	定例の健康相談、保健指導、訪問指導を行います。	
主な取組・現状	平成30年度末実績	
必要に応じ初動から同席・同行して対応し、互いに情報提供し協力のうえ、相談支援を行っています。	定例の健康相談、保健指導、訪問指導の実施しました。	
今後の方向性	令和6年度目標	
必要に応じ初動から同席・同行して対応し、互いに情報提供し協力のうえ、相談支援を行います。	事業継続	

②

事業名	生活習慣病による障がいの予防の推進	担当課：市民生活課
事業内容	健康診査・特定健診、各種がん検診を実施します。	
主な取り組み・現状	平成30年度末実績	
安全に健（検）診を受診できるよう検診委託機関と環境を整えています。 後期高齢医療制度（若年）受給者の検診自己負担額助成を行っています。	後期高齢医療制度受給者の受診者数：21人	
今後の方向性	令和6年度目標	
継続して、安全に健（検）診を受診できるよう検診委託機関と環境を整えます。 後期高齢医療制度（若年）受給者の検診自己負担額助成を行います。	事業継続	

4 女性の人権

女性の人権問題とは、女性に対する不平等や差別であって、女性の人権および基本的自由が妨げられることに関する問題です。日本社会では固定的性別役割分担意識が今なお根強く残っています。それらの意識が社会構造のあらゆるところに反映されており、このことが男女の賃金格差、家事・育児・介護等の負担の偏り等として表れていることから、これらの意識を反映した構造が解消されなければなりません。

就労環境における男女平等については、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）の改正や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）等により、職場における女性の様々な差別の撤廃や、個性や能力を十分発揮し活躍できる職場環境の整備が推進されてきました。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV 防止法）や「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）が制定され、被害者の人権が守られるような体制づくりも進められてきました。

このように、法制面における整備が行われ、女性の人権保障は大きく進展し、制度上では平等になっていますが、実際の社会においては依然として固定的性別役割分担意識は残っており、家事・育児・介護等の多くを女性が負担しているのが現状です。また、職場における差別や セクシュアル・ハラスメントも存在しており、地域社会などあらゆる活動に制約がもたらされている現状があります。加えて、警察庁の統計によると、重大な人権侵害である性犯罪や DV など女性に対する暴力は近年増加傾向にあります。

本市においては、本計画だけではなく、2007年（平成19年）3月に「佐渡市男女共同参画計画“気づけば島は変わります 男女共同参画”」を、2015年（平成27年）3月には、「第2次佐渡市男女共同参画計画～一人ひとりが「自分らしく」輝ける島へ～」を策定し、本市が抱える大きな課題である人口減少や少子高齢化、経済変化等に対応していくために、男女共同参画社会の実現に向けて、取り組んできました。

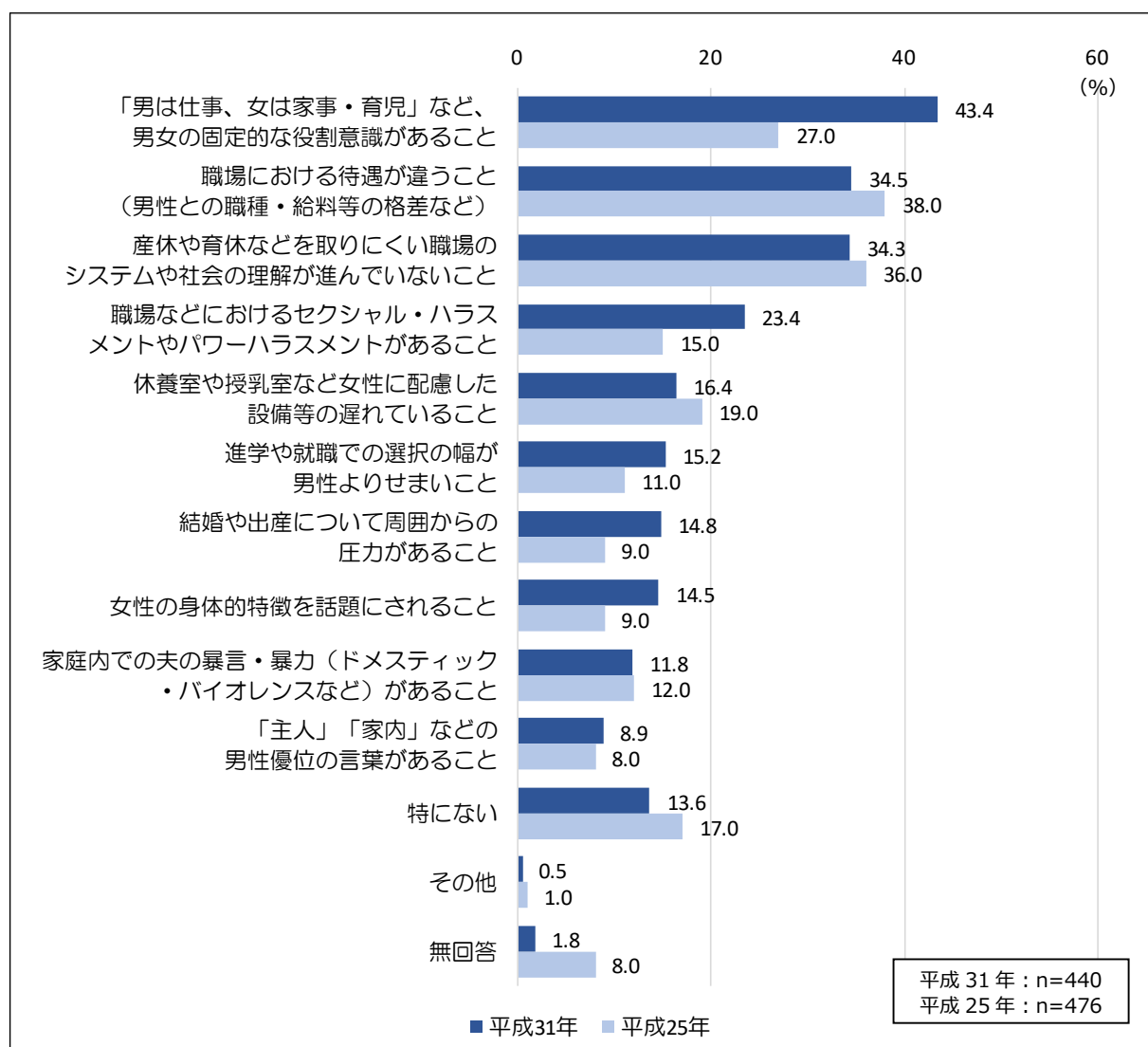
以上のことから、アンケート調査等の結果も踏まえ、女性の人権が今後より尊重されるように、家庭はもとより保育園・幼稚園・各学校や地域社会全般において、性別による差別を解消し、男女がともに心豊かに生き生きと生活できるような男女平等意識の啓発に取り組むとともに、男女共同参画社会の実現に向けた支援を推進します。

市民を対象として行った「人権に関する意識調査」では、女性の人権が尊重されていないと思うこととして、「男は仕事、女は家事・育児」など、男女の固定的な役割意識があること」が43.4%と最も高く、前回調査時と比較して16.4ポイント増加しています。次いで「職場における待遇が違うこと（男性との職種・給料等の格差など）」が34.5%、「産休や育休などを取りにくい職場のシステムや社会の理解が進んでいないこと」が34.3%と、就労環境における差別が続き、特に「職場におけるセクシャル・ハラスメントやパワーハラスメントがあること」は前回調査時と比較して8.4ポイント増加しています。

性別・年齢別の傾向としては、男性が就労環境における差別をあげているのに対し、女性はすべての年齢階層で、男女の固定的な役割意識という回答が最も高くなっており、また、性別を問わず年齢が高いほど「特にない」という回答が多くみられました。

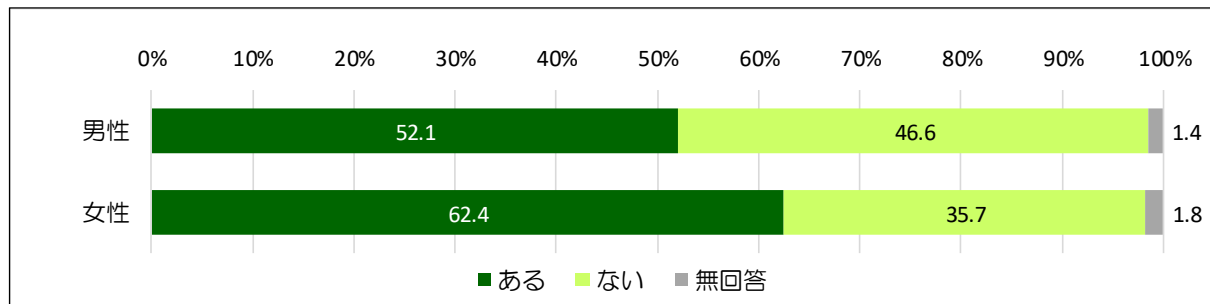
また、新潟県の「県民アンケート調査」によると、「女性の人権が尊重されていない」と感じるものが「ある」割合は、男性より女性の方が10.3ポイント高くなっています。

問 女性の人権が尊重されていないと思うことを、次の中から3つ以内選んでください（複数回答）。



●参考 新潟県「県民アンケート調査」(平成30年度)

問 あなたは、身の回りのこととして「女性の人権が尊重されていない」と感じることがありますか。



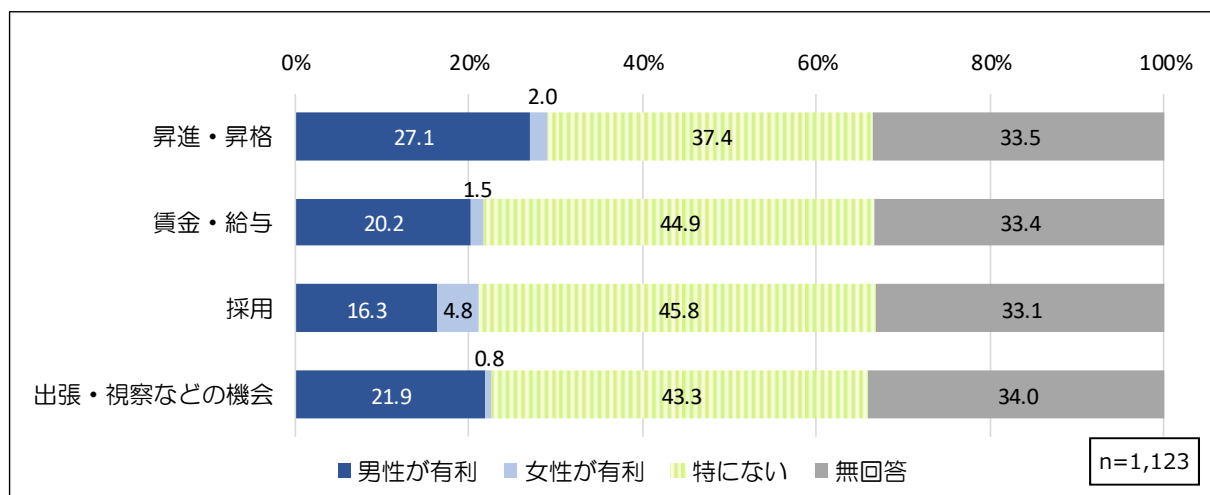
(1) 男女の平等が確保される労働環境づくり

男女共同参画白書(令和元年版)によると、2018年(平成30年)の非正規雇用労働者の割合は、15~24歳では女性31.1%、男性21.0%となっていますが、年齢層が上がるにつれて女性は非正規雇用労働の割合が高くなり、全体では女性56.1%、男性は22.2%となっています。所定内給与額では、2018年(平成30年)の男性一般労働者の給与水準を100としたときの女性一般労働者の給与水準は73.3となっており、正社員・正職員の所定内給与額でも、男性の給与水準を100としたときの女性の給与水準は75.6となっています。また、就業者に占める女性の割合は、2018年(平成30年)は44.2%で、諸外国と比較して大きな差はありませんが、管理的職業従事者に占める女性の割合については、諸外国と比べると依然として際立って低い水準となっています。

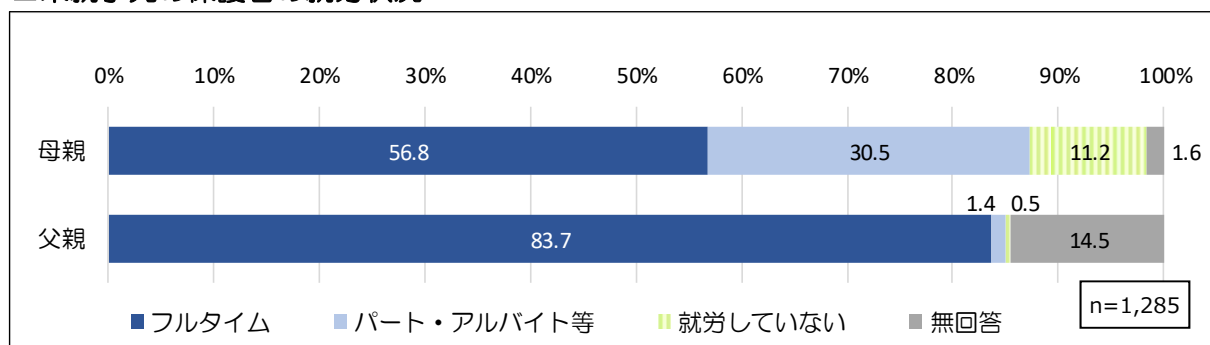
このように、就業環境は男女雇用機会均等法により法律や制度上では平等になっていますが、実際には採用や職種、賃金、昇進などで男女差があり、マタニティ・ハラスメント、セクシャル・ハラスメントなどの問題もあります。

そのため、労働条件等に関する差別の禁止、妊娠・出産等を理由とする不利益な扱いの禁止など、均等な扱いについて事業所等への周知を徹底し、男女平等な職場環境づくりを進めます。また、安心して子どもを産み育て、家族としての責任を分かちあうことができるように、ワーク・ライフ・バランスの実現についても推進していきます。さらに、女性管理職の登用割合を高めるために、まずは本市において現在設定している数値目標達成を実現し、より一層女性管理職への登用を高めていけるようにします。

■職場における男女の有利不利の意識（職業についている人のみ）



■未就学児の保護者の就労状況



（2）男女共同参画社会の実現に向けて

男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。男女共同参画社会は、性差や伝統的な価値観のすべてを否定するものではありません。むしろ、自分の人生を自由に選択でき、誰にとっても生きやすい社会を追求するものとして理解され、実践される必要があります。結婚することや子どもを持つこと、家族のあり方や働き方などについて、一人ひとりの状況や選択に応じて、生き方を主体的に選ぶことのできる社会づくりが重要です。

しかしながら、これまでの「男は仕事、女は家庭」という考え方や、地域活動の場における慣習やしきたりにより、性別による固定的な役割分担意識にとらわれている現状があります。

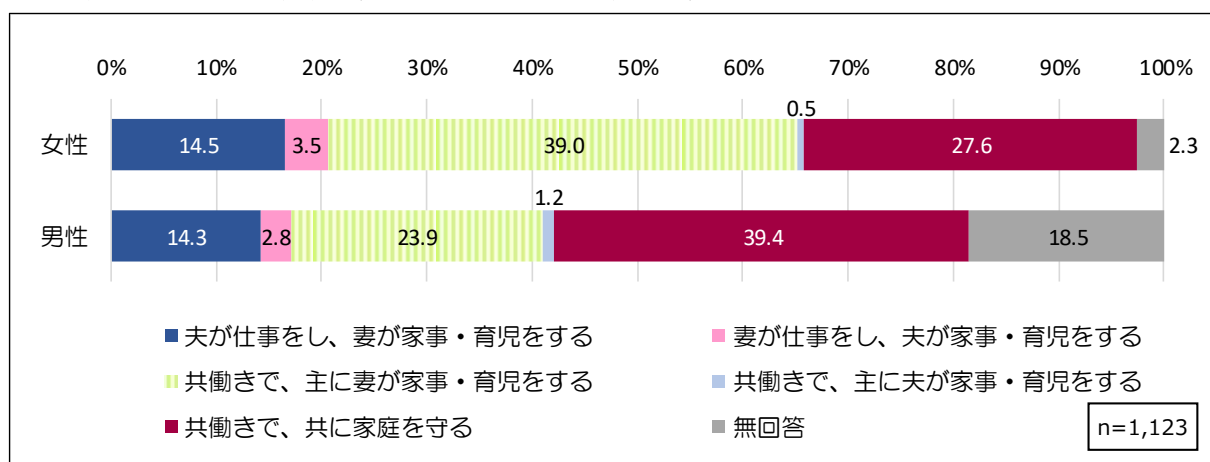
そのため、市民一人ひとりが性差に囚われた意識を変革し、男女共同社会について理解を深めることが重要です。社会的・文化的に形成された性別があることを踏まえ

ながら、家庭、職場、地域、教育の場において男女共同意識が定着するように促進していきます。

佐渡市は、職員や教員を対象に研修会や講習会を開き、率先して男性の育児休暇の取得や女性の年休取得などの権利行使を広げていきます。また、男性の家事・育児への参加を促進する取組や、女性の力を活用した地域活動を積極的に支援していきます。

男女共同参画は女性のみの問題ではなくすべての人にあてはまるものであり、男性、高齢者、障がいのある人、外国籍の住民等がそれぞれの課題に対して、その解決に取り組む必要があります。意思決定の場への女性の参画を進めながら、あらゆる立場の人が社会に参画できるように男女共同参画社会の実現をめざします。

■夫婦の役割分担の現状（結婚している人のみ対象）



■具体的な事業

(1) 企画課

①

事業名	男女平等意識に関する広報啓発活動	担当課：企画課
事業内容	男女共同参画に関するセミナーの開催やポスター等啓発活動を実施します。	
主な取組・現状	平成30年度末実績	
毎年度、関係団体とテーマ等を定め、年1回男女共同参画セミナーを実施しています。	平成30年10月19日（金）12:30～16:30 ・会場：あいぼーと佐渡 ・テーマ：「仕事」・「家庭」・「個人」の調和をテーマにワーク・ライフ・バランスについて考えよう ・参加者：22人	
今後の方向性	令和6年度目標	
令和元年度実施の市民意識調査をもとに、テーマを定め、男女平等意識の啓発、男女共同参画の意識啓発に努めます。	・男女平等意識を啓発し、性別分担役割意識の解消を推進します。 ・男性も女性も意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会について良いことだと思ふ人の割合の増加に努めます。（企画課実施、男女共同参画に関する市民意識調査から）	

(2) 子ども若者課

①

事業名	女性相談事業（DV防止）	担当課：子ども若者課
事業内容	女性相談（DV・性被害者に関する相談）やDV防止啓発活動を行います。	
主な取組・現状	平成30年度末実績	
<p>佐渡市DV被害者ネットワーク会議を開催し、DV防止、早期発見、早期対策のための関係機関と連携しています。</p> <p>女性相談（DV・性被害者等に関する相談）を行っています。佐渡市人権展へDVについてのパネルを出展。叩く等の身体的暴力だけでなく、性的、経済的暴力もDVにあたること、毎年11/12～11/25は「女性に対する暴力をなくす運動」期間であることを周知しています。また、11月の期間中は市役所等にポスターを掲示しています。</p>	<p>佐渡市DV被害者ネットワーク会議開催：1回 佐渡人権展へのパネル出展 ポスター掲示し啓発活動に取り組みました。</p>	
今後の方向性	令和6年度目標	
<p>ネットワーク会議における連携を強化します。女性相談事業を周知し気兼ねなく相談できる体制を整備します。</p> <p>継続して佐渡人権展でDV防止につながるパネルを出展していきます。</p> <p>11/12～11/25の「女性に対する暴力をなくす運動」期間中はポスターを掲示します。</p>	<p>DV防止ネットワーク会議：年1回 佐渡人権展へDV防止のパネルを出展 広報啓発活動への取組</p>	

(3) 市民生活課

①

事業名	女性の人権ホットラインダイヤルの案内	担当課：市民生活課
事業内容	女性の人権ホットラインの周知。	
主な取組・現状	平成30年度末実績	
<p>市報にて女性の人権ホットラインダイヤルの案内を掲載しています。</p>	<p>年1回掲載しました。</p>	
今後の方向性	令和6年度目標	
<p>市報の掲載以外にも広く周知を図るために効果的な方法を検討・実践します。</p>	<p>年1回掲載します。</p>	

②

事業名	パパとママのためのマタニティーセミナー（両親学級）の開催	担当課：市民生活課
事業内容	妊婦とパートナーへの子育て支援、仲間づくり、悩み事の相談などを行います。	
主な取組・現状	平成30年度末実績	
<p>概ね妊娠6～7か月の妊婦とパートナー対象に沐浴体験や授乳の準備、栄養や健康など出産の準備のためのセミナーを実施しています。</p>	<p>・実施回数：6回/年 ・妊婦参加者数60人</p>	
今後の方向性	令和6年度目標	
<p>安心したマタニティライフを過ごせるように今後も継続していきます。</p>	<p>・実施回数：6回/年</p>	

第4章 分野別人権施策の推進 4 女性の人権

③

事業名	妊婦健診や各種健康診査への支援	担当課：市民生活課
事業内容	妊婦および産婦健康診査の実施、支援をします。	
主な取組・現状	平成30年度末実績	
妊婦および産婦一般健康診査、歯科健康診査の助成を行い、自己負担を無料としています。	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦一般健康診査受診者数：404人 ・妊婦歯科健康診査受診者数：109人 ・産婦一般健康診査受診者数：230人 	
今後の方向性	令和6年度目標	
今後も妊産婦の健康保持・増進、安心ですこやかな妊娠と出産のためにサポートをつなげていきます。 妊産婦医療費助成もあわせて実施します。	—	

(4) 地域振興課

①

事業名	職場における人権意識の啓発	担当課：地域振興課
事業内容	冊子やチラシ等による意識啓発を行います。	
主な取組・現状	平成30年度末実績	
労働問題に関するあらゆる分野について、労働者・事業主の両者が相談できる窓口の紹介を行いました。	チラシの窓口設置やホームページ等で労働相談窓口の周知啓発を実施。	
今後の方向性	令和6年度目標	
継続的に冊子やチラシ等による人権意識の啓発に努めます。	普及チラシ等の窓口設置やホームページへの掲載などを活用し、職場における人権意識の啓発に努めます。	

(5) 学校教育課

①

事業名	学校へ男女共同参画に関する教職員向け情報の提供	担当課：学校教育課
事業内容	国や県からの通知等について周知を図ります。	
主な取組・現状	平成30年度末実績	
国や県からの通知、案内について各校へ周知、情報提供を行っています。	国や県から送付される通知や研修会案内を100%各校に周知、情報提供しました。	
今後の方向性	令和6年度目標	
各校に必要な情報について確実に情報提供します。	国や県から送付される通知や研修会の案内を100%各校に周知、情報提供します。	

(6) 社会教育課

①

事業名	女性のつどいの開催	担当課：社会教育課 (佐渡市女性団体連絡協議会)
事業内容	講演会等を開催し、地区などで女性相互の親睦を深め、学習することにより、資質の向上および男女共同参画社会の実現と住み良い地域社会づくりに取り組みます。	
主な取組・現状		平成30年度末実績
講演会、意見発表、各団体によるアトラクションを実施。		<ul style="list-style-type: none"> 開催日：平成30年11月11日(日) 10:00～15:00 参加者数：350人
今後の方向性		令和6年度目標
継続して実施。佐渡市女性団体連絡協議会が企画立案・運営等を行い、社会教育課は、要項等の印刷を行います。		参加者数：400人

(7) 防災管財課

①

事業名	防災に関する積極的な女性登用およびアドバイザー登用	担当課：防災管財課
事業内容	防災会議委員に女性を委嘱することで、市の地域防災計画等に女性目線の意見を反映します。	
主な取組・現状		平成30年度末実績
防災会議委員は関係機関のあて職となっており、性別に関係なく委嘱しています。		なし
今後の方向性		令和6年度目標
防災会議委員のうち、学識経験者等について女性委員の選定を検討し、女性の立場にたった意見を取り入れます。		防災会議委員に女性委員を委嘱し、女性に配慮した避難所運営に活かします。

(8) 総務課

①

事業名	職員向けハラスメント防止セミナーの実施	担当課：総務課
事業内容	お互いの人権を尊重し、働きやすい職場環境づくりを促進していくことを目的にハラスメント防止セミナーを実施します。	
主な取組・現状		平成30年度末実績
ハラスメント防止研修会を実施しています。		ハラスメント防止対策研修を実施しました。 <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度：54人 平成27年度：51人 平成28年度以降実施なし
今後の方向性		令和6年度目標
継続して研修会を実施します。		職員向けハラスメント防止セミナーの実施：1回/年

第4章 分野別人権施策の推進 4 女性の人権

②

事業名	市女性職員のリーダー研修への参加	担当課：総務課
事業内容	自らのキャリアと向き合い、キャリアビジョンを持って主体的に考え、行動し、キャリア形成をしていく意欲を高めるため研修会に参加します。	
主な取組・現状		平成30年度末実績
新潟県自治研修所が実施する「女性職員のキャリアアップ研修」に参加しています。		女性職員のキャリアアップ研修会への参加： <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度：1人 ・平成29年度：1人 ・平成30年度：0人
今後の方向性		令和6年度目標
当該研修への参加を継続します。		女性職員のキャリアアップ研修会への参加： 1人/年

5 高齢者の人権

2019年（平成31年）1月1日現在、我が国の高齢化率（65歳以上人口が総人口に占める割合）は27.6%となっています。少子化の影響などで総人口が減少傾向にあること、また平均寿命の延伸などにより、今後も高齢化率は上昇していくことが予測されます。

本市における高齢化率は、2019年（平成31年）1月1日現在、40.8%となっており、国の水準（27.6%）よりも高齢化が進んでいる状況といえます。国勢調査によれば、本市の高齢者のいる世帯は、2015年（平成27年）調査において一般世帯数の65.3%を占め、国よりも約25ポイント、県よりも約15ポイント上回っています。そのうち、一人暮らし世帯は26.4%、高齢夫婦世帯は21.5%となっており、2010年（平成22年）調査に比べ前者が3.2ポイント増、後者が3.2ポイント減となっています。最も要援護性の高い単身や高齢者のみ世帯が増加しており、医療ニーズの高い高齢者や認知症の高齢者も増加しています。

高齢化の進行による一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加に伴い、高齢者の財産をめぐるトラブルや悪質な訪問販売、詐欺等の消費者被害の問題、介護負担等を原因とする高齢者虐待など、高齢者の権利に係る問題が深刻化しています。

また、高齢者のみ世帯の割合が多いことから、災害時の不安はより大きな問題であり、地域ぐるみで支えあい助けあう仕組みづくりも重要です。

2006年（平成18年）に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が施行され、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した人は速やかに市町村に通報することが義務づけられました。また、同年、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が施行され、高齢者の自立支援や尊厳の確保を図っています。

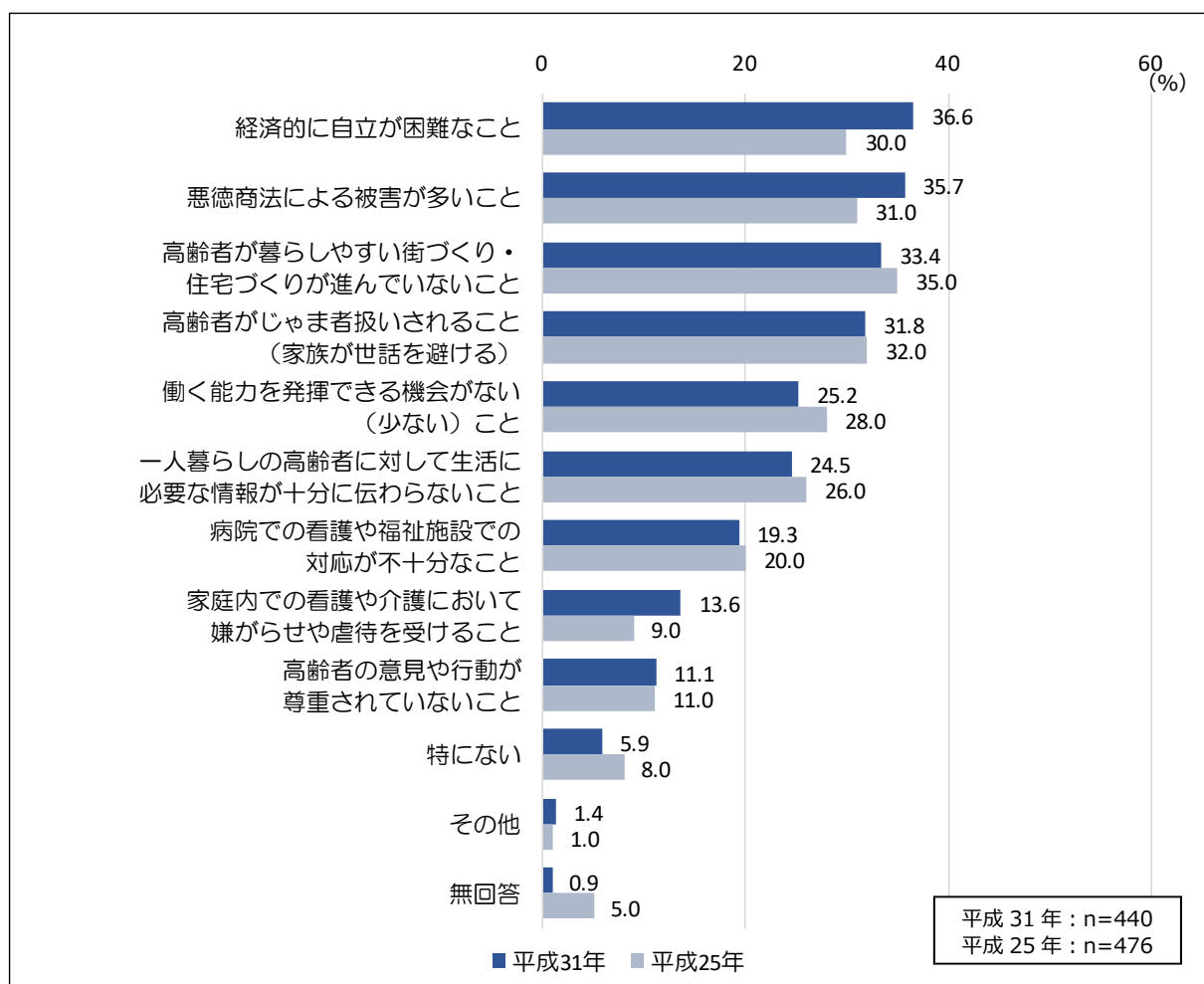
高齢者は単に保護される弱い存在ではなく、長年にわたって知識・経験・知能を培い豊かな能力と意欲を持った社会的に大切な人材です。しかし、核家族化の進展による家族関係の希薄化、それに伴う地域社会とのつながりの減少などで能力を発揮する場が少ないという問題もあります。高齢者の生活をより豊かな活力あるものとするため、積極的に社会活動に参加できるような環境づくりが必要となっています。

本市では、「生きがいにあふれ、いつまでも自分らしく暮らせる佐渡」を基本理念として、2018年（平成30年）3月に策定した「佐渡市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」に基づき、高齢者に関わる保健福祉の総合的な施策の推進と介護保険事業の円滑な運営に努めるとともに、高齢者の居住に関する施策や医療・介護の連携、介護予防のための施策、生活支援サービスの充実など、日常生活における支援を社会全体で支える「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組んでいます。健康に問題を抱える高齢者を支援する、地域包括支援センターと介護サービスの体制をさらに充実させ、高齢者の生活の質の向上に努めます。

市民を対象として行った「人権に関する意識調査」では、高齢者の人権が尊重されていないと思うこととして、「経済的に自立が困難なこと」が36.6%と最も高く、次いで「悪徳商法による被害が多いこと」が35.7%となっており、平成25年の前回調査と比較してそれぞれ6.6ポイント、4.7ポイント増加しています。他に、増加している回答は「家庭内での看護や介護において嫌がらせや虐待を受けること」で、前回調査と比較して4.6ポイント増加して13.6%となっています。

国の「人権擁護に関する世論調査」（平成29年）および新潟県の「県民アンケート調査」（平成30年）では、一部選択肢が異なりますが、「悪徳商法、特殊詐欺の被害が多いこと」が最も高く、どちらも50%以上となっています。また、「病院や福祉施設の不十分な対応や虐待」がどちらも35%以上となっています。

問 高齢者の人権が尊重されていないと思うことを、次の中から3つ以内選んでください（複数回答）。

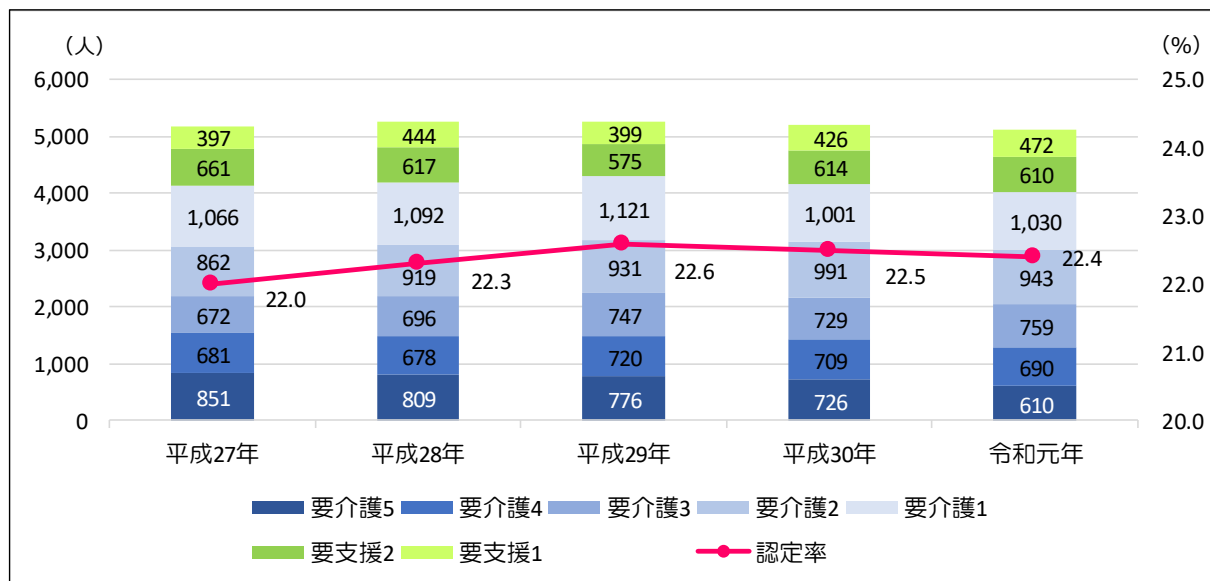


(1) 高齢者の健康づくりと介護予防の推進

平均寿命が延びている現代において、高齢者にとって最も望ましいのは介護のいらぬ状態にあることです。健康寿命の延伸は国の重要施策でもあります。

本市における要介護認定者数は徐々に増加しており、2019年（令和元年）は5,114人です。そのうち第1号被保険者*である要介護認定者数は5,048人で、認定率（第1号被保険者に占める認定者の割合）は22.4%と、ほぼ横ばいで推移しています。

■要介護認定者の推移（各年10月1日現在）



要介護高齢者の増加を抑制し、高齢者が生涯、地域で快適に過ごせるように、「健康さど21・第2次計画」の高齢者に関する事業、地域支援事業の一般高齢者施策による健康意識の向上と健康維持の推進および閉じこもり防止、要介護状態の予防に努め、高齢者自らが行う健康づくりについて啓発活動を充実し、市民の健康寿命の延伸と生活の質の向上をめざします。

また、各地域にある老人クラブなど、高齢者による仲間づくりを通して生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行うとともに、その知識や経験を生かして地域を豊かにする社会活動を行っている組織・団体を積極的に支援し、介護予防教室や認知症予防教室等の「出前講座」の実施に取り組みます。

*第1号被保険者：介護保険の被保険者は、65歳以上の方（第1号被保険者）と、40歳から64歳までの医療保険加入者（第2号被保険者）に分けられます。第1号被保険者は、原因を問わずに要介護認定または要支援認定を受けたときに介護サービスを受けることができます。また、第2号被保険者は、加齢に伴う疾病（特定疾病）が原因で要介護（要支援）認定を受けたときに介護サービスを受けることができます。

(2) 高齢者の自立支援と社会参画の推進

国の「高齢社会対策大綱」において、一人暮らし高齢者の増加も背景に、新たな知識や技術を習得する機会や地域社会において多世代が交流することの意義が再認識されており、高齢者が就業の場や地域社会において活躍できるよう高齢期の学びを支援するとともに、地域活動の推進や参画支援を図るとの方針が明らかにされています。

さらに、ボランティア活動や NPO 活動等を通じた社会参加の機会は、生きがい、健康維持、孤立防止等につながるとともに、福祉に厚みを加えるなど地域社会に貢献し、世代間、世代内の人々の交流を深めて世代間交流や相互扶助の意識を醸成するものであるとしています。

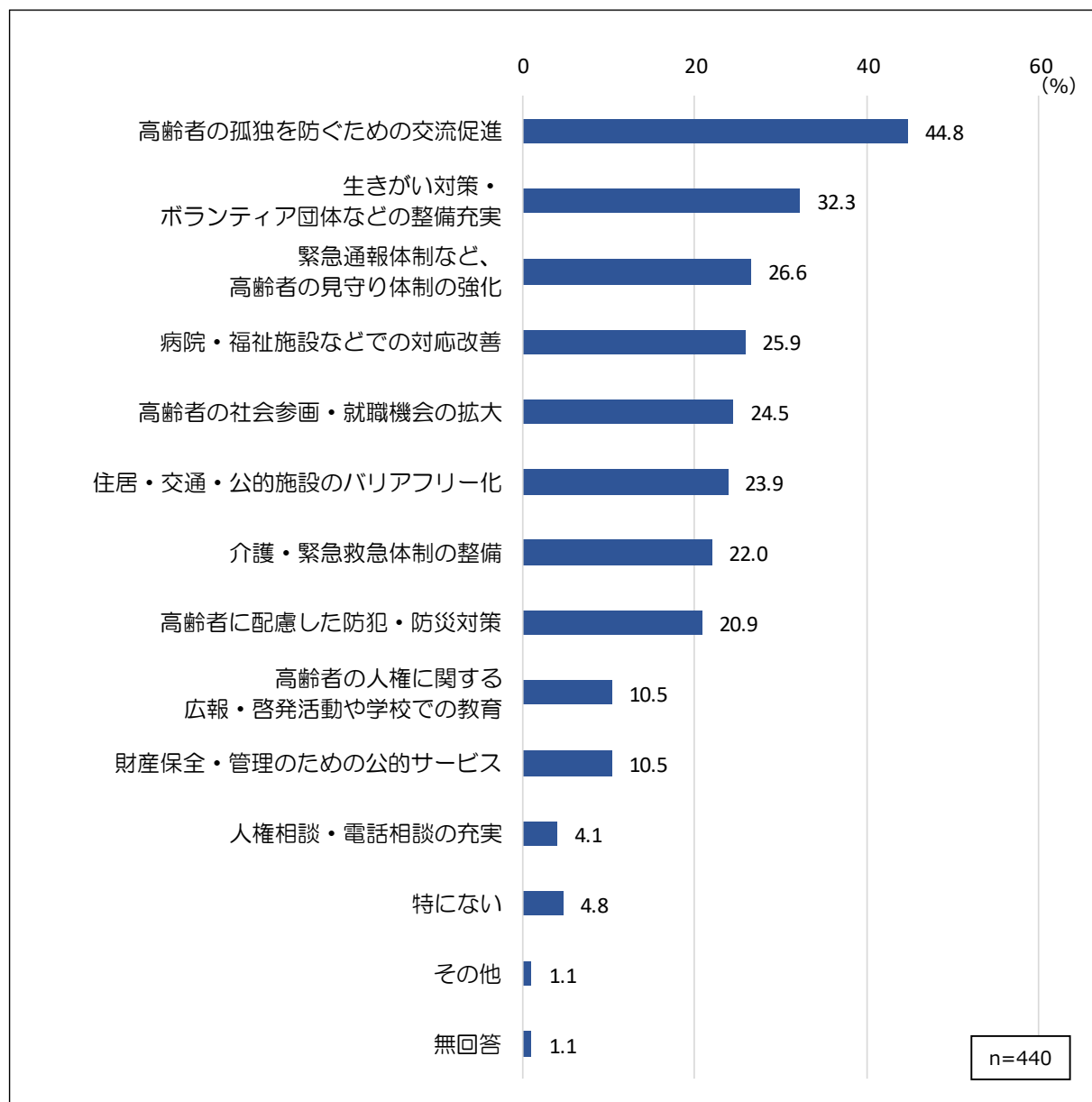
市民を対象として行った「人権に関する意識調査」では、高齢者の人権を守るために必要と思われることとして、「高齢者の孤独を防ぐための交流促進」が44.8%と最も高く、次いで「生きがい対策・ボランティア団体などの整備充実」が32.3%となっています。また、「高齢者の社会参画・就職機会の拡大」も24.5%となっており、高齢者の孤独を防ぎ、地域社会に参加する機会の提供が求められています。

佐渡市に住む第1号被保険者であって、要介護1～5の認定を受けていない高齢者のうち2,500人を調査対象者として、平成29年に行った「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」では、調査の回答から総合事業のサービスの事業対象者と判断されたうちの18.2%が閉じこもりリスク保有者に該当しており、事業対象者とならない一般高齢者の2.5%の7倍以上となっています。身体機能の低下が原因となり、地域社会から孤立していく傾向がみられます。

定年を迎えた高齢者が自宅に引きこもるのではなく、それぞれが、長年培った知識や経験を活かして、地域社会で活躍できるよう各種事業や社会参加などを進めます。

壮年期の市民や高齢者が、働く意欲や地域での活動の場を持ち、積極的な社会参加や学習・健康づくり活動、さらにはボランティア活動などに参加することができる機会が提供され、活力ある地域社会が形成されるよう取り組んでいきます。

問 高齢者の人権を守るために必要と思われることを、次の中から3つ以内選んでください
(複数回答)。



(3) 虐待の防止と権利擁護

高齢化が進む現在、認知症の高齢者や、介護をする家族の数はますます増えると予測されています。また、少子化などにより個人や家族での介護が困難となり、介護の孤立化、介護疲れなどから起きる虐待も大きな問題となっています。

このような状況を受けて、高齢者に対する虐待を防止し、尊厳を保持することを目的として、2006年（平成18年）4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が施行されました。

高齢者虐待には、身体に暴力を加えたり、ベッドに縛りつけたりする身体的虐待、脅しや侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的苦痛を与える心理的虐待のほか、財産や金銭を本人の意思に反して使用する経済的虐待、介護や世話の放棄・放任（ネグレクト）、性的虐待などがあります。

高齢者虐待の背景には適切な介護の方法や認知症への理解不足、介護の負担や世帯としての経済的な困窮など、様々な要因が複雑かつ複合的に重なり合っています。また、虐待を受けている高齢者が認知症などの理由により、適切な支援を求めることができない場合も多くあります。そのため、現在起きている事実に着目し、なぜ虐待が起きたのかという背景・要因を理解し、虐待を解消していく対応体制の構築を図るとともに、虐待を防止するため、市民への普及・啓発をはじめ養護者等を支援することで虐待が発生しない社会の構築に努めます。

また、認知症等により判断能力が不十分で自己決定や財産管理等日常生活に支障がある人でも、安心して地域で生活ができるように、成年後見推進事業において、成年後見制度の普及・啓発を図り、制度活用の支援に努めます。

■具体的な事業

(1) 高齢福祉課

①

事業名	学習機会の充実 （「しゃきっと教室」の実施）	担当課：高齢福祉課
事業内容	簡単な読み書きや計算を行ったり、参加者同士または児童・生徒と交流することで認知症を予防する教室を開催します。	
主な取組・現状	平成30年度末実績	
市内の5つの小学校と1つの高等学校の教室で、5～10月に毎週開催しています。	市内6会場で各25回開催 参加者数：59人 サポーター数：32人	
今後の方向性	令和6年度目標	
今後も6会場継続予定。新たな参加者の増加とサポーターの育成を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 市内6会場で実施 参加者・サポーターの増加 	

②

事業名	就労や雇用の促進（シルバー人材センター活動支援）	担当課：高齢福祉課
事業内容	高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図ることを目的にして、佐渡シルバー人材センターの運営経費を補助します。また、高齢者の就業機会の拡大に努め、地域社会への参加を促し、高齢者の持つ豊かな経験と知識・技術等を活かした活動を支援するとともに、会員のスキルアップを図り、新規事業の受注を支援します。	
主な取組・現状		平成30年度末実績
①会員および就業先確保 ②安全・適正就業 毎年就労中の事故が数件発生しているため、就業安全パトロールや講習会を実施しました。		① 会員登録数 960人 受託件数 7,395件 ②・安全パトロール：30か所実施 ・草刈機安全使用講習会：2回 56人参加 ・自動車安全運転講習会：1回 86人参加
今後の方向性		令和6年度目標
会員のうち女性会員が38%と低い傾向にあり、今後高齢者世帯での買物や掃除などの生活支援事業を拡大するために、女性会員の加入拡大に取り組みます。		高齢者の就業機会の増大と福祉、社会参加の推進を図り、いきいきとした地域社会をつくることをめざします。

③

事業名	ボランティアポイント制度の実施	担当課：高齢福祉課
事業内容	要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者がボランティア活動を通じて地域貢献・社会参加することを支援します。	
主な取組・現状		平成30年度末実績
本事業受入施設でボランティア活動をすると、施設から1時間あたりスタンプ1個（1日最大2個）ボランティア手帳に押印されます。スタンプ1個あたり100ポイント（100円）に換算し300ポイント以上5,000ポイントを上限として年度末に換金等（換金またはトキ保護基金への寄付）を行います。		・新規登録者：53人 ・換金金額：¥327,600（127人） ・トキ環境整備基金へ寄付：¥81,200（61人）
今後の方向性		令和6年度目標
高齢者がボランティア活動を通して地域貢献することを支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた生きがいつくりおよび介護予防の推進に向けて事業を継続していきます。		高齢者がボランティア活動を通して地域貢献することを支援します。 また、対象者や内容の見直しにより、より多くの高齢者の生きがいつくり、介護予防の推進を図るための制度を構築し、いきいきとした地域社会をつくることをめざします。

④

事業名	介護予防教室の実施	担当課：高齢福祉課
事業内容	高齢者の運動機能の維持・改善や閉じこもりを予防するために、運動の実践、脳トレ、健康講話などを主体的に行えるよう実施します。	
主な取組・現状		平成30年度末実績
7事業所へ委託して実施しています。地域の集会所や市の体育館等を会場に実施しています。		実施回数：延べ1,571回 参加者数：延べ19,328人
今後の方向性		令和6年度目標
老人クラブへの「出前講座」の実施など、新たな参加者を増やしていきます。		・現状維持 ・参加者の増加

第4章 分野別人権施策の推進 5 高齢者の人権

⑤

事業名	認知症サポーター養成講座の実施	担当課：高齢福祉課
事業内容	認知症について正しく理解し、認知症当事者やその家族を応援するサポーターを養成します。	
主な取組・現状	平成30年度末実績	
<ul style="list-style-type: none"> 佐渡市職員研修を実施しています。 地域団体・企業等への出前講座を実施しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 受講者数：612人（延べ7,821人） 	
今後の方向性	令和6年度目標	
引き続き、出前講座等の広報を行い、老人クラブへの「出前講座」の実施など、受講者を増やしていきます。	<ul style="list-style-type: none"> 講座開催数：年間15回程度 受講者数：延べ10,000人 	

⑥

事業名	認知症予防講演会	担当課：高齢福祉課
事業内容	認知症予防講演会として、認知症を予防するための知識や生活についての講演や体験を行います。	
主な取組・現状	平成30年度末実績	
各支所単位で認知症予防講座を実施しています。	相川地区で1回実施しました。	
今後の方向性	令和6年度目標	
各支所で認知症予防についての講演や体験を実施します。老人クラブへの「出前講座」の実施も検討していきます。	両津、相川、羽茂、国仲地域の各位地域で実施します。	

⑦

事業名	ものわずれ安心相談	担当課：高齢福祉課
事業内容	専門職による早期対応の個別相談を病院等で実施します。	
主な取組・現状	平成30年度末実績	
毎月1回、佐渡病院・羽茂病院等で専門職による相談会を実施しています。	相談者数：18人	
今後の方向性	令和6年度目標	
相談場所、周知方法について検討が必要です。	早期に相談ができるよう、定期的に相談会を実施します。	

⑧

事業名	ほのほのカフェ（認知症地域支援）の実施	担当課：高齢福祉課
事業内容	地域の中で認知症の人や家族、地域の人と一緒に過ごす集いの場を開催します。	
主な取組・現状	平成30年度末実績	
在宅保健師等によるミニ講話、体験の共有などを実施します。 地域の茶の間や老人福祉施設などで毎月1回実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・6会場で毎月1回実施します。 ・参加者：556人 	
今後の方向性	令和6年度目標	
国中圏域にどの地域の人でも集えるカフェを検討します。各地区のカフェは継続します。	国中圏域に基幹型カフェ設置をめざします。	

⑨

事業名	高齢者虐待への対応体制の構築	担当課：高齢福祉課
事業内容	<p>①地域住民や関係機関等と連携を密にすることにより、早期発見および虐待防止に取り組みます。</p> <p>②通報や相談等を受けた場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、市の関係部局とも連携を図り適切な対応を行います。</p> <p>③虐待等から保護するため、老人福祉施設への措置が必要な場合は、市の関係部局との連携を図り支援します。</p>	
主な取組・現状	平成30年度末実績	
<p>①民生委員や地域見守り関係団体へも働きかけ、虐待が疑われる場合に包括支援センターへの連絡を依頼しています。</p> <p>②通報や相談を受けた場合は、基本的に48時間以内に事実確認のための初動をおこない状況の把握に努めています。リスクアセスメントシートにより緊急性をアセスメントしてコアメンバー会議や個別ケース会議により虐待の有無を判断し、関係機関と連携を図り必要な対応を行っています。</p> <p>③緊急性が高く分離の他に虐待の軽減が期待できない場合であってサービス利用契約締結能力に欠ける認知症高齢者や要介護認定を待つ時間的猶予がない場合は、措置による老人福祉施設への入所を行っています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通報受理件数：54件 ・事実確認件数：55件 （うち20件が虐待ありと判断し対応） ・緊急性が高くやむを得ない措置で入所となったケース：1件 	
今後の方向性	令和6年度目標	
<p>①地域住民や関係機関等と連携を密にすることにより、早期発見および虐待防止に取り組みます。</p> <p>②通報や相談等を受けた場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、市の関係部局とも連携を図り適切な対応を行います。</p> <p>③虐待等から保護するため、老人福祉施設への措置が必要な場合は、市の関係部局との連携を図り支援します。</p>	<p>①地域住民や関係機関等と連携を密にすることにより、早期発見および虐待防止をします。</p> <p>②通報や相談等を受けた場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、市の関係部局とも連携を図り適切な対応ができるようにします。</p> <p>③虐待等から保護するため、老人福祉施設への措置が必要な場合は、市の関係部局との連携を図り支援します。</p>	

第4章 分野別人権施策の推進 5 高齢者の人権

⑩

事業名	相談体制の充実 （地域包括支援センターの機能強化）	担当課：高齢福祉課
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談支援事業 ・権利擁護事業 ・包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 ・介護予防ケアマネジメント ・担当圏域包括ケア会議 	
主な取組・現状		平成30年度末実績
<p>4か所の地域包括支援センターのうち、1か所を平成28年度から直営の基幹型として運営し、各センター間の相互調整や後方支援等を担っています。</p> <p>センター間の役割分担・連携強化のために定期的に連絡会を開催、職員の資質向上のための研修を行い、実施事業の質の評価を行ない運営協議会と連携し定期的な点検をしました。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談件数：1,192件 ・権利擁護件数：107件 ・包括的・継続的ケアマネジメント件数：151件 ・介護予防ケアマネジメント：393件 ・担当圏域包括ケア会議：8回
今後の方向性		令和6年度目標
<p>地域包括ケアシステム構築に向けた中核的な機関として機能強化を図るため、行政、社会福祉法人、医療法人等との人材交流の実施や、子ども若者支援・障がい福祉、生活困窮、保健業務に精通した職員の派遣などにより、人材育成を図ることによってワンストップ相談窓口をめざします。</p>		<p>ワンストップ相談窓口を通じて地域包括ケアシステムをさらに深化・推進します。</p>

⑪

事業名	地域見守り事業の実施	担当課：高齢福祉課
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民、協力事業者等による見守り体制を構築及び見守り連携ネットワークの形成 ・市民への啓発 	
主な取組・現状		平成30年度末実績
<ul style="list-style-type: none"> ・佐渡市見守り関係団体連絡会の実施 ・地域見守り連携協定の推進 ・広報、啓発ポスター、リーフレットにより市民に普及啓発 		<ul style="list-style-type: none"> ・連絡会開催：1回（参加者：40人） ・地域見守り事業所・団体数：70 ・地域見守り連携協定：3事業所 <p>啓発ポスター掲示、リーフレット配布、広報掲載</p>
今後の方向性		令和6年度目標
<p>現在の取組や活動を継続して年に1度、高齢者等の見守りに関する情報を共有し、見守りの強化を図ります。</p> <p>見守り事業所・団体数を増やしネットワークを構築します。</p> <p>見守り連携協定の締結を推進します。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・連絡会の開催：年1回 ・地域見守り事業所・団体数：100 ・地域見守り連携協定：5事業所

⑫

事業名	地域の茶の間への支援や協力	担当課：高齢福祉課
事業内容	サロンや茶の間の新規立ち上げや継続のための支援をします。	
主な取り組み・現状	平成30年度末実績	
各支所の保健師や栄養士が、サロンや茶の間を立ち上げたり、継続できるよう、講話をしたり、ボランティアの交流会等を実施。サロンや茶の間がない地域もあるが、支えるボランティアがない、また、今までのボランティアの高齢化等継続のための課題もあります。	54回実施 延べ576人参加	
今後の方向性	令和6年度目標	
サロンや茶の間を支えるボランティアの養成や育成を行います。新規立ち上げや今あるサロンを継続できるよう支援します。	今あるサロンが継続できるよう支援。また、新たに立ち上げられる地域があれば、サロンの立ち上げの支援を行います。	

⑬

事業名	高齢者の住宅整備支援	担当課：高齢福祉課
事業内容	高齢者または障がい者の方が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送り、介護者の負担を軽減することができる住環境の整備を促進するため、その身体状況に適した住宅への改修に要する経費の一部を補助します。	
主な取組・現状	平成30年度末実績	
要支援または要介護認定を受けている高齢者、身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている障がい者等の身体状況に適した住宅整備の改修費用の一部を補助しています。	利用実績：12件	
今後の方向性	令和6年度目標	
要支援、要介護状態にある高齢者が身体状況に合った改修を行うことにより、在宅での暮らしを長く続けられるよう、制度を継続します。	高齢者や障がい者がその身体状況に適した住宅改修を行うことにより、住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送ることが出来るよう支援していきます。	

(2) 社会教育課

①

事業名	学習機会の充実と推進 （高齢者学級）	担当課：社会教育課
事業内容	高齢者を対象とし、ふれあい活動を通して親睦を深め、社会活動の参加を促します。	
主な取組・現状	平成30年度末実績	
各地区教育係で実施しています。 講演会や現地研修、3世代交流を実施していません。	延べ参加者数：924人 両津：153人 佐和田：164人 金井：131人 新穂：179人 真野：34人 小木：156人 羽茂：56人 赤泊51人	
今後の方向性	令和6年度目標	
継続して講演会や現地研修、3世代交流を実施します。	延べ参加者数：950人	

(3) 社会福祉課

①

事業名	成年後見制度利用者支援事業	担当課：社会福祉課
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市長申立て手続き、費用 ・後見人等に対する報酬の助成 	
主な取組・現状	平成30年度末実績	
認知症高齢者や障がい者が成年後見制度の利用を支援することで権利擁護となっています。	<ul style="list-style-type: none"> ・申立て件数：7件 ・報酬の助成：55件 	
今後の方向性	令和6年度目標	
継続して、成年後見制度を利用する方への支援を行います。	判断能力不十分な方の成年後見制度の利用により、安心して生活できるように、制度利用の支援に努めます。	

②

事業名	市民後見人養成講座の開催	担当課：社会福祉課
事業内容	一般市民が後見人として活動できるように養成するための講座を開催します。	
主な取組・現状	平成30年度末実績	
市民後見人養成講座（基礎講座・実務講座）を開催しました。 受講者が減少傾向にあるため、確保に向けて制度の周知を図る必要があります。	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎講座（全5日間） ・実務講座（全5日間）：受講者14人 	
今後の方向性	令和6年度目標	
成年後見の需要が増えていく中で、市民が後見業務の新たな担い手として活動できるよう、市民後見人の養成を継続して行う必要があります。	市民後見人養成講座の受講者20名程度	

(4) 学校教育課

①

事業名	指導要領に基づく高齢者に関する学習	担当課：学校教育課
事業内容	総合教育センター事業における道徳教育研修講座を実施します。	
主な取組・現状	平成30年度末実績	
道徳教育研修講座を実施し、「考え、議論する道徳」の実現に向けた授業づくりの視点で研修を行っています。	外部指導者を招聘して研修講座を1回実施しました。	
今後の方向性	令和6年度目標	
研修講座を継続し、児童生徒の道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度の育成を図る授業づくりについて研修を行います。	年1回道徳教育研修講座を実施します。	

6 外国籍の人の人権

最近、ハイトスピーチについてマスメディアやインターネット等で報道される機会が増え、社会的関心が高まっています。ハイトスピーチとは、人種、民族、宗教、出身国、性的指向、性別、容姿、健康（障がい）など、自分の意志で変えることが困難な事柄に対して侮辱、非難する行為です。

外国籍の住人等が、快適で安全・安心して暮らせる地域づくりや相互に人権を尊重し、共生していく社会を築いていくとともに、外国籍の人を排斥し、誹謗中傷するようなことは許さないという人権意識を広めていくことが必要です。

国においては「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ハイトスピーチ法）」が成立し、2016年（平成28年）6月に施行されました。

特定の国籍の人々を排斥する不当な差別的言動は、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生じさせることになると考えられます。そのため、互いの言語・文化・歴史などの違いを認めあい、互いの人権を尊重しあうことが重要です。

佐渡市の外国籍の住民登録数は、2014年（平成26年）3月末は222人、2019年（平成31年）3月末は212人とやや減少していますが、国全体でみると日本の総人口が減少しているのに対し、在留外国人数は増加しつづけています。政府や企業が呼び込みに力を入れていることがその背景にあります。主にサービス業の賃金が地方都市に比べて高いことと、生活を支える外国人コミュニティが発達していることから、若者人口と同様に大都市に集中する傾向があります。地方に住む外国人向けの住宅紹介や家賃補助への財政支援などを盛り込んだ総合的対応策がとられていますが、受け入れ側にも、外国籍の人に配慮した取組が求められます。

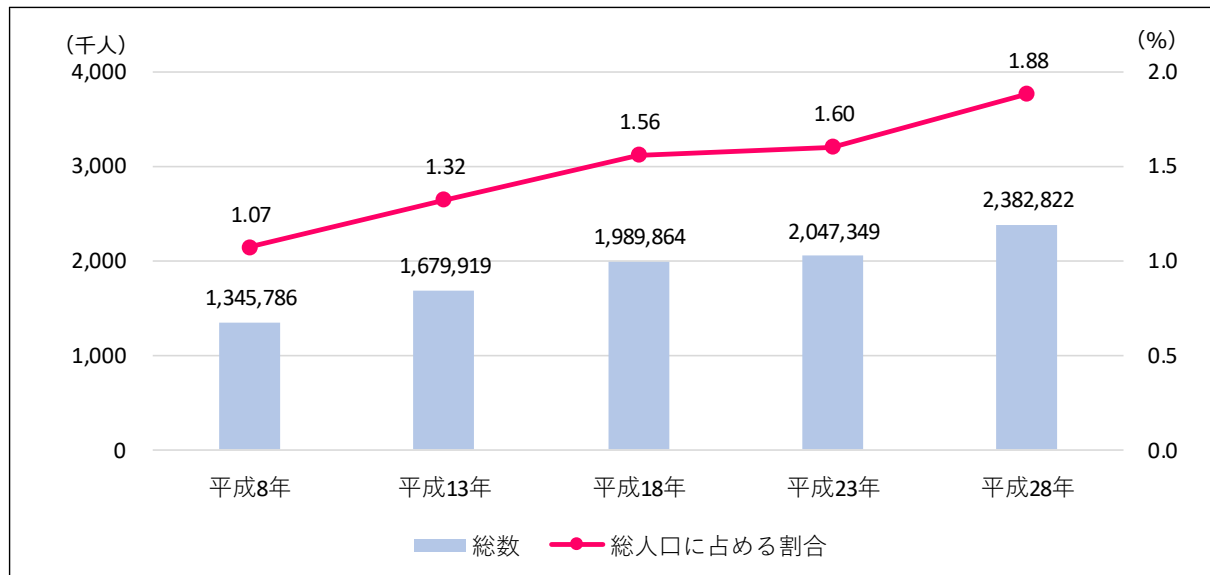
佐渡市においても介護の技能実習生の受け入れが始められるなど、外国人労働者に頼らざるを得ない業種も出てくると想定され、外国籍の住民は増加していくものと考えられます。外国人労働者の増加は日本経済を下支えしてくれる反面、生活習慣の違いや言葉の壁が要因となる問題に巻き込まれる可能性が増加する恐れがあります。そのため、関係機関と連携しながら外国人労働者に配慮した就労環境の整備について協議を重ね、必要な支援を考えていきます。

また、外国籍の人が生活を送る上で必要な各種情報を提供するとともに、関係機関や団体と連携して相談体制の確立を図り、言語の障壁や文化・習慣の違いから生じる様々な問題に的確に対応できるように努めます。さらに、日本で生活するために必要不可欠な日本語の習得や日本人との交流等、ボランティア団体の行う事業を積極的に支援していきます。

また、学校教育においても児童・生徒の国際的な人権感覚を養うため、他国の人々や文化に対する理解を深め、日本と外国の相互理解、差別の禁止など人権教育の充実に努め、言語や文化をお互いに伝えあう相互理解のための機会を設けます。

教育や就労の場における配慮だけでなく、定住者や観光を含む滞在者が地震や洪水などの災害に遭遇することも想定し、地域防災システムの構築の中で、災害・防災に関する多言語による情報提供等に取り組みます。

■外国人登録者数および在留外国人数の推移

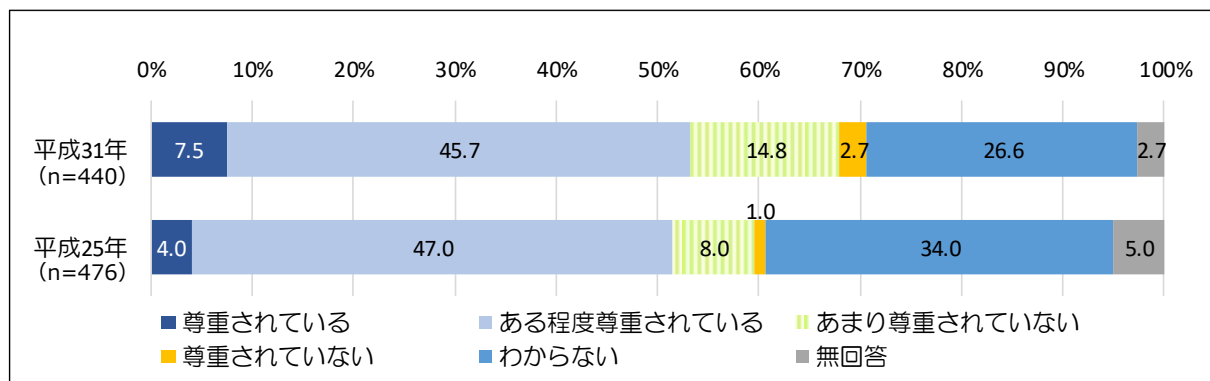


資料：総務省統計局

市民を対象として行った「人権に関する意識調査」では、日本に居住する外国人の人権について思うこととして、「尊重されている」と「ある程度尊重されている」を合わせると53.2%で、「尊重されていない」と「あまり尊重されていない」を合わせると17.5%となっています。

また、日本に居住する外国人の人権を守るために必要と思われることとして最も高かったのは「日本人・外国人ともにお互いの文化や伝統・社会事情を理解する」で、57.0%となっています。

問 日本に居住する外国人の人権について思うこと

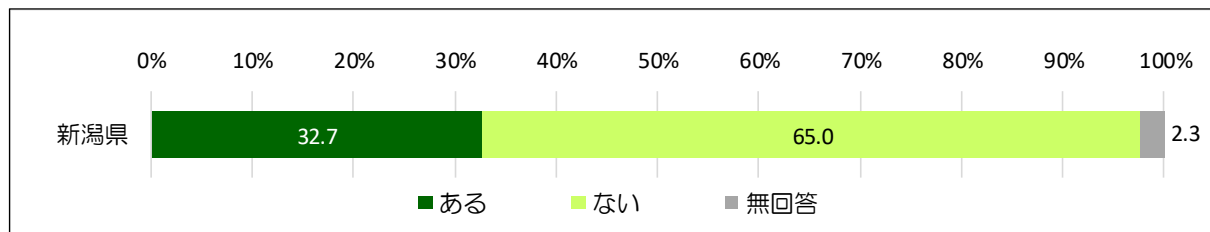


*平成19年の調査は選択肢が異なるため比較していません。

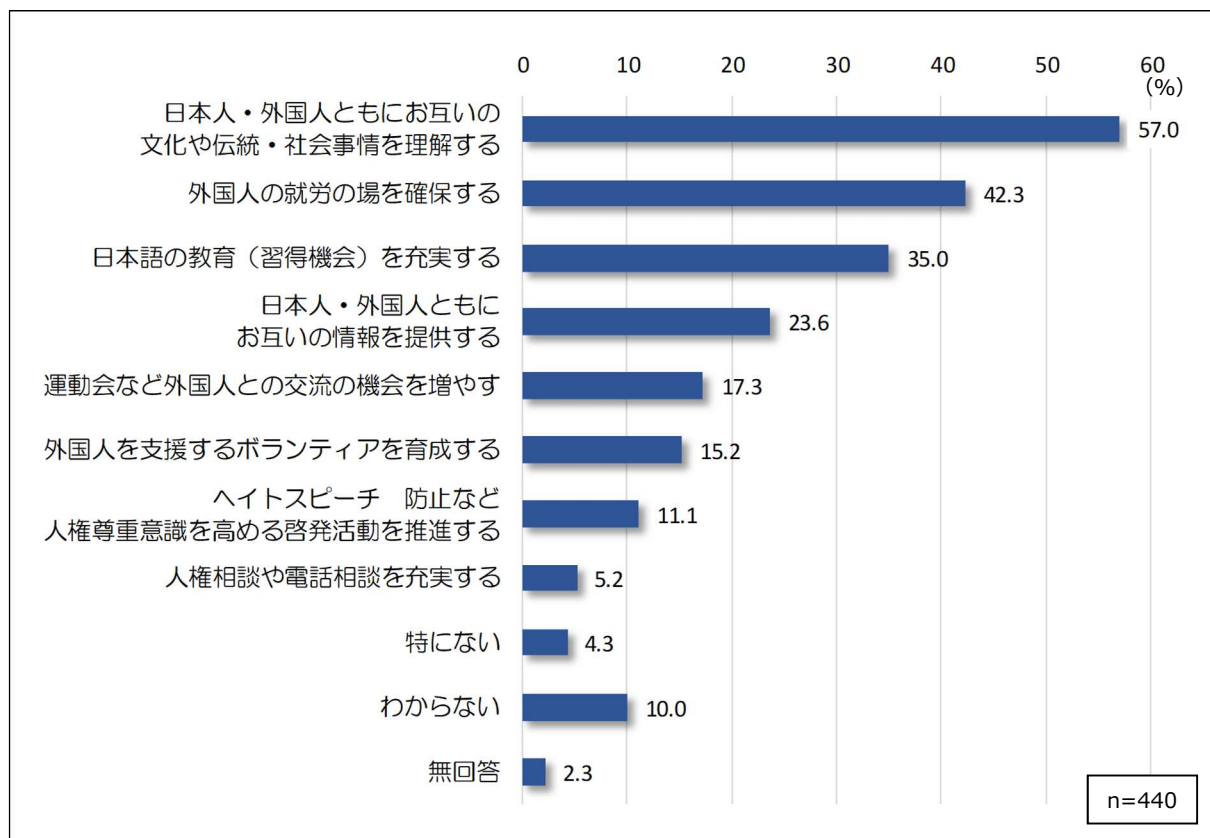
第4章 分野別人権施策の推進 6 外国籍の人の人権

●参考 新潟県「県民アンケート調査」(平成30年度)

問 あなたは、身の回りのこととして「外国人の人権が尊重されていない」と感じることがありますか。



問 日本に居住する外国人の人権を守るために必要と思われること (複数回答)



一人ひとりが異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重しあう取組や、関係機関・団体と連携した交流事業や共に暮らすまちづくりの推進など、効果的な施策を図ります。

■具体的な事業

(1) 市民生活課

①

事業名	関係機関や関係団体との連携と相談等の充実	担当課：市民生活課
事業内容	関係機関と連携し、様々な相談に対応したり、わかりやすい情報提供等配慮します。	
主な取組・現状		平成30年度末実績
健康相談時や窓口対応時など、臨機応変に相談に応じたり、各種パンフレット等の表記に配慮します。		相談の実績なし
今後の方向性		令和6年度目標
様々なガイドブックやパンフレットの多言語表記の作成や様々な相談への対応に取り組みます。		相談体制の充実を図ります。

②

事業名	外国語母子手帳の配布	担当課：市民生活課
事業内容	安心して出産・育児できるように外国語母子手帳を配布します。	
主な取組・現状		平成30年度末実績
外国語母子手帳を配布しています。		英語の手帳交付：1件
今後の方向性		令和6年度目標
必要に応じて配布します。		要望に応じて対応

(2) 観光振興課

①

事業名	日本語を学習する機会の提供（日本語教室）	担当課：観光振興課
事業内容	市内在住の外国籍の方に日本語を学習する機会を提供するとともに、交流の場を設けます。	
主な取組・現状		平成30年度末実績
佐渡日本語教室ボランティアの会へ業務委託し、市内在住の外国籍で日本語学習を希望する方を対象に教室を実施し、日本語能力検定受験対策も行います。また参加者の交流を目的にバスツアーや料理教室を開催しネットワークづくりも行っていきます。		<ul style="list-style-type: none"> ・受講者数：延べ74人 ・日本語教室：26回 ・交流イベント：2回
今後の方向性		令和6年度目標
継続していきます。		・受講者数：延べ80人

第4章 分野別人権施策の推進 6 外国籍の人の人権

②

事業名	国際交流活動（ホームステイの受け入れ）	担当課：観光振興課
事業内容	大学や新潟県交流協会からホームステイ希望者の受入照会を受け、市報等で希望者を受け入れてくれる市民を募集し、ホームステイ希望者と受入希望者の仲介を行います。	
主な取組・現状	平成30年度末実績	
平成28年度以降の受入実績はありません。	受入実績なし	
今後の方向性	令和6年度目標	
継続していきます。	—	

③

事業名	佐渡市国際理解出前講座の実施	担当課：観光振興課
事業内容	国際交流員が母国の生活風習や簡単な外国語を紹介し、外国人を身近に感じてもらう国際理解を深める目的で実施しています。	
主な取組・現状	平成30年度末実績	
学校や企業からの依頼に基づき、依頼先に出向いて現地の生活風習や日本との違いをテーマに45分～60分の講座を実施しています。	6団体（374人）	
今後の方向性	令和6年度目標	
継続していきます。	6団体（350人）	

(3) 学校教育課

①

事業名	社会科や総合的な学習の時間を活用した国際理解	担当課：学校教育課
事業内容	学習指導要領実施に関する情報提供を行います。	
主な取組・現状	平成30年度末実績	
学習指導要領実施に関する情報提供を校長会等で行います。	校長会で学習指導要領における総合的な学習の時間の改訂のポイントを確認しました。	
今後の方向性	令和6年度目標	
学習指導要領に沿った各種教育の円滑な実施のための情報提供を行います。	学習指導要領に沿った各種教育の円滑な実施のための校長会での情報提供を行います。	

②

事業名	ALTとともに外国語活動や英語科の事業の実施	担当課：学校教育課
事業内容	外国語活動、外国語科の授業にALTを活用します。	
主な取組・現状	平成30年度末実績	
8名のALTを市内35校に巡回できるよう配置します。	8名のALTを配置 各小・中学校の外国語活動、外国語科の学習の中で国際理解教育の充実を図ることができました。	
今後の方向性	令和6年度目標	
8名のALTを継続配置していきます。	8名のALTを配置し、各小・中学校の外国語活動、外国語科の学習の中で国際理解教育の充実を図ります。	

7 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

2002年（平成14年）9月17日に行われた日朝首脳会談において、北朝鮮側は長年否定していた日本人の拉致を初めて認め、謝罪し、再発防止を約束しました。

現在、日本政府は17名の日本人を北朝鮮による拉致被害者と認定しましたが、同年10月に帰国できたのは17名のうち僅か5名であり、残りの12名については、いまだ十分な情報提供も無く安否不明のままです。また、いわゆる特定失踪者（民間団体である「特定失踪者問題調査会」が独自に北朝鮮による拉致の可能性の調査の対象としている失踪者）も含め、拉致の可能性を排除できない事案もあります。

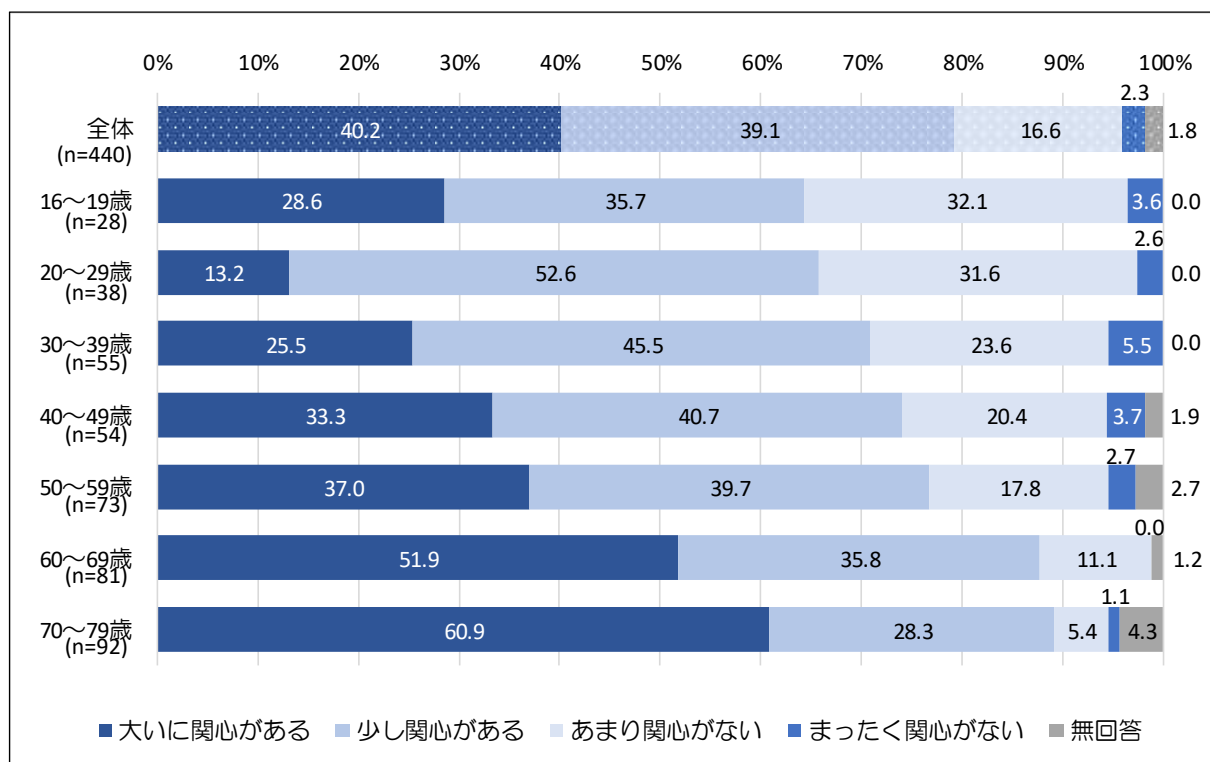
2006年（平成18年）6月、拉致問題を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題（「拉致問題等」）に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ拉致問題等の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が公布・施行されました。同法は、拉致問題等の解決に向けた国の責務のほか、拉致問題等の啓発を図る国および地方公共団体の責務、北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日～16日）の創設と同週間での国・地方公共団体の啓発事業の実施等を定めています。

拉致され、24年間徹底した監視の下で日々苦しい生活を送っていた拉致被害者とその家族に対し、佐渡市では1日も早く自立できるようあらゆる場面を想定して迅速な対応をするため、自立支援カリキュラムを作成し社会復帰を進めてきました。

佐渡市には、いまだ帰国を果たせない拉致被害者や安否不明者がいます。拉致被害者の早期帰国実現と拉致問題の全面解決のため国、県、関係機関と連携し、この問題に取り組みます。

市民を対象として行った「人権に関する意識調査」では、北朝鮮による人権侵害について、「あまり関心がない」、「まったく関心がない」と回答する割合が、年齢が下がるにつれて高くなる傾向がみられました。拉致問題についての関心が風化しないよう、市民の意識啓発を図るとともに、教育現場においても拉致被害者に対する人権問題を取り上げ、話し合いの場を設けます。

問 北朝鮮による人権侵害について、どの程度関心をお持ちですか。



■具体的な事業

(1) 総務課

①

事業名	生活相談員の配置	担当課：総務課
事業内容	拉致被害者とその家族が地域社会に適応するためのサポートとして、生活相談員を配置しています。	
主な取り組み・現状	平成30年度末実績	
拉致被害者とその家族の相談業務を行っています。	平成14年の帰国当初から継続して、生活相談員を配置しています。	
今後の方向性	令和6年度目標	
引き続き拉致被害者とその家族の支援を行います。	—	

②

事業名	自立支援カリキュラムによる学習支援	担当課：総務課
事業内容	拉致被害者とその家族が、日本の地域社会に適応するために支援を行います。	
主な取組・現状	平成30年度末実績	
地域社会になじむための学習、日本語の習得、社会参加と体験研修等を行います。	拉致被害者とその家族が、地域に定着しています。	
今後の方向性	令和6年度目標	
引き続き拉致被害者とその家族の支援を行います。	—	

③

事業名	「家族に対する思いを共に考える会」	担当課：総務課
事業内容	拉致問題の風化を防ぐため、市内小・中学校で曾我ひとみさんの講演会を行います。	
主な取組・現状	平成30年度末実績	
<p>曾我ひとみさんの体験談をお話していただくことで、家族の大切さと、拉致問題の早期解決を訴えます。</p>	平成30年度：9校 573人	
今後の方向性	令和6年度目標	
<p>拉致問題を知らない世代に拉致問題を伝えていきます。</p>	年間8校で開催します。	

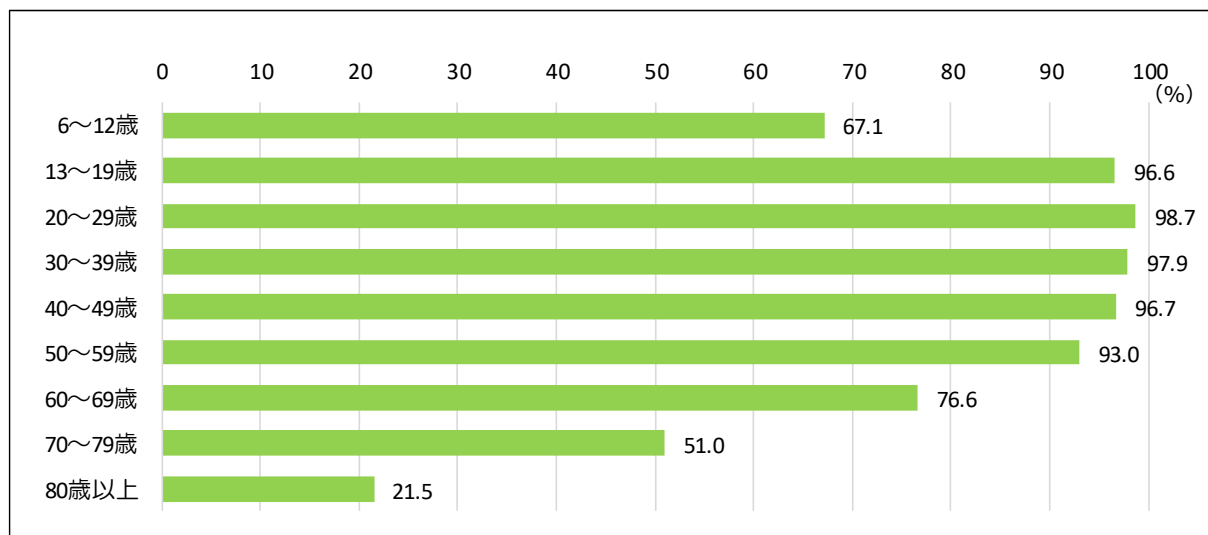
8 インターネットによる人権侵害

インターネットの普及は、情報化社会の進展をもたらすとともに、情報の収集や発信、コミュニケーションの手段として、私たちの生活を飛躍的に便利なものにしました。一方で、その匿名性、情報発信の容易さから、個人の名誉を侵害したり、差別を助長する表現や有害な情報の掲載などによって、人権侵害に関わる様々な問題が発生しています。

2002年（平成14年）5月に施行された「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）では、インターネットの掲示板等で、プライバシーの侵害や差別的な書き込みなどの人権侵害を受けた場合に、プロバイダ（インターネット接続業者）やサーバ（ウェブサイト公開やメール等のサービスを提供するコンピュータ）の管理・運営者に削除依頼や発信者情報の開示請求などの手段を取ることができると定められています。

また、スマートフォンなどの端末の普及に伴い、小・中学生などの青少年の利用が年々増加しており、学校裏サイトなどにおける誹謗中傷の書き込みなど、子どもが加害者や被害者になり、トラブルに巻き込まれる事案も発生しています。そうした状況を踏まえ、政府は「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」を2009年（平成21年）年4月から施行し、インターネット関係事業者にフィルタリングの提供を義務化するなど、対策に取り組んでいます。

■参考 インターネット利用状況



資料：総務省 平成30年「通信利用動向調査」

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）などにより、誰でも容易に情報発信できるようになったこともあり、インターネット上の人権侵害は、その加害の容易性や匿名性から、軽い気持ちで行っているケースも多く、個人のプライバシーや名誉に関する正しい知識を持っていないと、思いがけず加害者になってしまう場合もあ

ります。いったんインターネット上に掲載された情報は、世界中から閲覧可能となるうえに、コピーや転載、SNSによる拡散などにより、発信者が削除しても情報を完全に消すことは困難です。何気ない書き込みが、相手を一生涯苦しめることにもなりかねません。顔が見えないコミュニケーションだからこそ、相手の人権を尊重することを常に忘れずに、インターネットを利用することが必要です。

現在、鳥取ループ・示現舎による「全国部落調査・復刻版」が出版だけでなくインターネット上に動画として拡散されています。また、こっそりと被差別部落に入り込み、無断で家屋や道路などの風景、さらに墓石までも動画に撮影しそれをインターネットで流しています。ここには知られば差別を受ける情報が暴かれています。県や市のほか部落解放同盟等の民主団体が、プロバイダや法務省、地方法務局に削除要請していますが、いまだに削除されていません。このように、部落差別や在日コリアン差別をはじめとした、マイノリティに対する差別に満ちたヘイトにも、インターネットが使われることが多くなっています。手軽に手に入る情報について、正しくない情報も多く含まれていることを認識し、その隠された意図などに惑わされないようにすることが必要です。

また、インターネットを使って個人情報盗み、悪用する犯罪も増加しています。情報管理等についての注意と正しい知識の周知を図ります。

インターネットによる人権侵害に対しては、週1回のモニタリングにより個人名誉侵害や悪質な差別書き込みの早期発見に努めます。また、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるよう普及・啓発に努めるとともに、インターネットによる人権侵害となる行為を防止するために研修会等を開催し、メディアリテラシー*について啓発を行います。

学校教育においては、様々な教科や総合的な学習の時間等の中で行われる情報教育を通して、情報モラルを指導しメディアリテラシーと人権侵害についての理解を図るとともに、一人ひとりが社会のルールとマナーを守り、適切に利用をするよう啓発に努めます。また職員には情報管理の徹底やモラル等の正しい認識、メディアリテラシーの理解を図ります。

*メディアリテラシー：テレビ番組や新聞記事などのメディアからの情報やメッセージを鵜呑みにせず、主体的、批判的に読み解く能力のこと

■具体的な事業

(1) 市民生活課

①

事業名	人権教育、啓発を通じた総合的な人権意識の高揚	担当課：市民生活課
事業内容	個人情報保護や人権擁護に関する正しい理解を深めるため普及啓発	
主な取組・現状		平成30年度末実績
佐渡人権展や研修会などで啓発をしています。		佐渡人権展にてDVDを流し、来場者への啓発を行いました。
今後の方向性		令和6年度目標
ますます進歩する情報化社会においては、若年層への積極的な啓発が必要です。		<ul style="list-style-type: none"> 佐渡人権展でのDVD上映 市報への掲載

②

事業名	モニタリング事業の実施	担当課：市民生活課
事業内容	インターネット上の個人名誉侵害や差別書き込みを把握します。	
主な取組・現状		平成30年度末実績
インターネット上の所定サイト等を検索し悪質な差別書き込みの早期発見をします。		新規事業のため実績なし
今後の方向性		令和6年度目標
事業開始し、現状把握に努めます。		定期的な検索と早期発見

(2) 学校教育課

①

事業名	学校教育における人権教育の充実 (情報モラル学習等)	担当課：学校教育課
事業内容	ICT機器導入の推進とあわせた活用研修を実施します。	
主な取組・現状		平成30年度末実績
研修講座の中で、リテラシー、モラル指導に関する内容にも触れます。		外部講師を招聘したICT活用研修講座を1回実施
今後の方向性		令和6年度目標
佐渡市ICT整備計画に基づいた機器整備と併せ、各校の情報教育指導計画の中にリテラシー、モラルに係る内容が位置づくよう指導、支援していきます。		<ul style="list-style-type: none"> ICT教育に関する研修講座を年1回以上位置づけます。 リテラシーやモラル指導に関する内容も盛り込みます。

(3) 社会教育課

①

事業名	社会教育における人権教育の充実 (講演会や講座の実施)	担当課：社会教育課
事業内容	青少年健全育成協議会が中心となり、健やかな青少年を育成するため講演会を開催します。	
主な取組・現状		平成30年度末実績
講演会を実施しています。		<ul style="list-style-type: none"> ・開催日：平成30年11月4日(日) ・参加者数：17人 ・開催場所：両津 家庭教育講演会 「安心・安全なスマホ・ケータイの利用について」 講師：KDDI スマホ・ケータイ安全教室認定講師 岩田幸雄 氏
今後の方向性		令和6年度目標
継続して実施。各地区青少年健全育成協議会が企画立案します。		参加者数：25人

(4) 総務課

①

事業名	職員の資質向上、職員研修の実施	担当課：総務課
事業内容	日常業務において機密情報や個人情報などの重要性を意識しながら安全に取り扱うための方法について学習することを目的に研修に参加します。	
主な取組・現状		平成30年度末実績
リモートラーニングによる情報セキュリティ研修に参加しています。		リモートラーニングによる情報セキュリティ研修受講者数：9人
今後の方向性		令和6年度目標
引き続き同研修への参加を促します。		リモートラーニングによる情報セキュリティ研修受講者数：10人

9 個人情報の保護

個人情報は、国や地方公共団体といった公的機関のみならず、銀行、信販会社をはじめ多くの事業者によって、収集・蓄積・管理・利用されていますが、こうした情報が漏洩し問題となったり、事件となった事象が多く発生しています。

この現状を踏まえ、佐渡市では2007年（平成19年）4月に「個人情報保護条例」を施行し、日本国憲法で明記されている「個人の尊厳」と「基本的人権の保障」という基本姿勢に立ち、市民の個人情報に関する権利や利益の保護に努めています。

2013年（平成25年）5月には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）が成立し、個人にそれぞれ割り当てられた固有の番号（マイナンバー）を用いることによる、行政手続き等の簡素化や迅速化が進められています。また、緊急時における要配慮者の情報を、行政や地域関係者で共有することで、支援を容易にするための取組も始まっており、個人情報の適切な活用と適正な管理がより重要となっています。

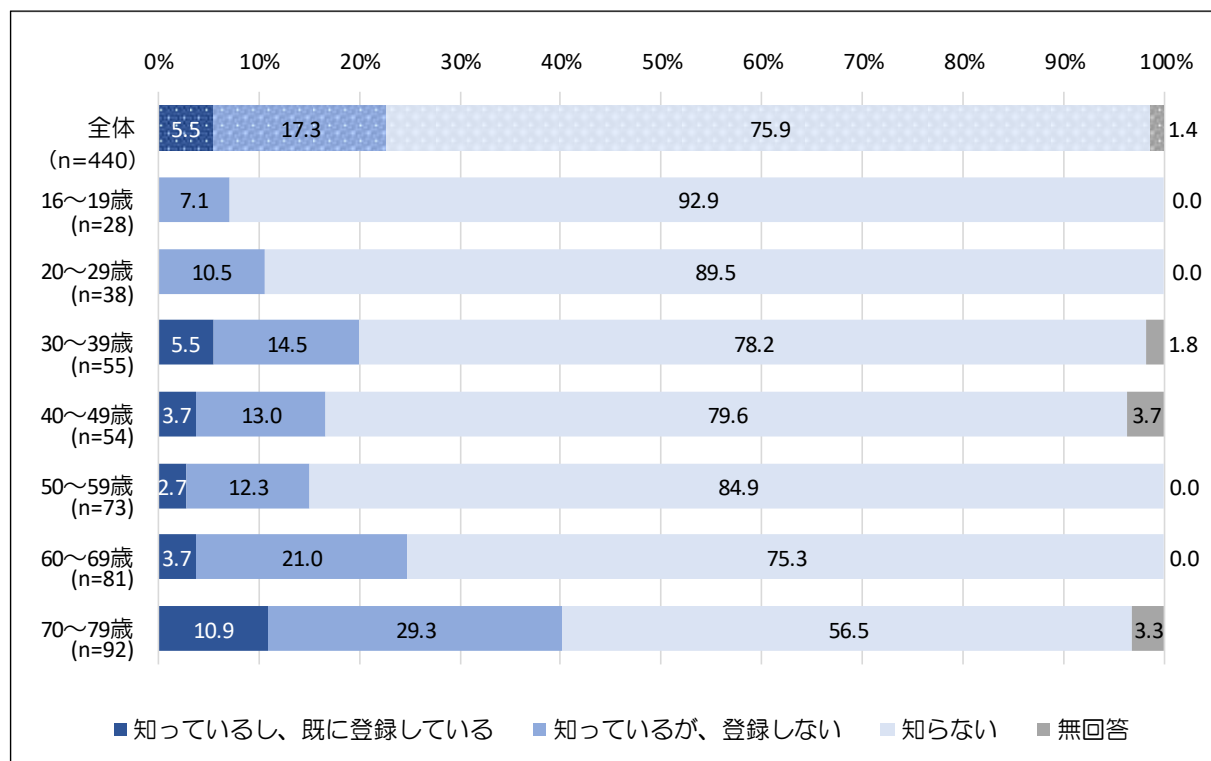
本市においては、住民票の写し等や戸籍関係の証明書を、本人や家族以外の第三者へ交付した際に、交付があったことを本人へ知らせる「本人通知制度」を実施しています。この制度の背景には、不正に取得された戸籍証明書などを、本人の同意なしに婚姻や就職に係る身元調査に使用するなどの著しい人権侵害の事実があり、犯罪に悪用される恐れもあることから、個人の人権を守るために開始した制度です。

しかし、市民を対象として行った「人権に関する意識調査」では、認知度が25%を下回っています。多くの市民から事前登録をしていただくことが市民の安全・安心につながることであり、制度の周知と効率的な運用に努めます。

また、インターネットには電子メールのような特定の人との通信のほかに、商品の購入ができるショッピングサイトやオークションサイト、登録者が無料で利用できるニュースサイトや動画配信のようなサービス等があり、氏名や住所だけでなく、クレジットカード情報などの個人情報を入力する機会があります。

このような情報化社会は便利な反面、個人情報の流出やプライバシーの侵害など、市民にとっては大変な脅威となる場合があります。インターネットの適切な利用についての知識の周知と啓発を図ります。

問 佐渡市では「住民票の写し等に係る本人通知制度」を実施していますが、このことについて該当するものを1つ選んでください。



■具体的な事業

(1) 総務課

①

事業名	個人情報の適正管理	担当課：総務課
事業内容	個人情報保護条例に基づき個人情報を適正に取り扱い、また検討事案の発生時に個人情報保護制度審議会を開催します。 特定個人情報保護評価（PIA）を実施します。	
主な取組・現状	個人情報を取り扱う業務の新規登録、変更を行う場合等において個人情報保護制度審議会を開催し諮問を行います。 特定個人情報（マイナンバー）について、取り扱う課において実施された特定個人情報保護評価書を取りまとめ、公表します。	平成 30 年度末実績 該当業務に変更等がなかったため、個人情報保護制度審議会は未開催です。また、PIA も変更等がなかったため、公表はありません。
今後の方向性	個人情報の適正な管理に努めます。	令和 6 年度目標 —

第4章 分野別人権施策の推進 9 個人情報の保護

②

事業名	個人情報の適正管理および人権教育等研修会の実施	担当課：総務課
事業内容	個人情報の保護制度の適正な管理・運用について研修を行います。	
主な取組・現状	平成30年度末実績	
個人情報の保護制度の適正な管理・運用について研修を行い、個人情報の保護の重要性について職員の意識を高めます。	リモートラーニング(インターネットを利用した研修制度)により、マイナンバーを含む個人情報の漏洩対策や、情報セキュリティの重要性についての研修を実施しました。	
今後の方向性	令和6年度目標	
継続的に庁内研修を実施します。	毎年度1回以上の職員研修を実施します。	

③

事業名	条例の運用状況の公表	担当課：総務課
事業内容	情報公開条例および個人情報保護条例に基づき実施されている情報公開請求、自己情報開示請求等とその処理について、運用状況を公表します。	
主な取組・現状	平成30年度末実績	
情報公開請求、自己情報開示請求等の実施状況を取りまとめ、市報および市ホームページにおいて公表します。	市報および市ホームページで各1回公表	
今後の方向性	令和6年度目標	
情報公開条例に基づき公表します。	<ul style="list-style-type: none"> ・市報公表：1回/年 ・市ホームページ公表：1回/年 	

④

事業名	ポスター等の掲示による普及・啓発活動	担当課：総務課
事業内容	ポスターの掲示、パンフレットの配布等により個人情報保護意識の普及・啓発活動を行います。	
主な取組・現状	平成30年度末実績	
ポスターの掲示やパンフレットの配布を行い、職員や市民の個人情報保護に関する意識啓発を図ります。	個人情報保護委員会において作成されたポスターの掲示、パンフレットの配布等	
今後の方向性	令和6年度目標	
継続的に普及・啓発を行います。	個人情報保護委員会において作成されたポスターの掲示、パンフレットの配布等	

(2) 市民生活課

①

事業名	本人通知制度の登録推進	担当課：市民生活課
事業内容	個人情報の保護のために、戸籍や住民票などの不正請求や取得を防止するための本人通知制度を広く普及する。	
主な取組・現状		平成30年度末実績
人権に関するイベントや講演会、市役所窓口などで本人通知制度の登録の呼びかけて申請の勧奨を行う。また、定期的に市報等に登録の案内を掲載します。		<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に市報へ制度の掲載：1回 ・市職員掲示板での掲載：1回 ・人権展（2日間）の登録数：36人 ・平成30年度末登録数：277人
今後の方向性		令和6年度目標
継続して取組、さらに登録普及を図ります。		市民登録者数：1,000人

②

事業名	国、県等関係機関や民間関係団体の電話相談等の窓口案内	担当課：市民生活課
事業内容	関係専門機関と連携し、人権侵害を受けたと感じた時の相談機関やその後の対応などの体制についての情報提供を行います。	
主な取組・現状		平成30年度末実績
<ul style="list-style-type: none"> ・人権侵害の相談窓口等の紹介を行う（人権擁護委員等）。 ・市報にて特設人権相談実施の広報を行う。 ・SNSでの情報発信を行う。 		特設人権相談の市報掲載：年間10回
今後の方向性		令和6年度目標
積極的に案内紹介をします。		特設人権相談の市報掲載：年間10回

10 様々な人権問題

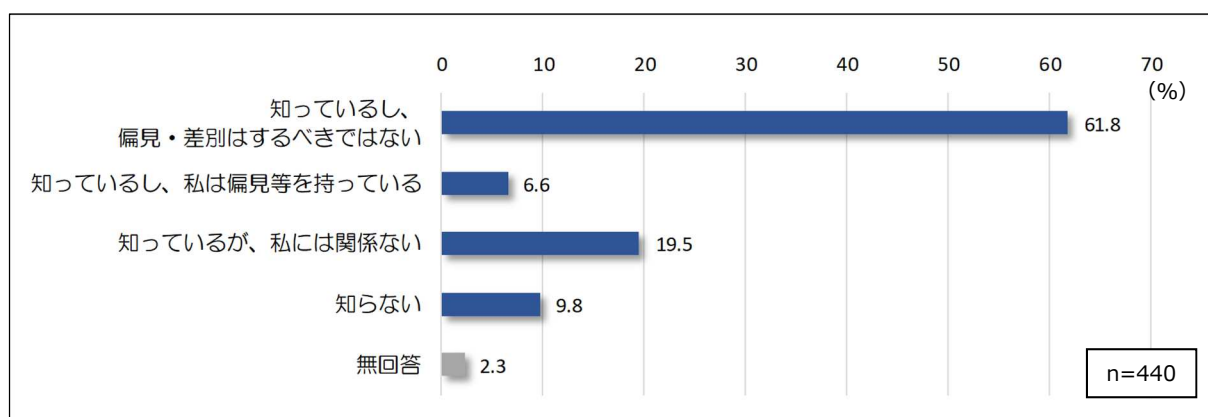
現在の日本社会には、他にも HIV 感染者やエイズ患者や水俣病、ハンセン病回復者やその家族、犯罪被害者や刑期を終えて出所した人とその家族、人種に対する差別や偏見、最近では性的少数者（セクシャル・マイノリティ）など、様々な人権問題があります。

ハンセン病については、2001年（平成13年）に熊本地裁において隔離政策の国の誤り、元患者への損害賠償責任を認める判決が下され、これが大きな契機となり元患者に対する謝罪、損害補償や名誉回復が図られるようになりました。また、2019年（令和元年）には元患者家族への補償法と名誉回復を図る「改正ハンセン病問題基本法」も成立しました。社会の偏見や差別、人間として尊厳や権利が奪われた元患者や家族の苦しみを忘れず、一人ひとりがハンセン病について正しく理解しハンセン病元患者や、その家族への偏見や差別をなくすことが大切です。

また、身体的性と心の性が一致しないあるいは違和感を感じる「性同一性障がい」や、「LGBT：レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（性別越境、性別違和）」などの性的少数者は、偏見や無理解から差別を受けたり、その恐れから本来の自分の姿を表せずに苦悩しています。多様な性のあり方について、理解し、認め、受け入れる社会が必要です。

市民を対象として行った「人権に関する意識調査」では、性的指向（男性が男性を、女性が女性を好きになること等）や性自認（からだの性と心の性が一致していないこと）について、偏見や差別があることを知っているかとの問いに対し、「知っているし、偏見・差別はするべきではない」が61.8%となっています。

問 性的マイノリティに偏見や差別があることを知っているか



また、日常生活の中、家庭や地域、学校、職場などにおいて、あらぬ噂や悪口、嫌がらせやいじめなど、些細なことから深刻な問題に発展する場合があります。

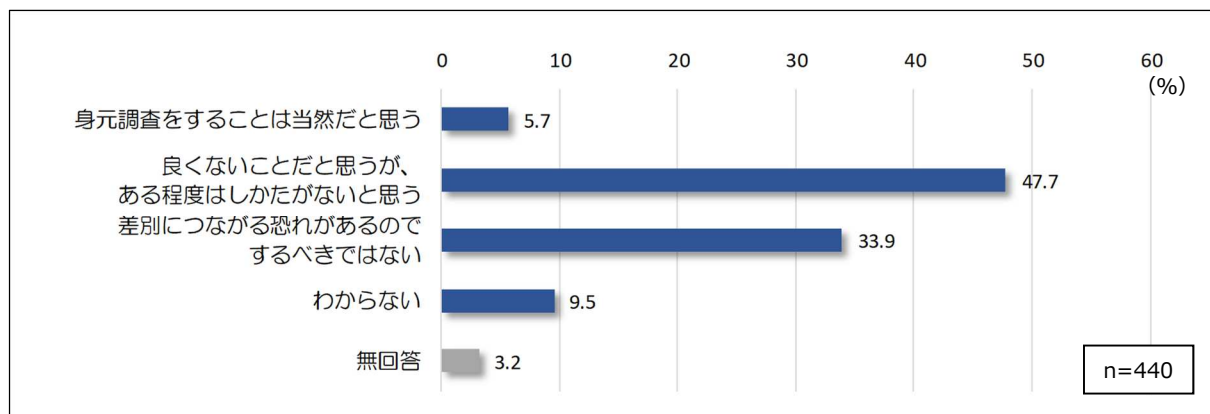
自分が何よりかけがいのない尊いものであることに気づき、その大切さを育てること、そして他の人も同じ存在であることを認識することが人権意識です。互いの人権を尊重し合える社会の実現をめざして、国や県、関係団体などと連携を図り、様々な機会を通して、人権教育・啓発活動の推進に努めます。

市民を対象として行った「人権に関する意識調査」では、身元調査（本籍、出生、家庭環境、国籍、思想・信条、資産などについて、本人の了承を得ないで調べること）をすることについて、「良くないことだと思うが、ある程度はしかたがないと思う」が47.7%と最も高く、「身元調査をすることは当然だと思う」の5.7%と合わせると、半数以上が身元調査を認めています。

身元調査には、融資する際に返済能力を調べるものなどさまざまな調査がありますが、結婚や就職に際し、本人の知らないところで、その人の個人情報や興信所等の民間調査機関を使って入手する身元調査は、多くの場合、重大な人権侵害であり、差別行為になります。

注意しなければならないのは、調査する側の巧みな言葉によって、つい第三者のことをあれこれ話してしまい、結果として、身元調査に協力してしまう場合です。身元調査は差別につながるということを一人ひとりが認識することが、差別をなくすことのみならず、私たちすべての人権を守ることに繋がります。

問 身元調査をすることについて、どう思いますか。



■具体的な事業

(1) 市民生活課

①

事業名	人権教育、啓発を通じた総合的な人権意識の高揚	担当課：市民生活課
事業内容	様々な差別や偏見をなくすための啓発活動を行います。	
主な取組・現状	平成 30 年度末実績	
様々な人権課題に気づき意識するための機会を設定します。	<ul style="list-style-type: none"> ・佐渡人権展において、講演会実施 ・ポスター掲示 	
今後の方向性	令和 6 年度目標	
佐渡人権展での啓発活動の継続や人権講演会等を計画し市民の意識高揚を図ります。	LGBTなど様々な人権問題に関する講演会（研修会）を年1回開催します。	

②

事業名	感染症や水俣病、ハンセン病などの正しい理解を図るための広報・啓発活動	担当課：市民生活課
事業内容	感染症や水俣病、ハンセン病などに対する正しい知識の普及や啓発活動。	
主な取組・現状	平成 30 年度末実績	
感染症や水俣病、ハンセン病等に対する正しい情報の提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・佐渡人権展において、ハンセン病、水俣病のパネル資料の展示をしました。 ・県主催のハンセン病テーマ映画「あん」上映の協力をしました。 	
今後の方向性	令和 6 年度目標	
引き続き啓発活動を続け、正しい理解の普及を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・佐渡人権展での広報活動 ・パンフレット配布やポスター掲示、広報紙への掲載をします。 	

③

事業名	犯罪被害者や刑期を終えて出所した人、またその家族への支援や関係機関・団体との連携	担当課：市民生活課
事業内容	犯罪被害者、刑期を終えて出所した人、その家族等の相談窓口となります。	
主な取組・現状	平成 30 年度末実績	
相談の依頼があれば相談機関の紹介を行いますが、相談の実態はありません。	相談実績なし 佐渡罪の会主催；映画「獄友」を上映しました。（名義後援）	
今後の方向性	令和 6 年度目標	
相談内容に応じて専門機関への紹介や関係機関との連携をとり個人の人権に配慮します。	人権相談機関の広報や周知を徹底します。	

(2) 学校教育課

①

事業名	AIDS 教育・LGBT 教育等	担当課：学校教育課
事業内容	学習指導要領実施に関する情報提供をします。	
主な取組・現状	平成 30 年度末実績	
学習指導要領実施に関する情報提供を校長会等で行います。	校長会で学習指導要領における改訂のポイントを確認しました。	
今後の方向性	令和 6 年度目標	
学習指導要領に沿った各種教育の円滑な実施のための情報提供を行います。	校長会で学習指導要領に沿った各種教育の円滑な実施のための情報提供を行います。	

(3) 社会福祉課

①

事業名	関係機関や関係団体との連携	担当課：社会福祉課
事業内容	社会を明るくする運動を実施します。	
主な取組・現状	平成 30 年度末実績	
佐渡地区保護司会と協力し、佐渡地区推進委員会の開催・佐渡地区大会として広報啓発のためにパレードを実施しています。 7月強調月間における市報記事の掲載をします。 市内各地において、街宣活動を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 佐渡地区推進委員会：年1回 佐渡地区推進大会：年1回（参加者：53人） 	
今後の方向性	令和 6 年度目標	
佐渡地区保護司会と協力体制をさらに強化し、佐渡地区推進委員会の開催、佐渡地区大会を実施していきます。	<ul style="list-style-type: none"> 佐渡地区推進委員会：年1回 佐渡地区推進大会：年1回（参加者：50人） 	

(4) 総務課

①

事業名	職員の資質向上、職員研修の実施	担当課：総務課
事業内容	様々な人権問題についての職員研修を実施します。	
主な取組・現状	平成 30 年度末実績	
国・県や人権団体が主催する様々な人権問題について認識や理解を深めるための各種研修会や講演会への参加を検討しています。	佐渡人権展講演会（ハンセン病テーマ）への関係各課職員の参加要請	
今後の方向性	令和 6 年度目標	
関係課と連携しながら研修等への参加や職員研修を実施し、職員の資質向上に努めます。	職員へ自習用研修用教材を配布、または研修を実施します。（年1回）	

第5章 人権教育・啓発の取組

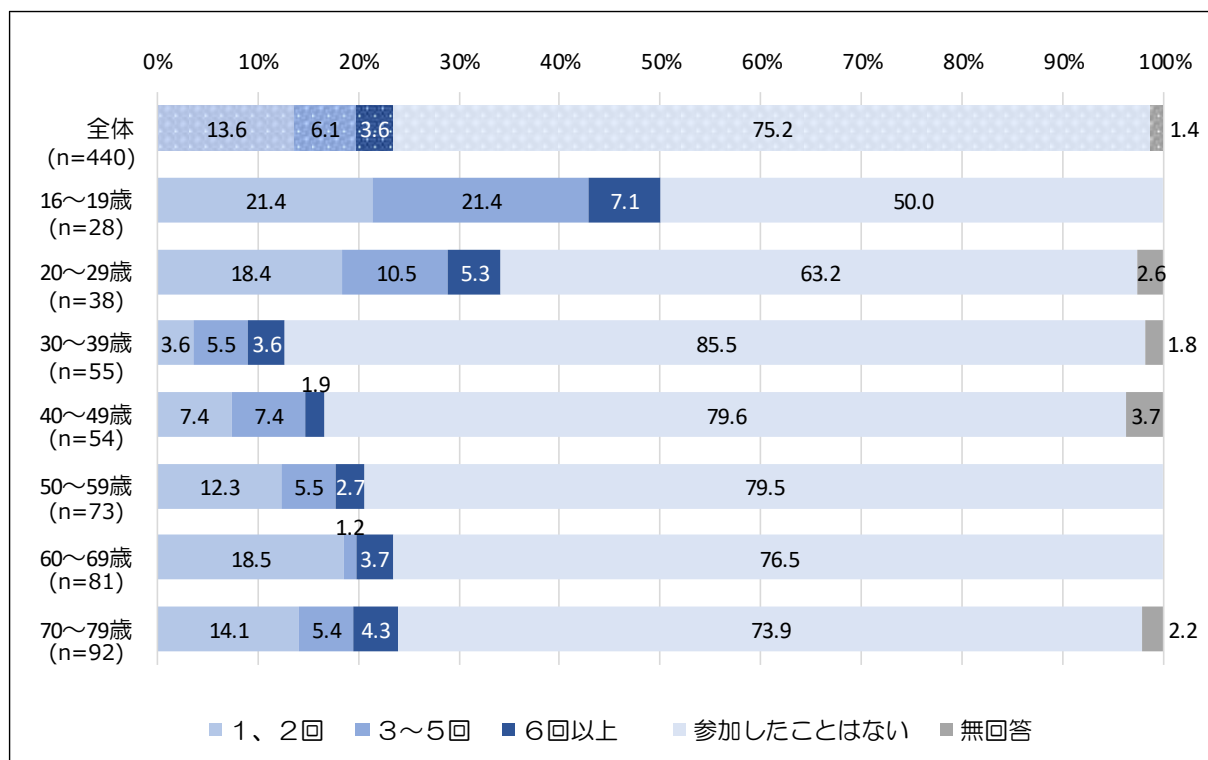
1 様々な場面での人権教育・啓発

人権が守られるためには、一人ひとりが自分の人権を知っていなければなりません。人権がどういうものかを知ることが、他人の権利を大切にし、人権侵害を防ぐ力ともなります。それはまた、いろいろな人々がその違いを認め合い、尊重し合い、支え合う、平和で安全な社会をつくるために大きな力となります。

市民一人ひとりが、人権の意義や重要性を理解するとともに、人権問題を身近な問題としてとらえる感性や、日常生活における判断や行動に表れるような人権意識を身につけるための人権教育・啓発を推進します。

市民を対象として行った「人権に関する意識調査」では、人権問題に関する講演会・研修会への参加経験について、「参加したことはない」が75.2%となっています。特に、働き盛り世代の参加率が低くなっていることから、インターネットなど多様な媒体を活用し、社会的な関心の高い問題について人権の視点からとらえることにより、人権教育・啓発を図ります。

問 これまで人権問題に関する講演会・研修会に参加したことがありますか。



(1) 保育園・幼稚園・認定こども園

保育所・幼稚園・認定こども園は、人間形成の基礎を作る時期にある子どもが、その生活時間の大半を過ごすところです。家庭や地域と連携して、自立心やお互いを大切にする豊かな人間性を持った子どもの育成を推進します。

また、すべての職員が人権問題について正しい理解と認識をさらに深めるとともに、具体的実践につながるための研修を行い、人権教育に関する理解と指導力の向上に努めます。

(2) 学校

学校においては、児童生徒の発達段階に即し、教育活動全体を通じて人権教育を推進します。

子どもをめぐる人権問題が多様化・複雑化している現状を踏まえ、知識としての学習だけでなく、高齢者・障がい者等との交流活動や、ボランティア活動等の社会奉仕体験活動などの機会の充実に努めるとともに、児童生徒が人権問題を自分自身の課題としてとらえ、様々な場面や状況下において人権を尊重した行動を実践する人権認識の育成を図ります。

また、教職員の資質の向上と、児童生徒への相談体制の充実に努め、家庭や地域社会、関係機関と連携して学校における人権問題に対応できる体制づくりを推進します。

(3) 地域

地域社会には、様々な人権課題が存在しています。その要因としては、人々の中に見られる同質性・均一性を重視する傾向や、しきたりのような非合理で因習的な意識、社会における人間関係の希薄化などがあげられます。また、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化なども人権に関わる問題を複雑化させる要因となっています。

差別や偏見のない明るい地域社会の実現をめざし、地域の実情や生涯の各時期（ライフステージ）に応じたニーズを踏まえながら、人権に関する多様な学習機会の提供に取り組みます。

(4) 家庭

家庭は、子どもにとって家族とのふれあいを通じ、愛情や思いやりの心など人権の基礎的要素を育み、基本的な生活習慣や社会規範を身につけ、人格を形成する基盤であり、あらゆる教育の出発点です。

しかし、少子化や核家族化が進む中、児童虐待やDVなど、家庭における人権侵害の発生が問題となっています。

家庭において、親子ともに日常生活における人権感覚を養うため、学習活動の支援、相談・サポート体制の充実、地域におけるネットワークづくりに取り組みます。

(5) 企業・職場

企業・職場は、その企業活動・営業活動などを通じ、地域社会に深く関わるとともに、地域社会の雇用の場を確保するなど地域社会の構成員として人権の尊重される社会の実現に向け、重大な責任を担っています。

企業がその社会的責任を自覚し、公正な採用を行うとともに、職場内での嫌がらせ、差別などがない働きやすい職場環境づくりを推進するために啓発資料の配布や情報の提供などを行い、人権尊重の確保と人権意識の高揚に向けた教育・啓発活動を支援します。

2 人権教育・啓発を推進する人材の育成

行政職員、教職員、医療・保健・福祉関係者、マスメディア関係者など、特に人権に関わりの深い職業従事者に対し、人権尊重の理念を理解し人権に配慮して業務を遂行できるよう、様々な人権問題に関する研修や講演会を実施するとともに、関係機関が行う研修等の取組に対して支援を行います。

(1) 市職員

市職員はその職務上、市民の人権に深く関与しているため、すべての市職員が人間として、また公務員として十分な人権感覚を身につけ、常に人権の視点に立って職務を遂行する必要があります。

職務内容に応じたより高い人権意識の醸成をめざすため、人権問題に関する諸問題や法の改正等について職員研修を実施し、人権尊重の視点にたった市民サービスの向上と、人権問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができる職員の育成に努めます。

(2) 教職員・社会教育関係者

学校や幼稚園など教育に携わる職員は、子どもの人権を守り、子ども達の人権意識を育む教育を推進するうえで重要な役割を担っています。このため、職員一人ひとりの人権意識の高揚と、児童生徒に対する指導力の向上が必要です。

職員自らが豊かな人権感覚と高い人権意識を身につけるための研修、また指導方法の工夫・改善をめざす研修の充実を図り、職員の資質の向上に努めるとともに、学校における人権教育を積極的に推進します。

(3) 医療・保健・福祉関係者

医療関係者については、インフォームド・コンセント*の徹底や患者の人権・プライバシーに配慮した医療の確保のため、人権に対する理解と人権意識の向上のための啓発活動を推進します。

また、市民の相談を受けたり、子どもや高齢者、障がい者に接する機会の多い保健・福祉関係者に対して、個人のプライバシーや人権に配慮した処遇が徹底されるよう、人権に関する啓発資料の配布や研修、講演会などを実施します。

(4) マスメディア関係者

マスメディアが社会に及ぼす影響はとて大きいいため、人権教育・啓発に対して重要な役割を果たす反面、誤った報道による名誉棄損やプライバシーの侵害など、人権侵害につながる場合もあります。

このため、マスメディア関係者に対し、常に人権に配慮した報道等が行われるよう従業員の教育・啓発を促すとともに、その活動を通じて人権尊重の働きかけに取り組むよう、協力連携を図ります。

(5) 消防職員

消防職員は地域住民の生命、身体および財産を火災等の災害から守ることを任務としています。そのため、任務の遂行にあたっては、人命の尊重に加えて、被災者や患者の人権の尊重やプライバシーの保護に十分配慮する必要があります。

消防職員が人権に関する正しい知識を取得し、その重要性を認識して消防業務において適切な対応を行えるよう、人権研修の実施を促進します。

*インフォームド・コンセント：十分な情報を得た（伝えられた）上での合意

3 計画の推進体制

(1) 庁内の推進体制

人権問題について深い認識と実践力を持った市職員を養成するとともに、日頃から人権感覚を豊かにするため、全職員が積極的に人権問題について学び、日常の仕事を通じて自ら実践することで、人権の大切さが市民に正しく理解されるよう努めます。

また、人権擁護の取組において、関係部局・機関が連携しやすい体制づくりを進めるとともに、本計画の進捗管理と検証に取り組み、全庁的な人権課題の共有と、相互に連携した施策の展開に努めます。

(2) 市民・地域との連携

この計画は、あらゆる差別の解消に向けた諸施策を市政の重要な施策として位置づけ、市民一人ひとりの課題として市民の理解を得ながら推進します。

また、この計画の推進にあたっては、市民をはじめ佐渡人権擁護委員協議会等の地域における関係団体、学校、企業、ボランティア団体等と連携・協力を図りながら、地域に密着した効果的な事業の推進を図ります。

(3) 国・県など関係機関との連携

人権施策の推進にあたっては、国、県、市がそれぞれの立場から様々な取組を行っており、その方針との整合性に配慮するとともに、より効果のある施策の推進を図ります。

また、新潟地方法務局佐渡支局、佐渡人権擁護委員協議会、佐渡市の三者からなる「佐渡人権啓発活動地域ネットワーク協議会」は、人権教育啓発一般にかかわる横断的な組織であり大きな役割を担っています。さらなる組織力や活動の充実強化等、整備・発展を図っていきます。

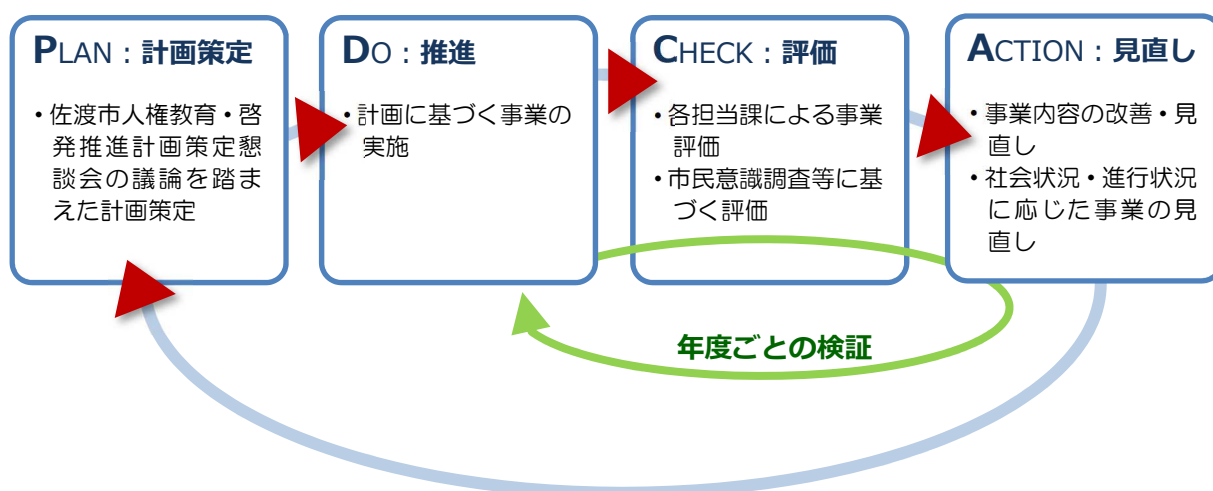
人権の尊重された社会の実現に向け、国や県、他市との情報交換や交流を通じ、連携に努めます。

4 計画の進行管理

人権に関する施策の継続的な充実・改善に向け、事業評価のあり方について、その視点や指標を検討し、施策の推進におけるPDCAサイクルの確立を図ります。

年度ごとに事業の進捗状況を検証する協議会を設置し、当事者の声をしっかり聞き事業内容の改善・見直しを行います。

計画の推進期間は5年間ですが、国・内閣府の施策の状況、社会経済状況の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。



資料編

1 佐渡市人権教育・啓発推進計画策定懇談会の審議経過

年 月 日	内 容
令和元年 10 月 29 日(火)	令和元年度 第 1 回 佐渡市人権教育・啓発推進計画策定懇談会 ・「人権に関する意識調査報告」について ・第 3 次佐渡市人権教育・啓発推進計画（素案）について
令和元年 11 月 28 日(木)	令和元年度 第 2 回 佐渡市人権教育・啓発推進計画策定懇談会 ・人権に関する意識調査報告書の考察（前回の続き） ・第 3 次佐渡市人権教育・啓発推進計画（素案）の検討
令和元年 12 月 25 日(水)	令和元年度 第 3 回 佐渡市人権教育・啓発推進計画策定懇談会 ・第 3 次佐渡市人権教育・啓発推進計画（素案）の検討（前回の続き）
令和 2 年 1 月 28 日（火）	令和元年度 第 4 回 佐渡市人権教育・啓発推進計画策定懇談会 ・第 3 次佐渡市人権教育・啓発推進計画（素案）の検討
令和 2 年 3 月 16 日（月）	佐渡市人権教育・啓発推進計画策定懇談会委員に対し書面にて意見交換 ・パブリックコメント回答（案）について ・第 3 次佐渡市人権教育・啓発推進計画最終案について

2 佐渡市人権教育・啓発推進計画策定懇談会委員名簿

No.	団体名	役職	氏名	備考
1	部落解放同盟新潟県連合会	執行委員長	長谷川 均	人権全般
2	佐渡人権擁護委員協議会	会 長	小橋 敬鷹	人権全般
3	佐渡扉の会	事務局長	◎ 石崎 澄夫	同和問題
4	佐渡市身体障がい者福祉協議会	副会長	金山 教勇	障がい者の人権
5	佐渡市老人クラブ連合会	理 事	高橋 長右衛門	高齢者の人権
6	佐渡市連合婦人会	副会長	吉田 サツキ	女性の人権
7	佐渡市小中学校 PTA 連合会	会 長	岩月 祐護	子どもの人権
8	曾我さん母娘を救う会	会 長	臼木 優	北朝鮮による人権侵害
9	佐渡市民生委員児童委員協議会	会 長	稲場 勇夫	人権全般 ※令和元年11月まで
	〃	副会長	池 一義	人権全般 ※令和元年12月から
10	佐渡市教育委員会	学校教育課 課長	山田 裕之	人権全般

◎ 座長

3 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 (平成十二年十二月六日法律第四百七十七号)

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第二百十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

以下 (略)

4 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (平成二十五年法律第六十五号)

平成二十五年六月二十六日公布

平成二十八年四月一日施行

目次

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（第六条）

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置
(第七条—第十三条)

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置（第十四条—第二十条）

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。

四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうちニの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

ヘ 会計検査院

五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施

するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
- 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置 （行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

（国等職員対応要領）

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

（地方公共団体等職員対応要領）

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

（事業者のための対応指針）

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（事業主による措置に関する特例）

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

（啓発活動）

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（障害者差別解消支援地域協議会）

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社

会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

（協議会の事務等）

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

以下 （略）

5 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成二十八年法律第六十八号）

平成二十八年六月三日公布・施行

目次

前文

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本的施策（第五条—第七条）

附則

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加える旨を告知するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

（基本理念）

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国

との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(相談体制の整備)

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

6 部落差別の解消の推進に関する法律（平成二十八年法律第九号）

平成二十八年十二月十六日公布・施行

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。